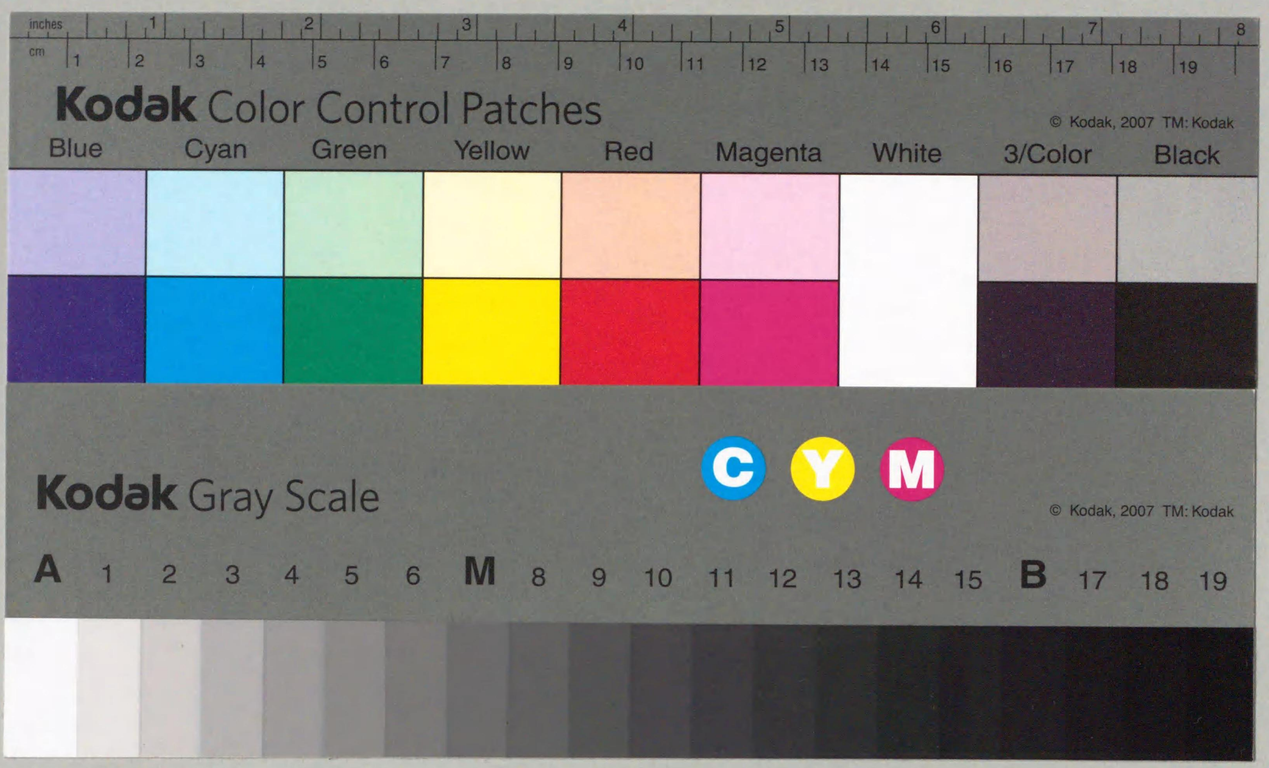

686.21
Te211k
0070058804

トエ8A-11

昭和五年二月八日
○鐵道省寄贈

國有鐵道震災誌

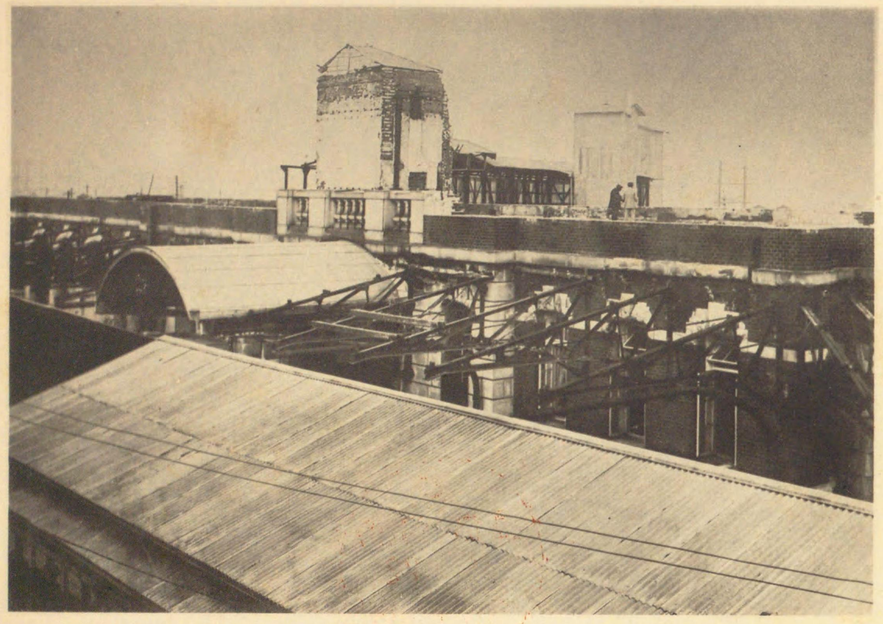

（東海道線）　横濱驛　燒失後屋上一部整理せられたるもの

藤澤驛　開通當時旅客の混雜

686.21
Te21k

國立國會圖書館
41.9.22

705801

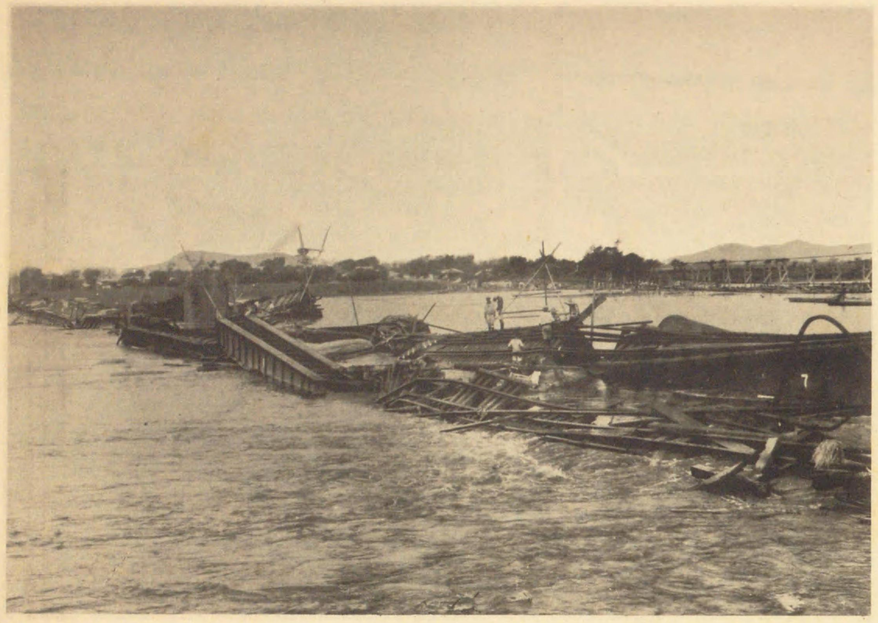

茅ヶ崎平塚間　震災當時の馬入川橋梁

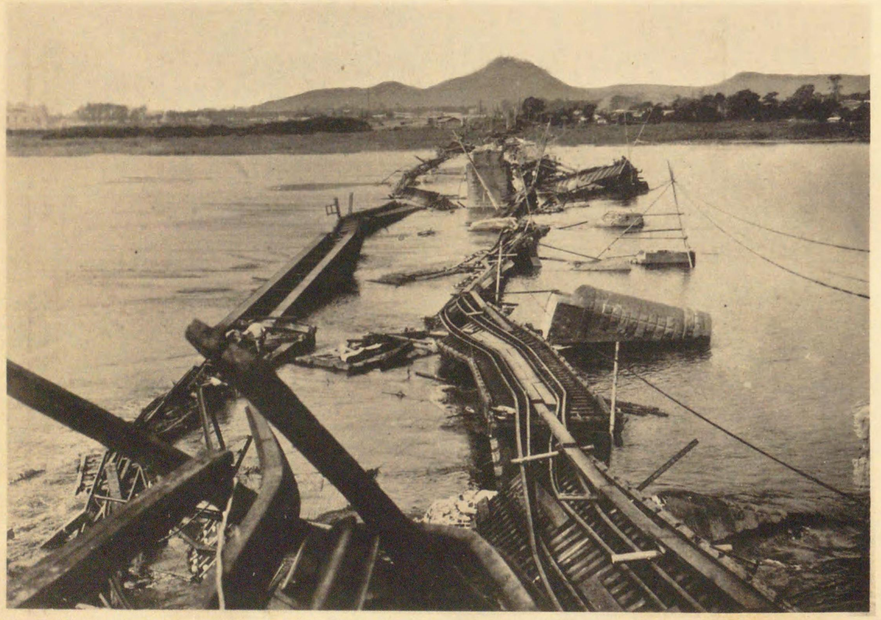

上　　同

茅ヶ崎驛　開通當時旅客の混雜

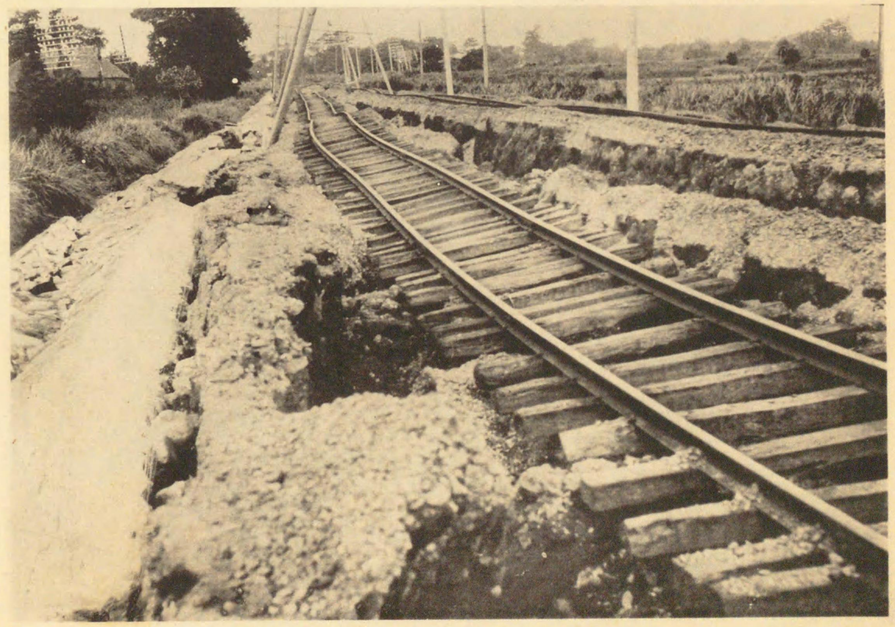

茅ヶ崎平塚間　鳥井戸川橋梁附近築堤の崩壞

茅ヶ崎平塚間　馬入川橋梁應急工事

上　　同

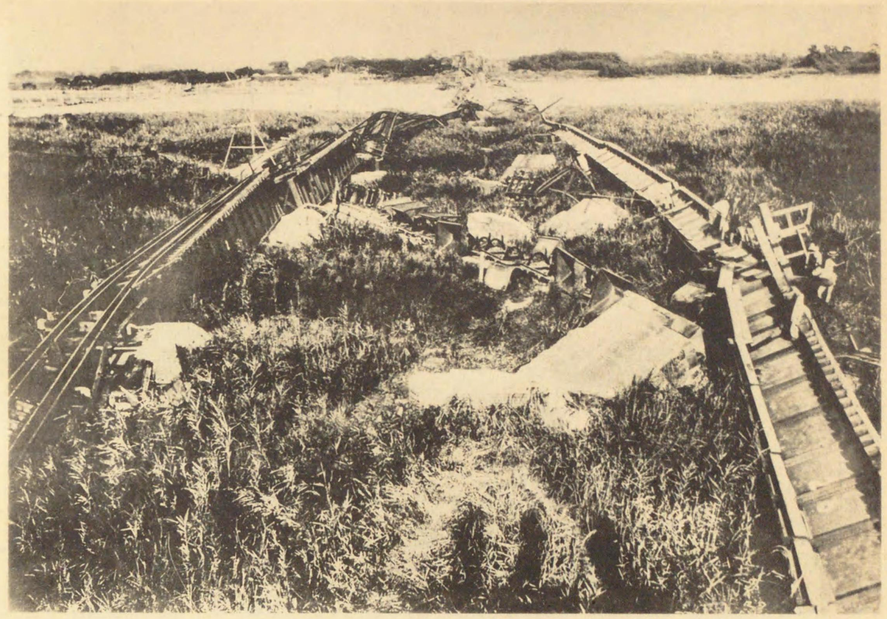

茅ヶ崎平塚間　震災當時の馬入川橋梁

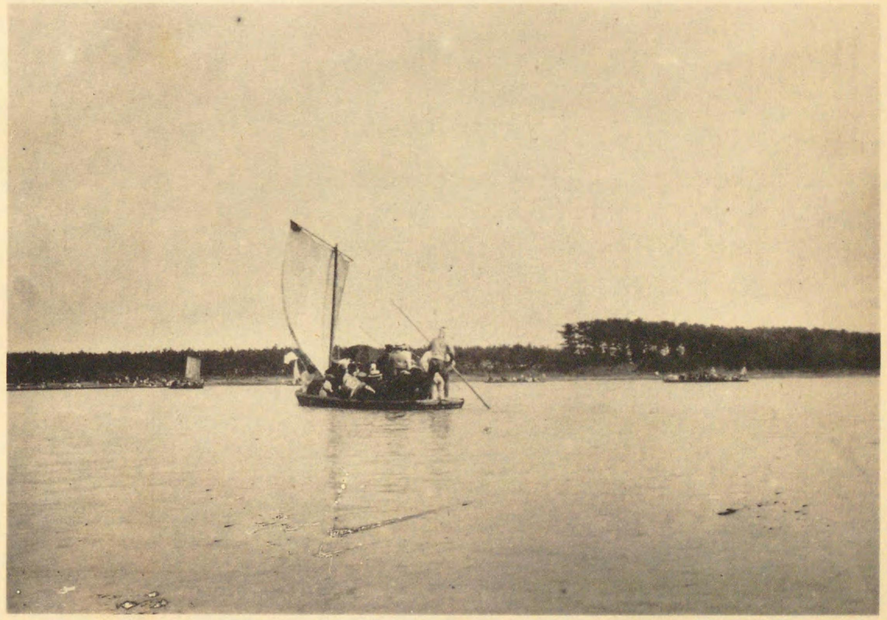

茅ヶ崎平塚間　馬　入　川　渡　船

梁橋川入馬　間塚平崎ケ茅

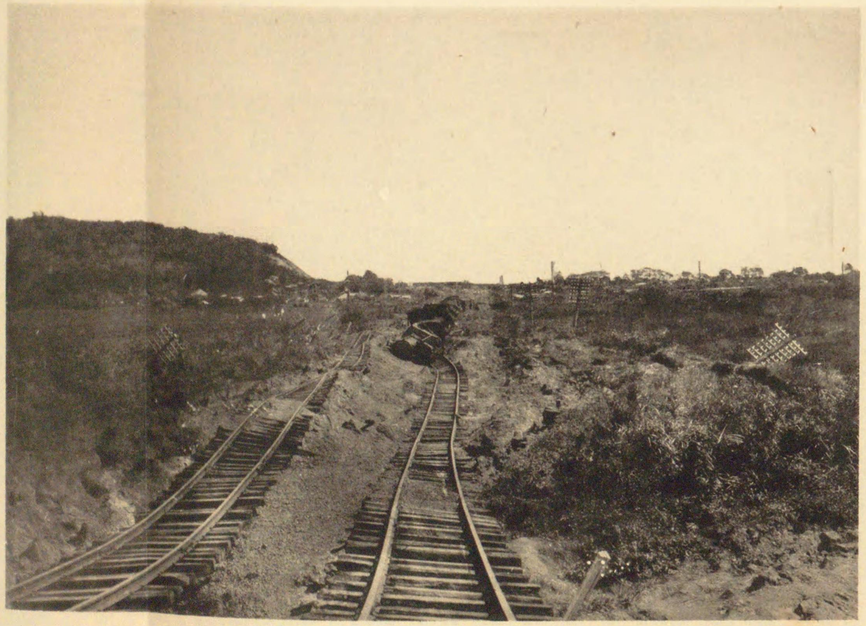

國府津驛附近の震害

事工急應梁橋川入馬　間塚平崎ケ茅

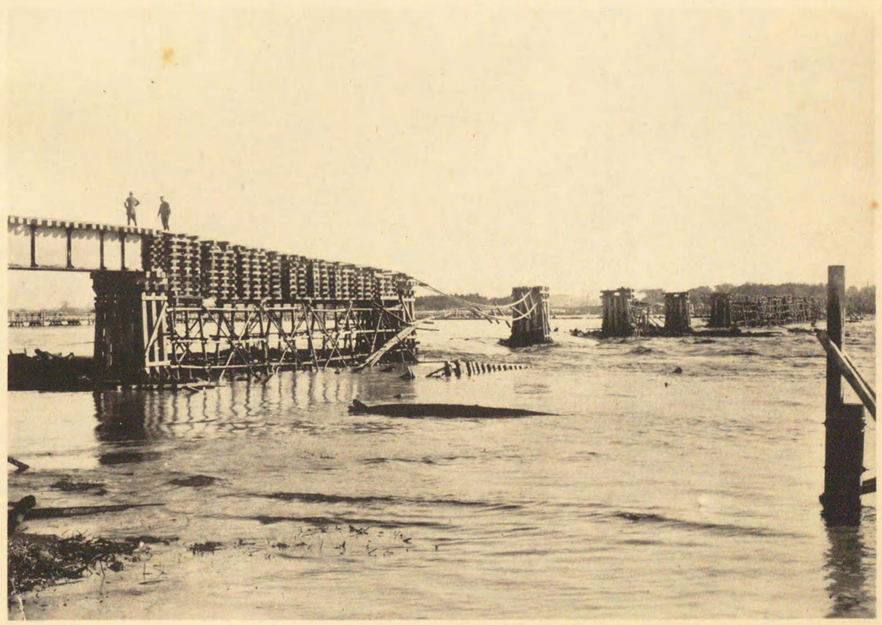

（舊復害水）　失流の代足脚橋梁橋川入馬　間塚平崎ケ茅

茅ヶ崎平塚間　馬入川橋梁應急工事

下曾我松田間　破壞當時の梅林水道橋

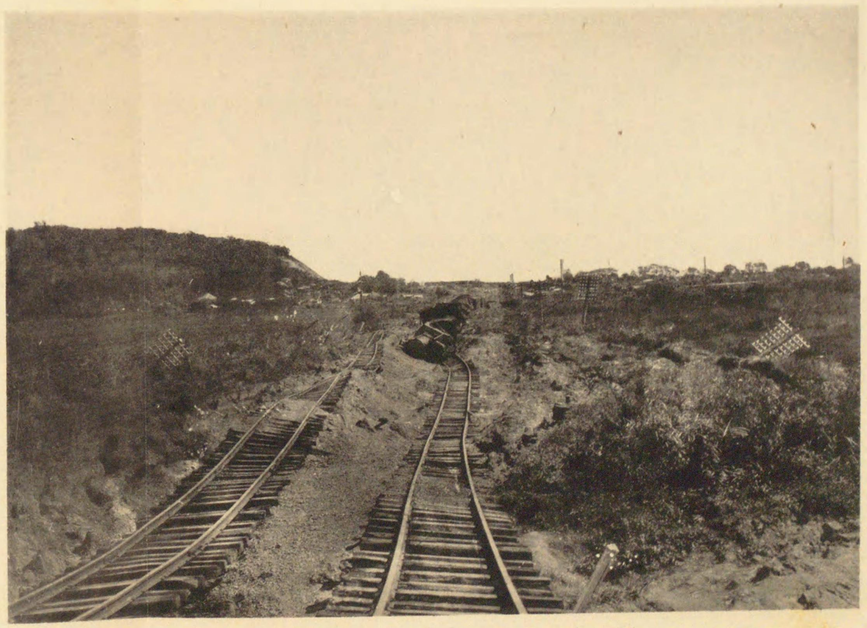

國府津驛附近の震害

山北驛附近線路內の避難

山北谷峨間　第二酒匂川附近の震害

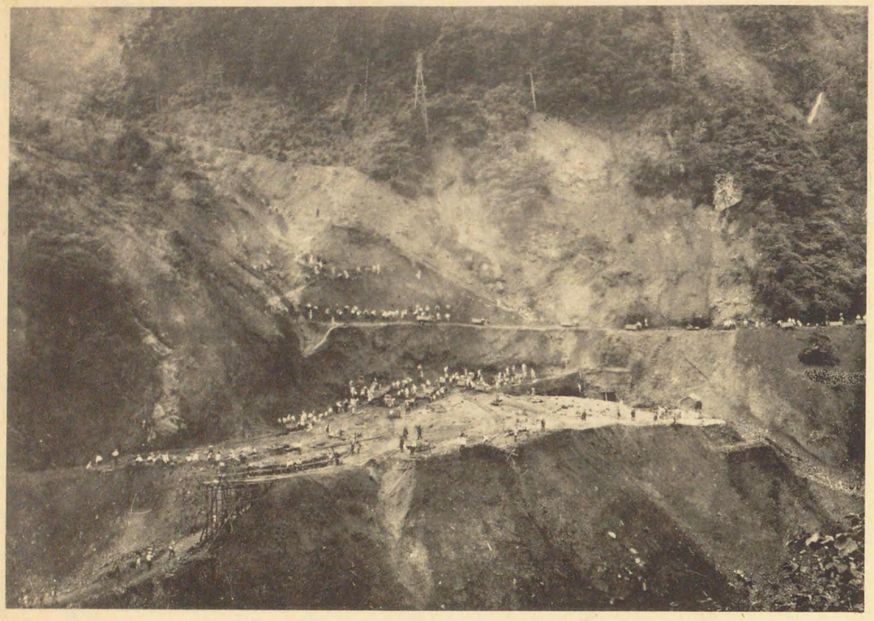

山北谷峨間　箱根第三第四號隧道間震害應急工事

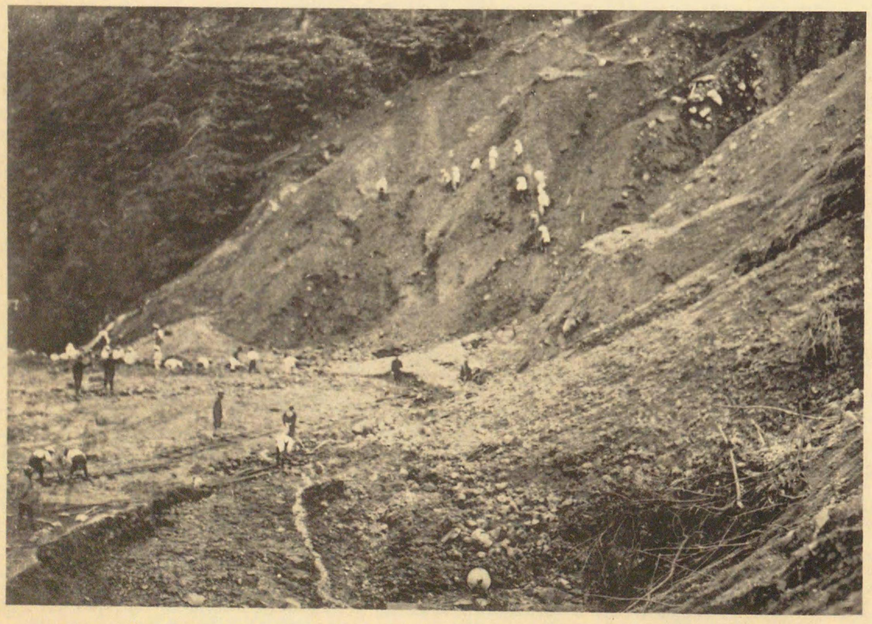

上　　同

山北谷峨間　第五相澤川舊橋臺の震害

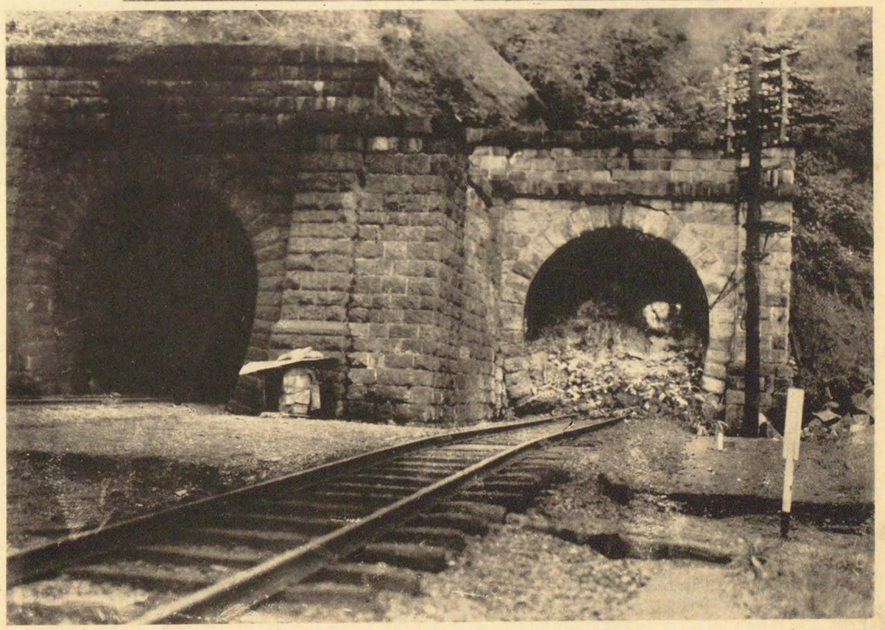

山北谷峨間　箱根第二號隧道の震害

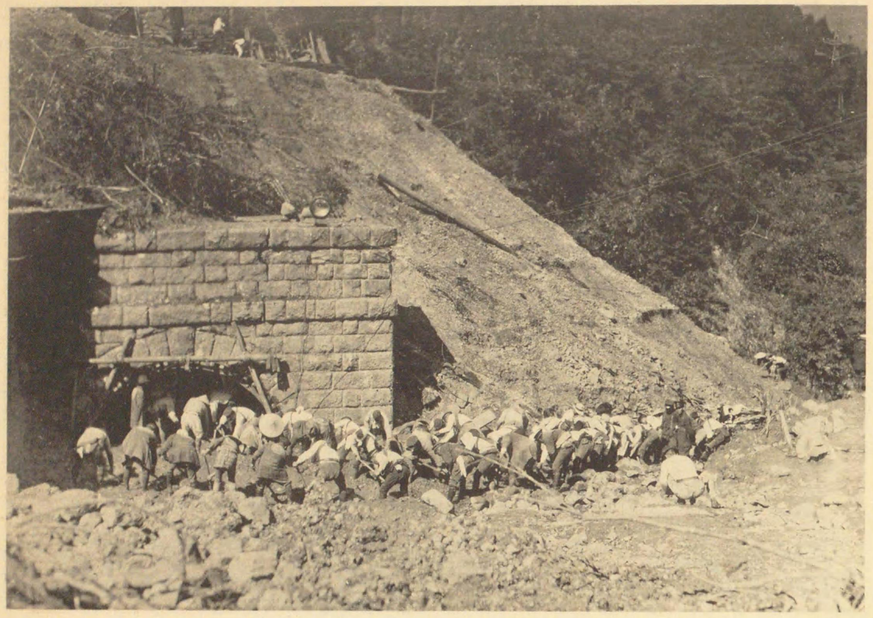

山北谷峨間　箱根第四號隧道震害應急工事

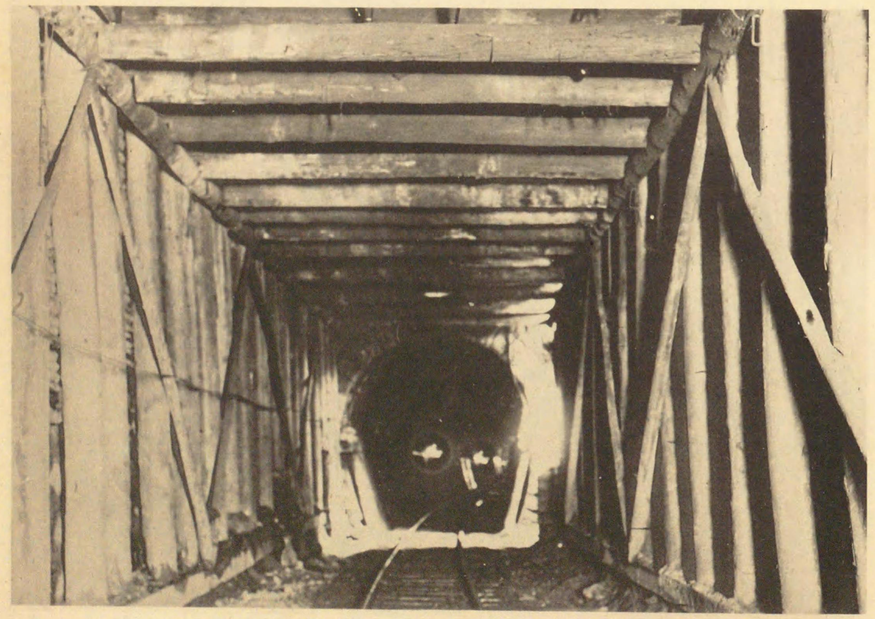

山北谷峨間　箱根第三號四第號隧道間道埋設箇所假設隧道

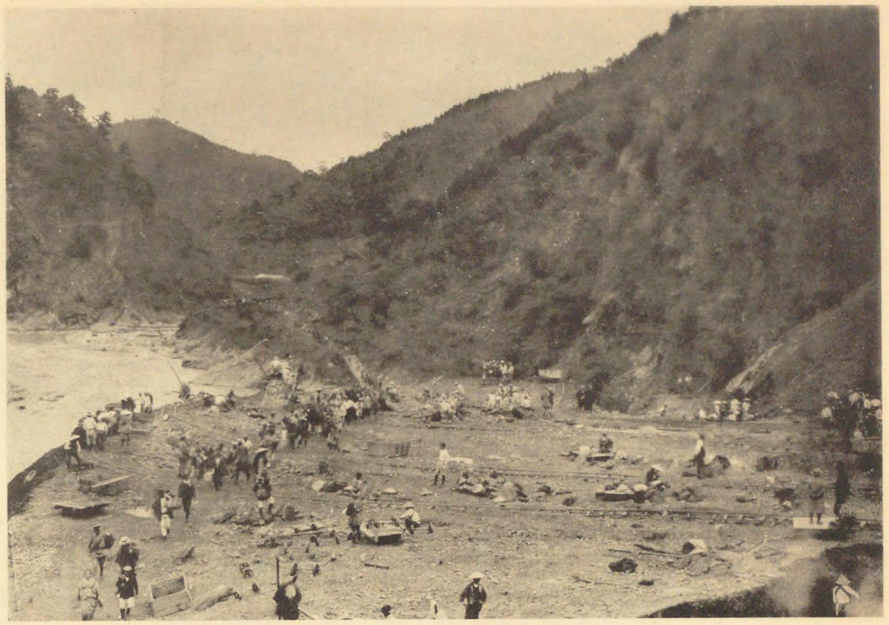

山北谷峨間　箱根第三第四號隧道間道震害應急工事

山北谷峨間　箱根第三第四號隧道間徒歩連絡

工保支壞破脚橋梁橋號一第　間港濱橫濱橫東　（線港臨濱橫）

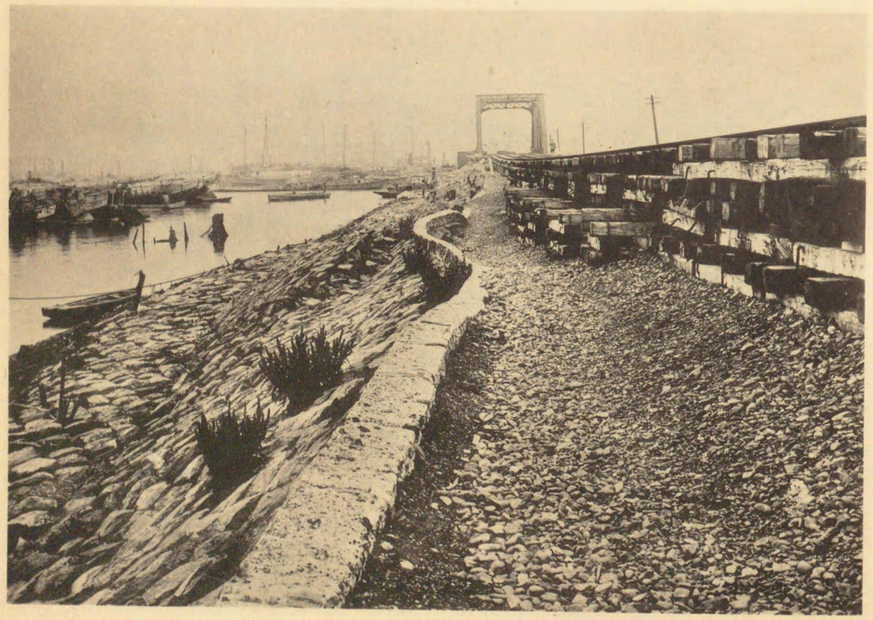

東橫濱橫濱港間　第一號第二號橋梁間築堤沈下

山北谷峨間　第　五　號　隧　道　口　の　震　害

東神奈川小机間　假　復　舊　せ　る　乘　越　橋　梁　（線　濱　橫）

鎌倉逗子間　滑川橋梁破壊復舊工事

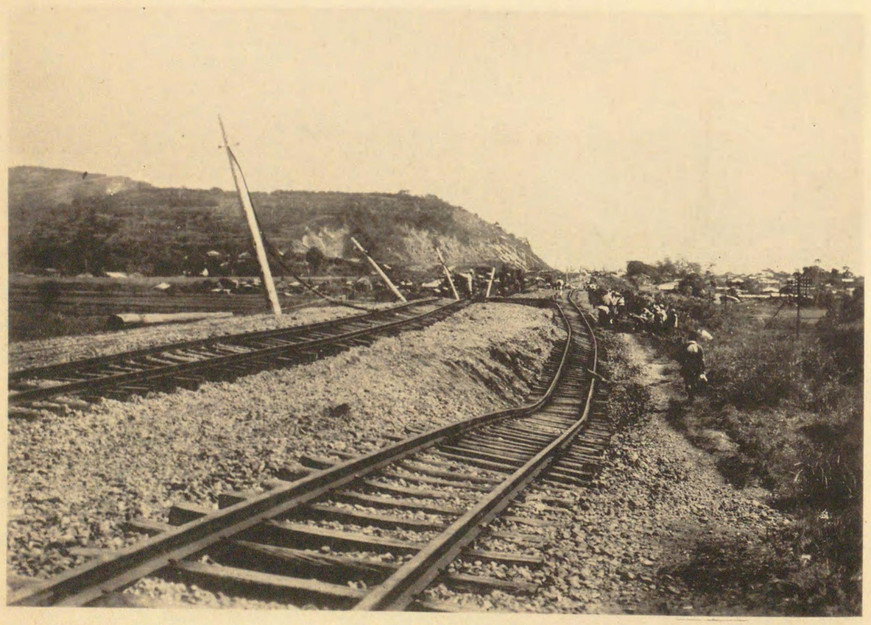

（熱　海　線）　國府津鴨宮間　國府津驛起點零哩六十鎖附近より國府津驛方面を望む

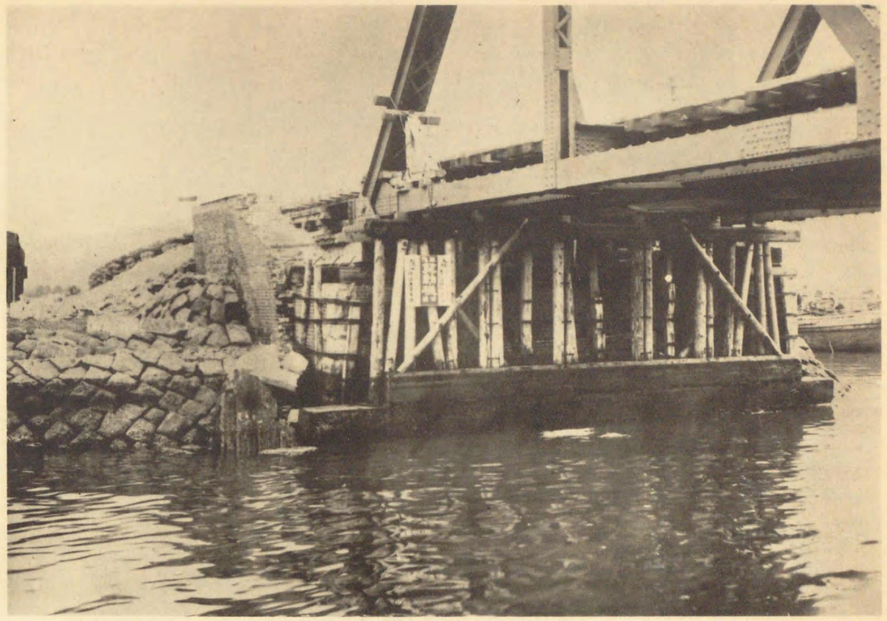

東橫濱橫濱港間　第二號橋梁橋臺破壊支保工

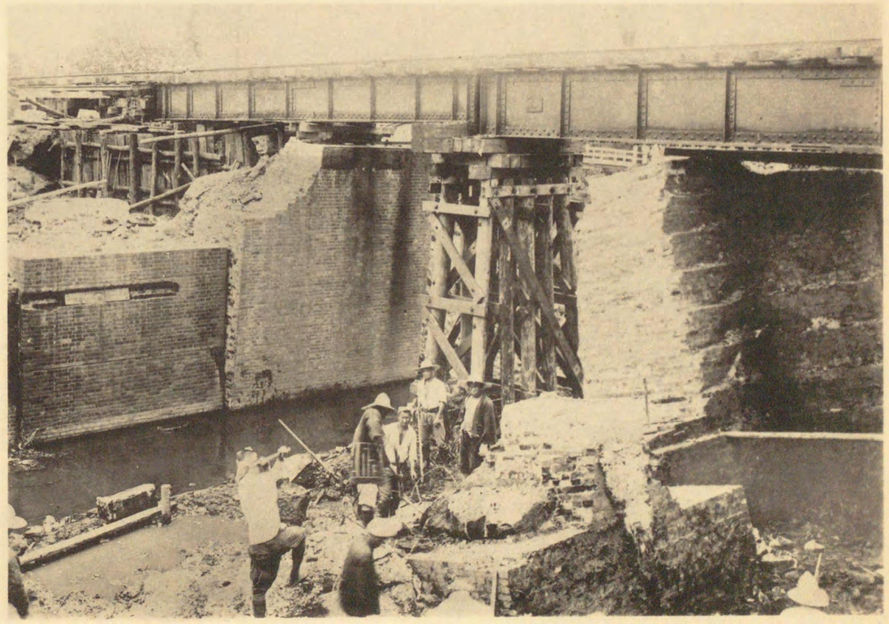

（橫　須　賀　線）　鎌倉逗子間　滑川橋梁破壊復舊工事

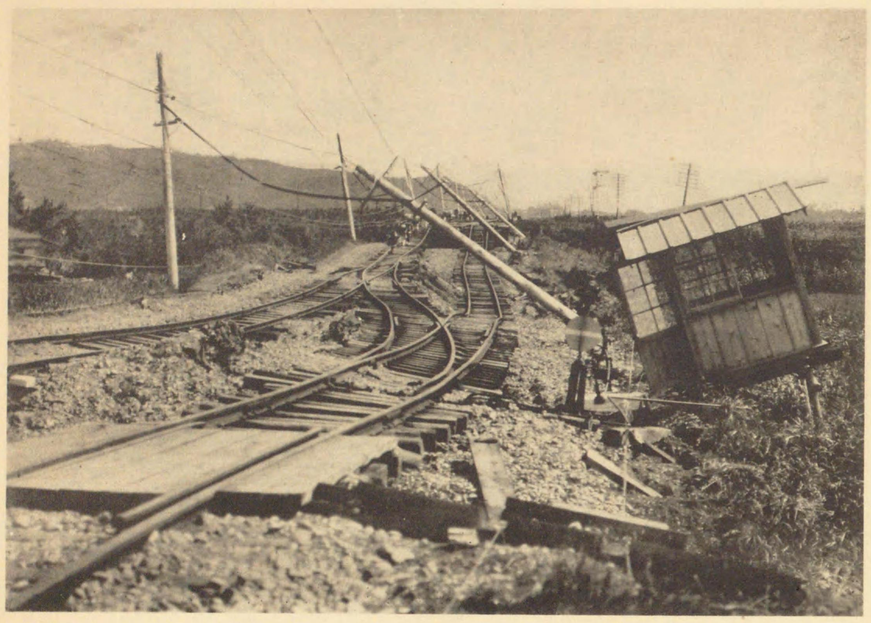

下沈の堤築近附鎖十六哩一點起驛津府國　口入東驛宮鴨

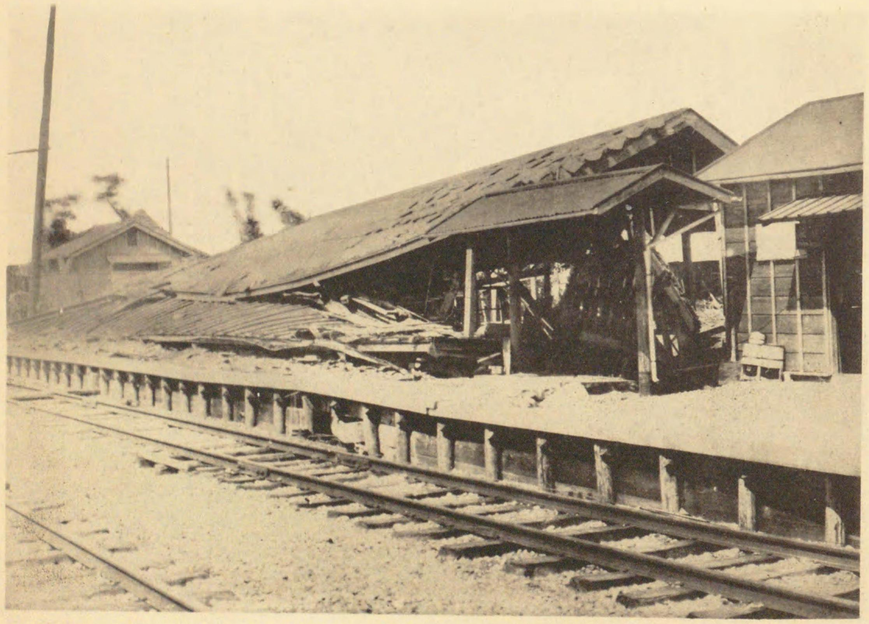

家　本　驛　宮　鴨

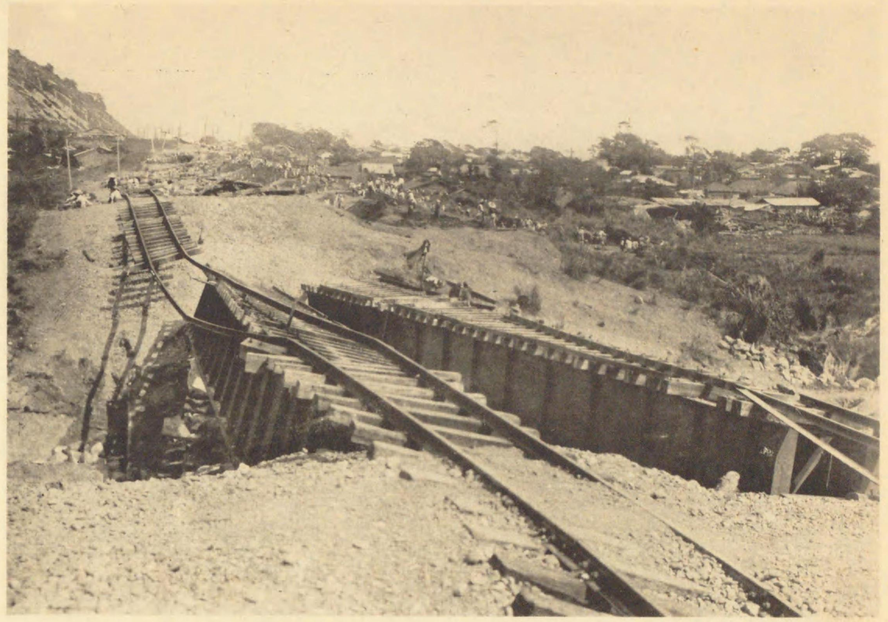

國府津鴨宮間　江戸尻川橋梁附近

國府津鴨宮間　江戸尻川橋梁附近

國府津鴨宮間　江戸尻川橋梁

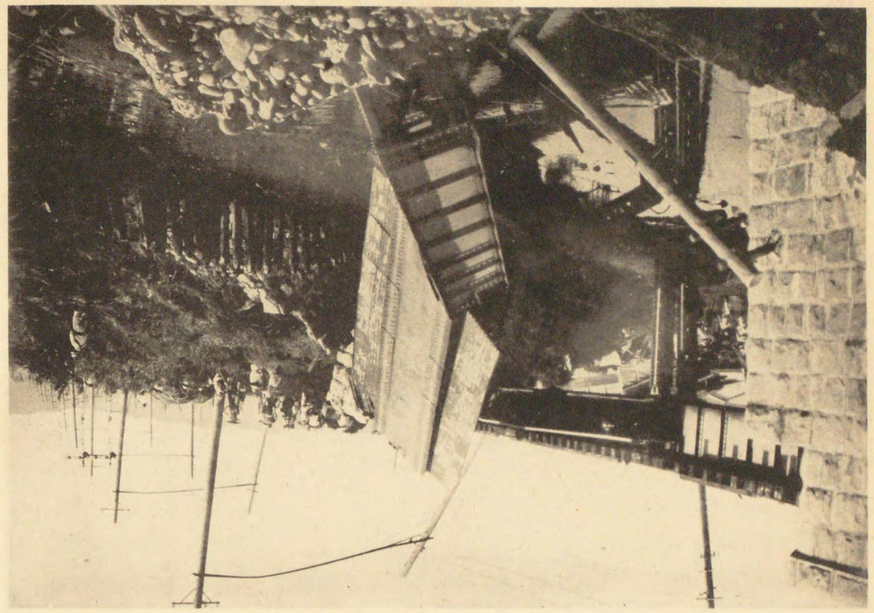

梯道架道脩田細井　間原田小宮鴨

梁　橋　川　右　酒　間原田小宮鴨

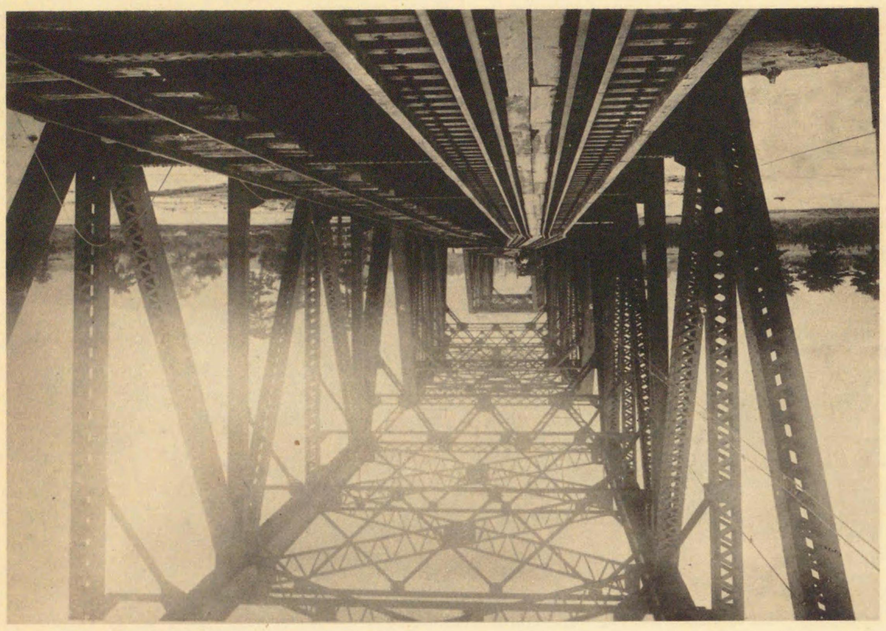

梁　橋　川　右　酒　間原田小宮鴨

（鎌切の位軸所簡建築號十六、嘱十五は印×）、を望む面方原田小の上梁橋川右酒　間原田小宮鴨

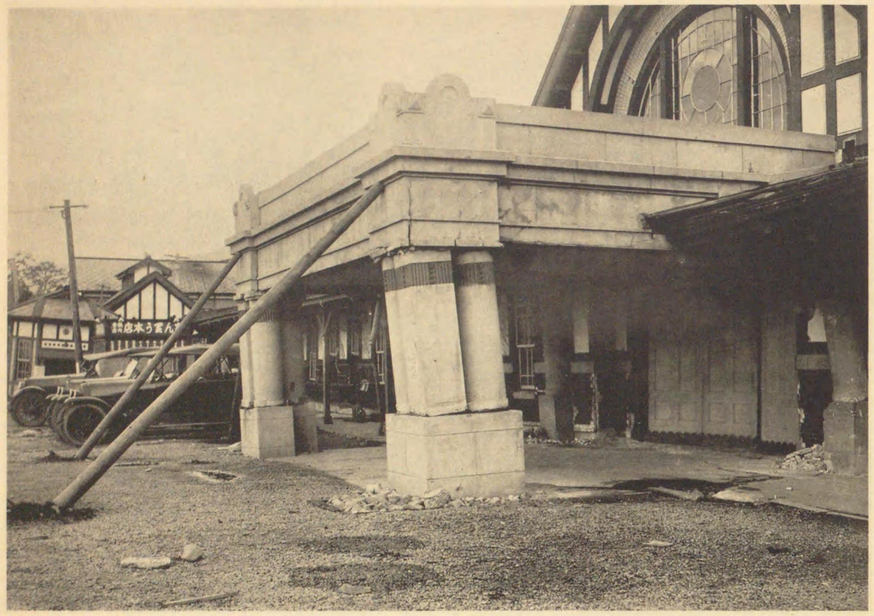

小田原驛本家正面

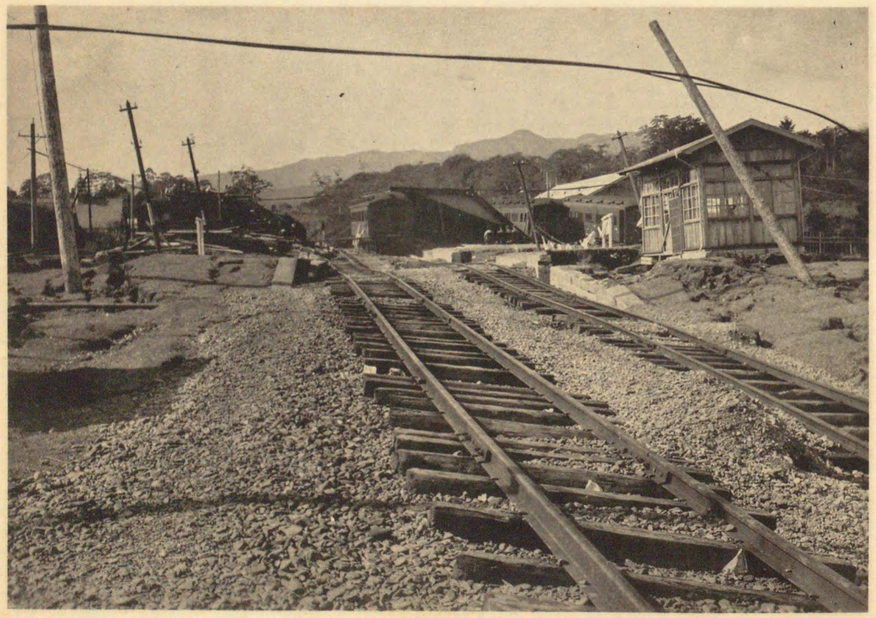

小田原驛旅客乘降場上屋の倒潰

小田原驛構内より井細田方面を望む

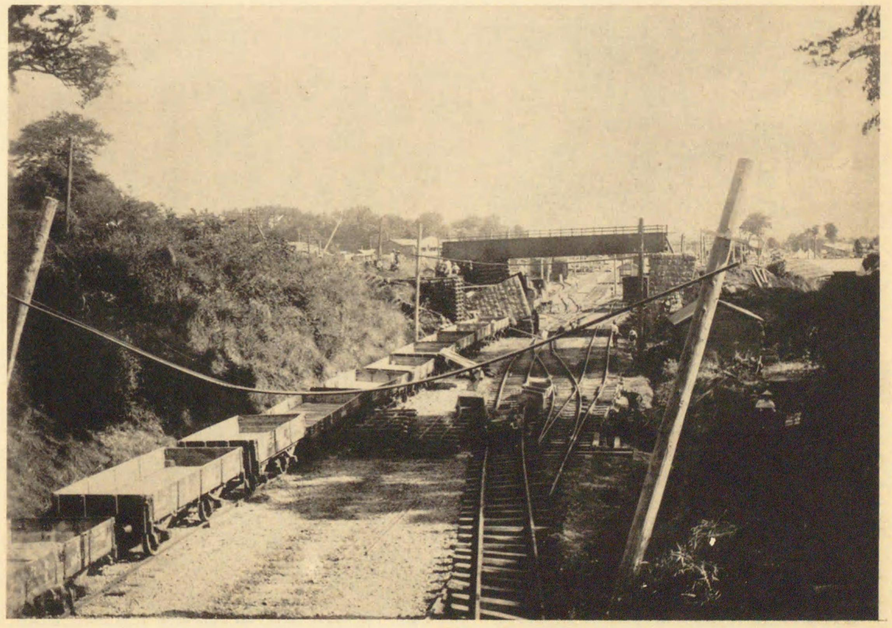

國府津驛起點四哩十五鎖附近より荻窪街道跨線橋及小田原驛構内を望む

小田原早川間　東口より内部を望む

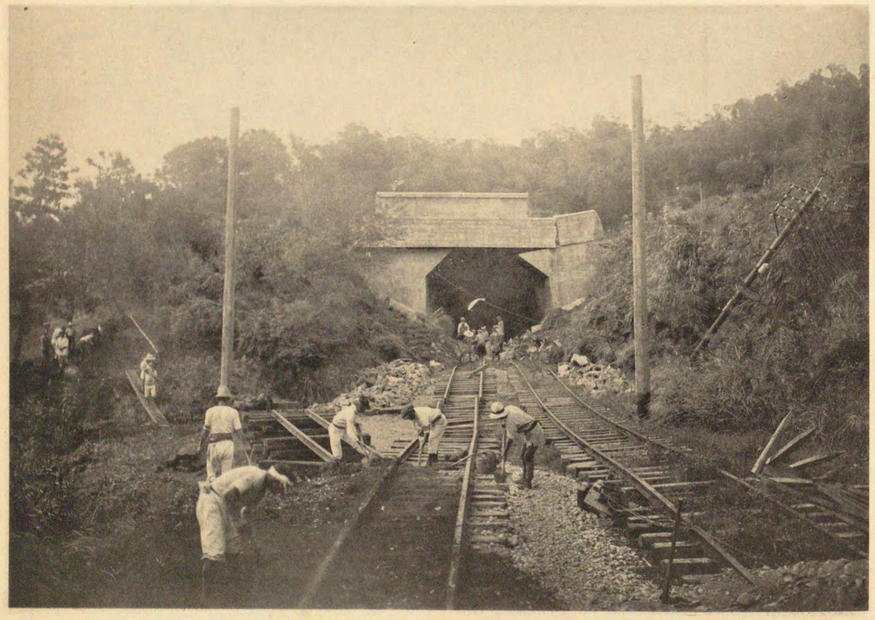

小田原早川間　小峯隧道東口坑門正面

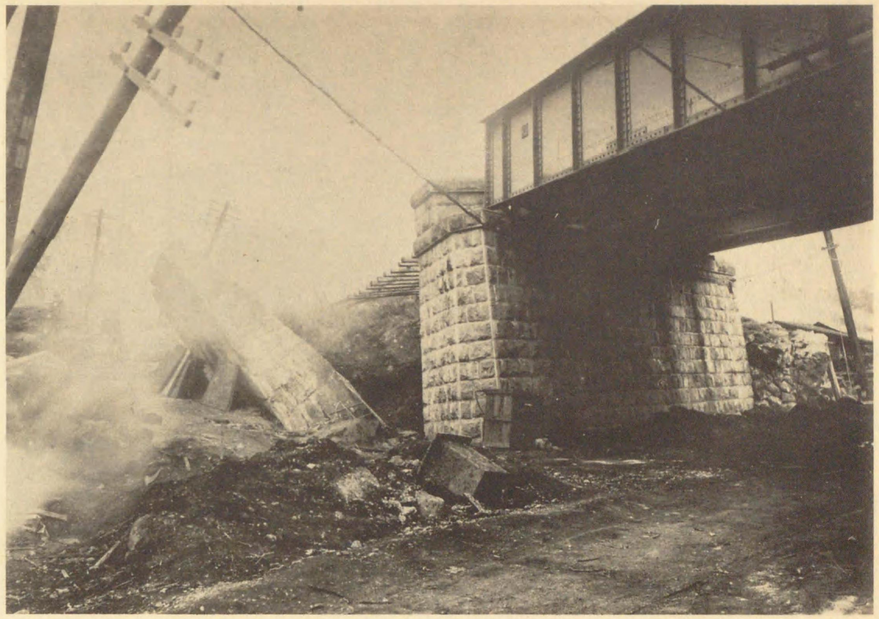

小田原早川間　國府津驛起點四哩四十九鎖附近小田原架道橋混凝土土留擁壁

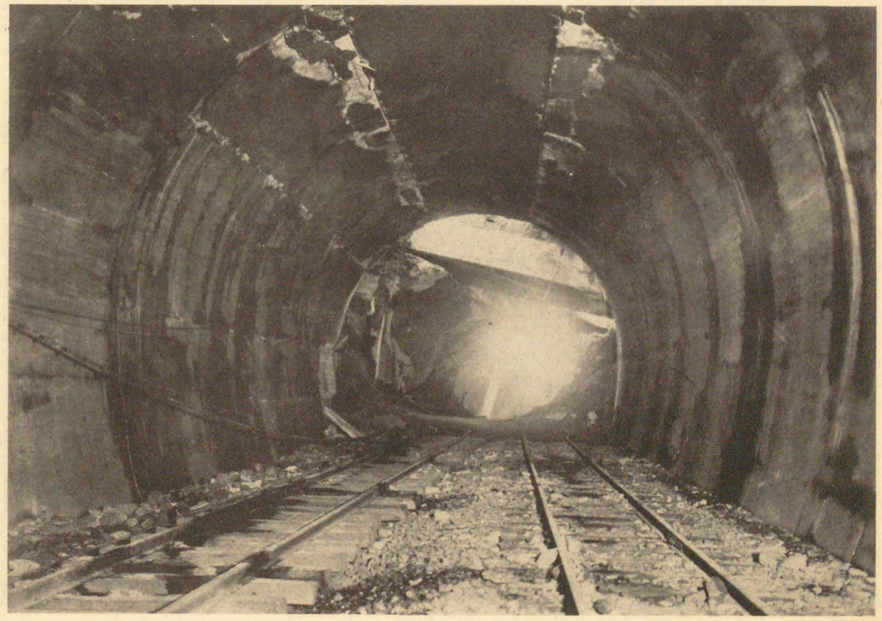

小田原早川間　小峯隧道内部

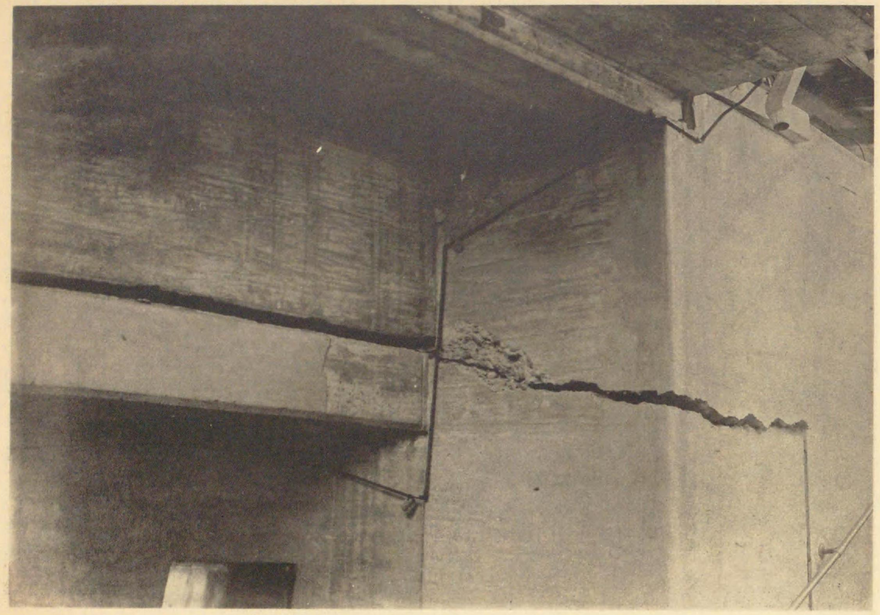

早川驛地下道擁壁龜裂

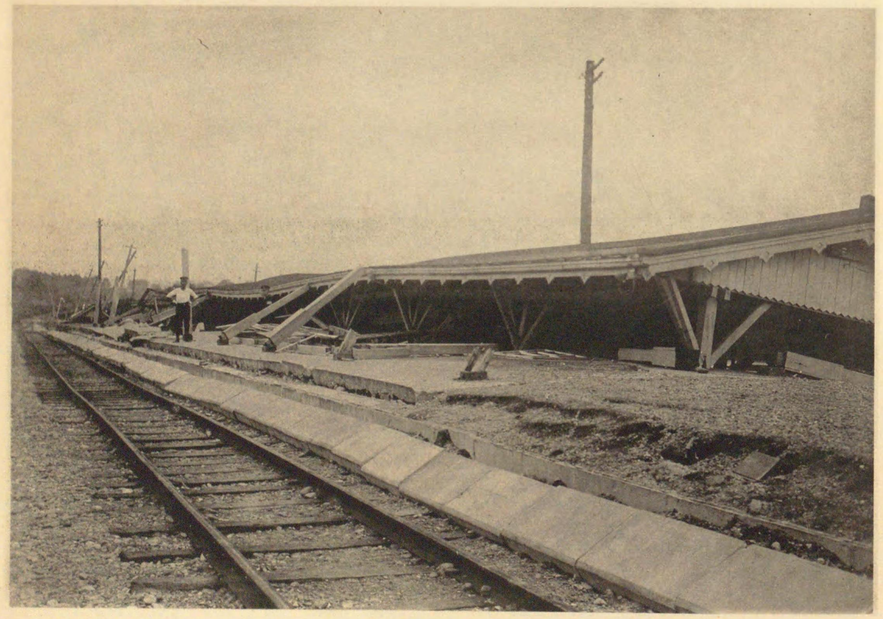

早川驛旅客乘降場上屋

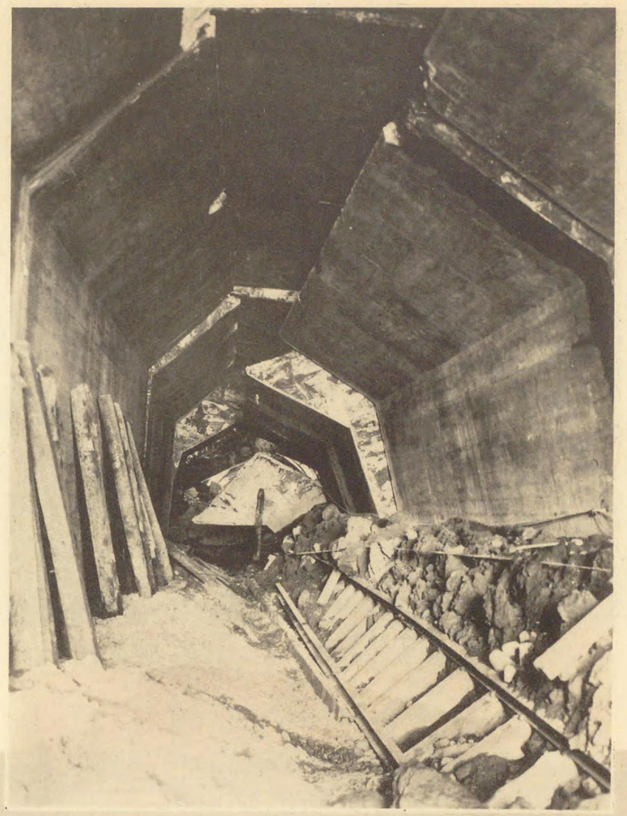

小田原早川間・小峯隧道東口より坑內を望む

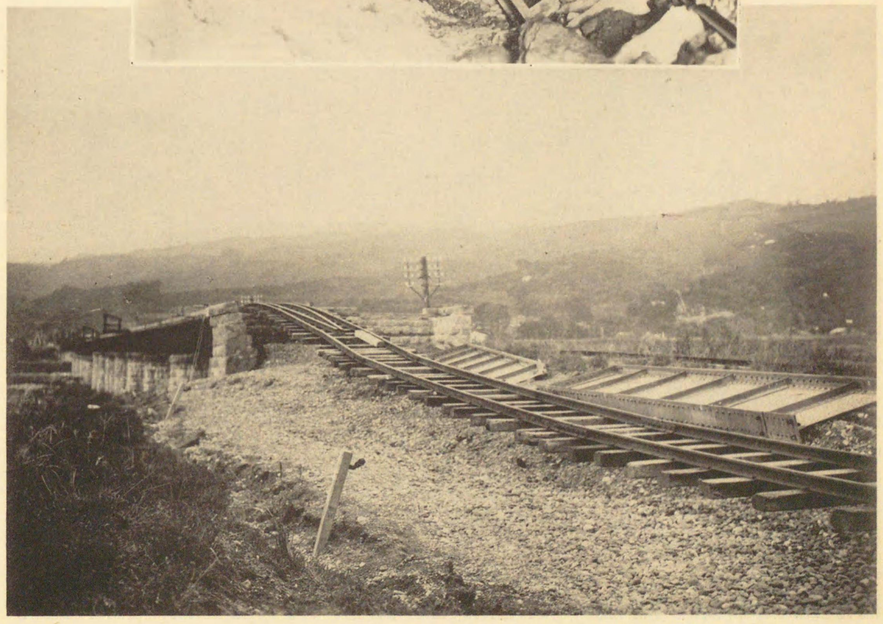

小田原早川間　早川橋梁附近の築堤沈下

早川根府川間　不動山隧道西口坑門

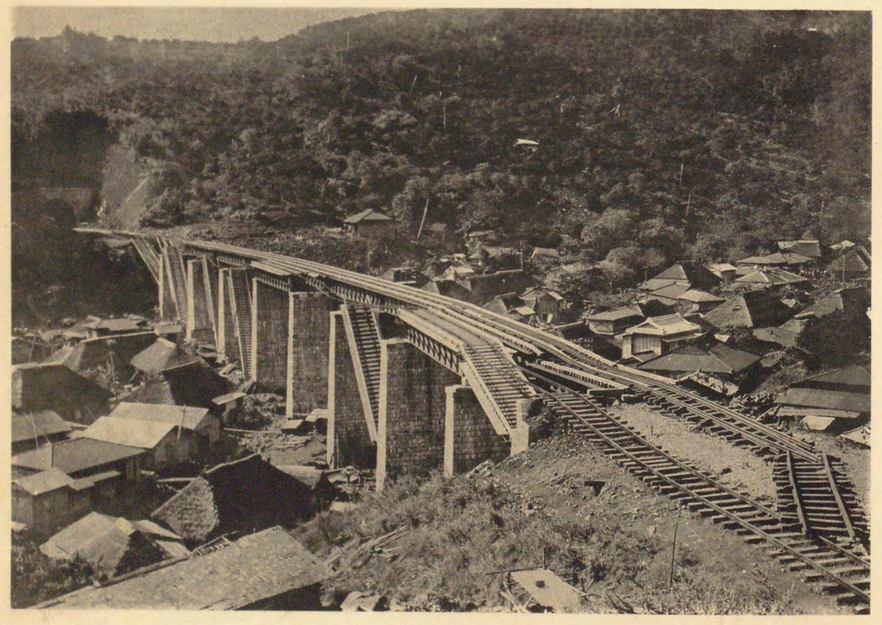

早川根府川間　玉川橋梁

早川驛旅客乘降場上屋及び擁壁の倒壊

早川驛

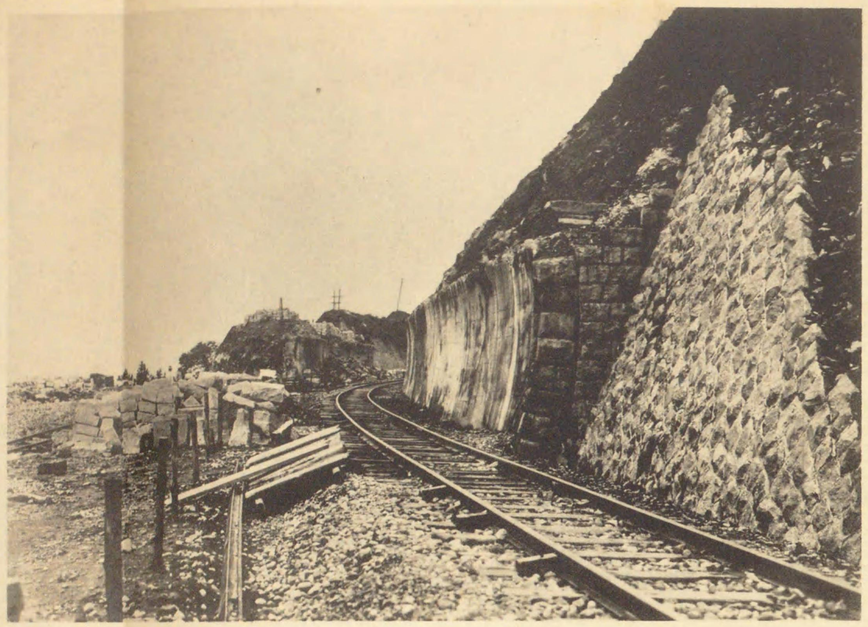

後舊復近附道隧山上ノ根　間川府根川早

山の澤神米　間川府根川早

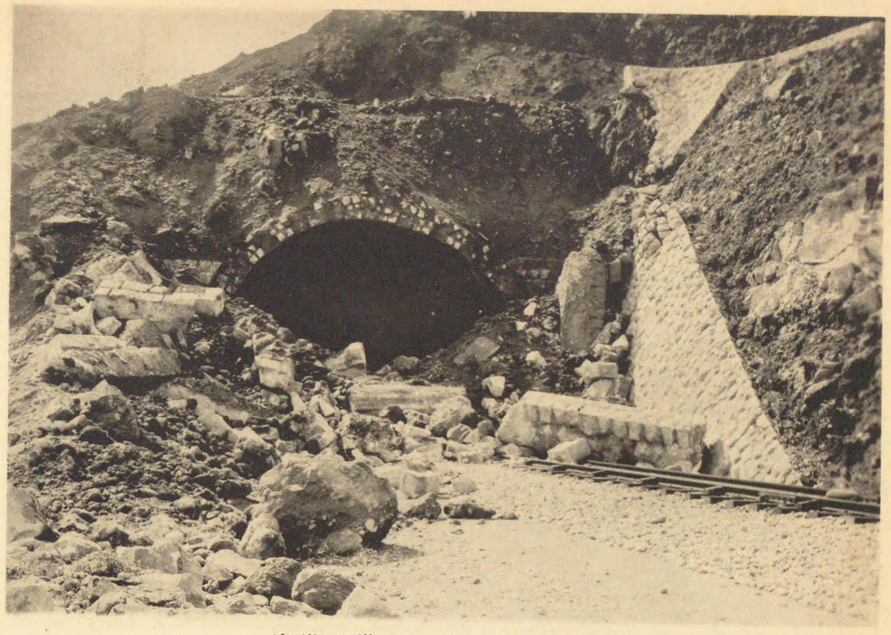

壞崩の道隧山上ノ根　間川府根川早

壞崩の道隧山上ノ根　間川府根川早

部內の道隧山上ノ根　間川府根川早

早川根府川間　國府津驛起點六哩六十鎖附近山津浪の現場

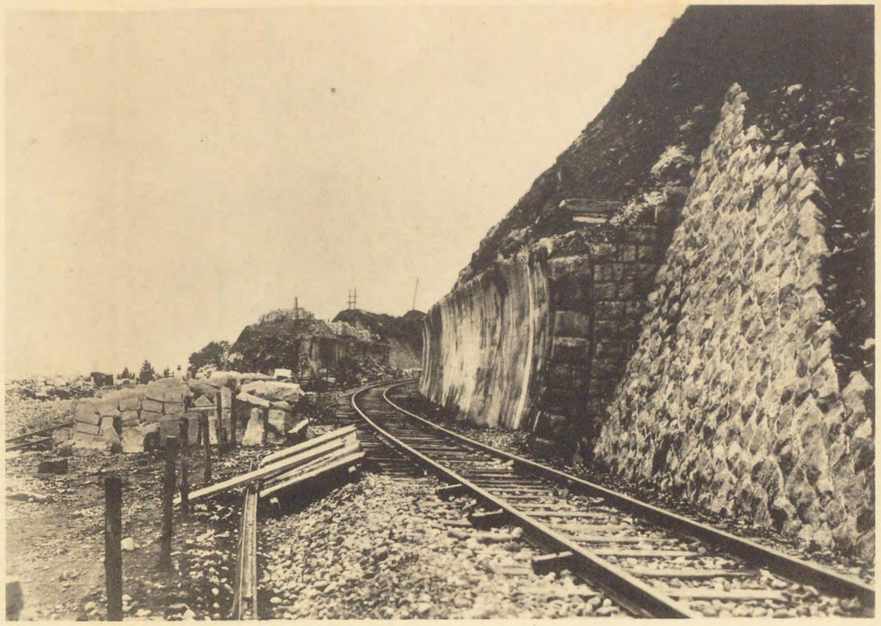

早川根府川間　根ノ上山隧道附近復舊後

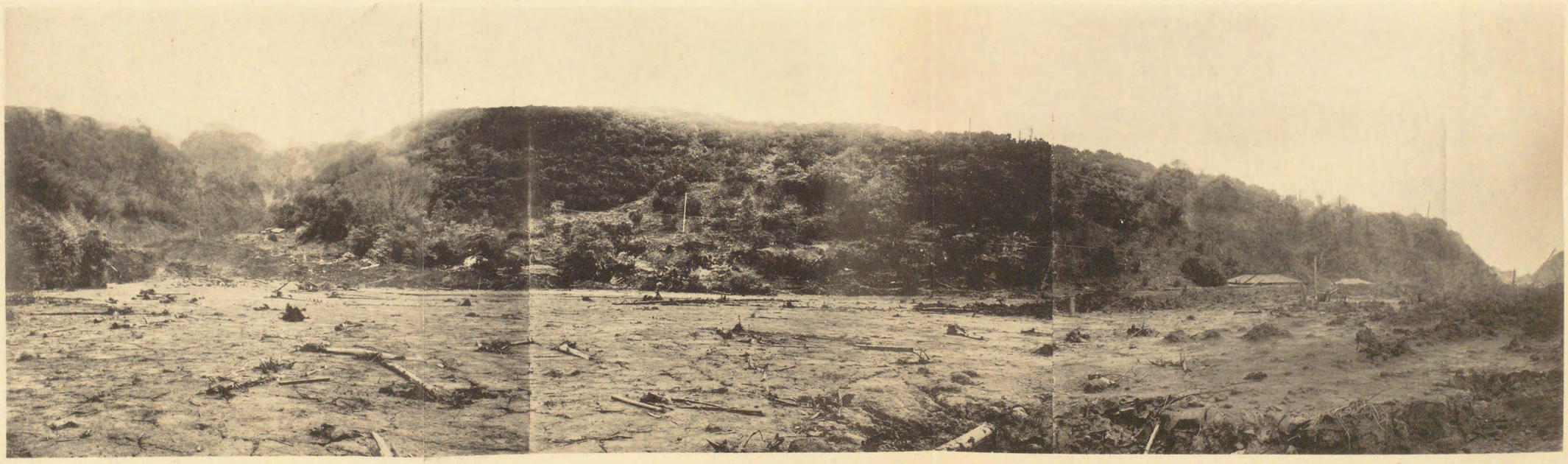

早川根府川間　米神澤の山津浪

早川根府川間　山津浪の爲線路埋沒せる米神山隧道東口坑門

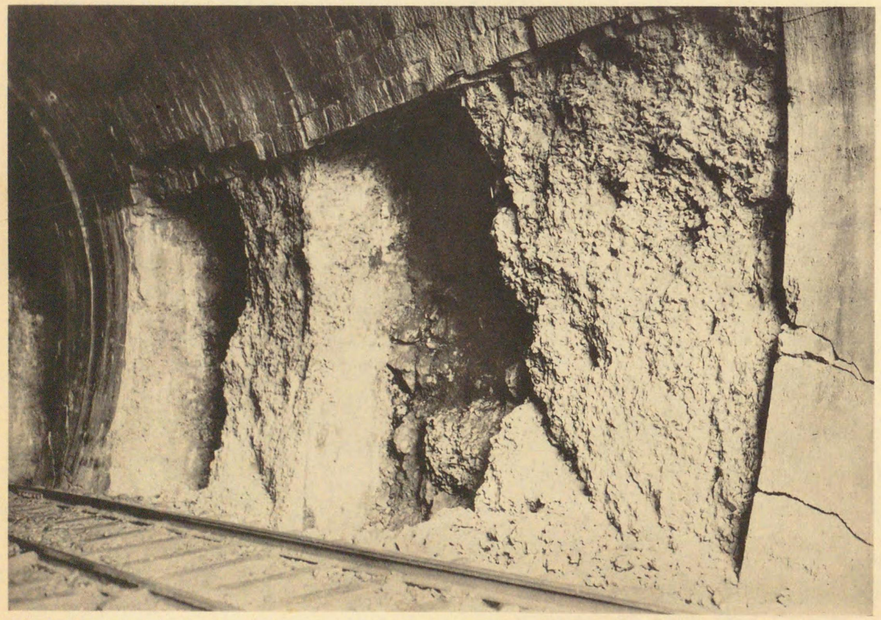

早川根府川間　米神山隧道内側壁

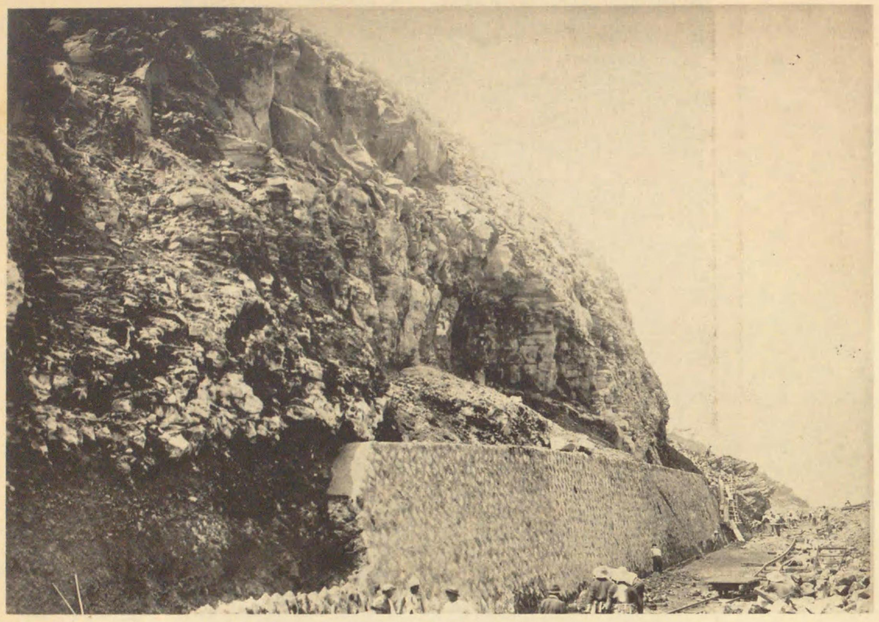

根府川驛構內東口

根府川驛構內山崩れの爲U字形に彎曲せる軌條

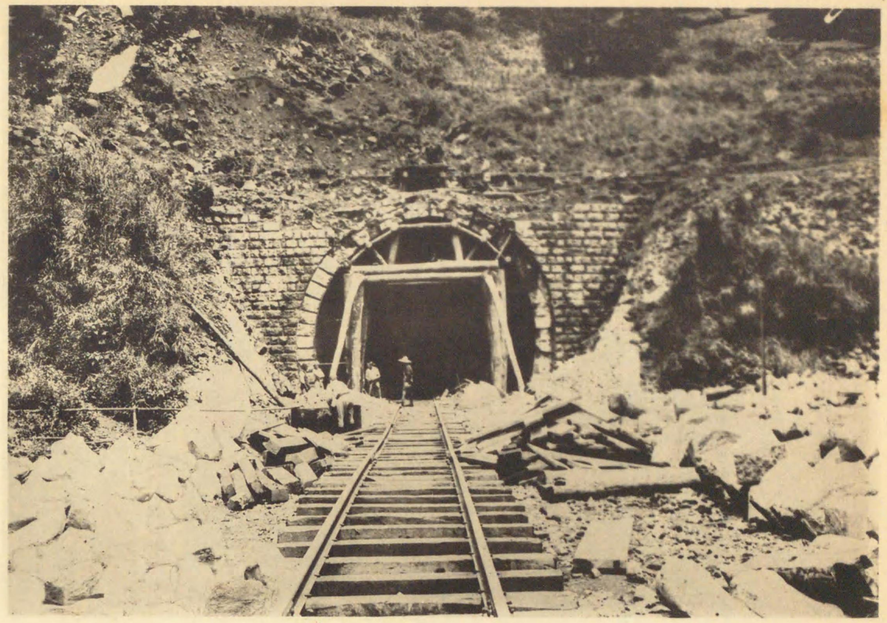

早川根府川間　米神山隧道西口

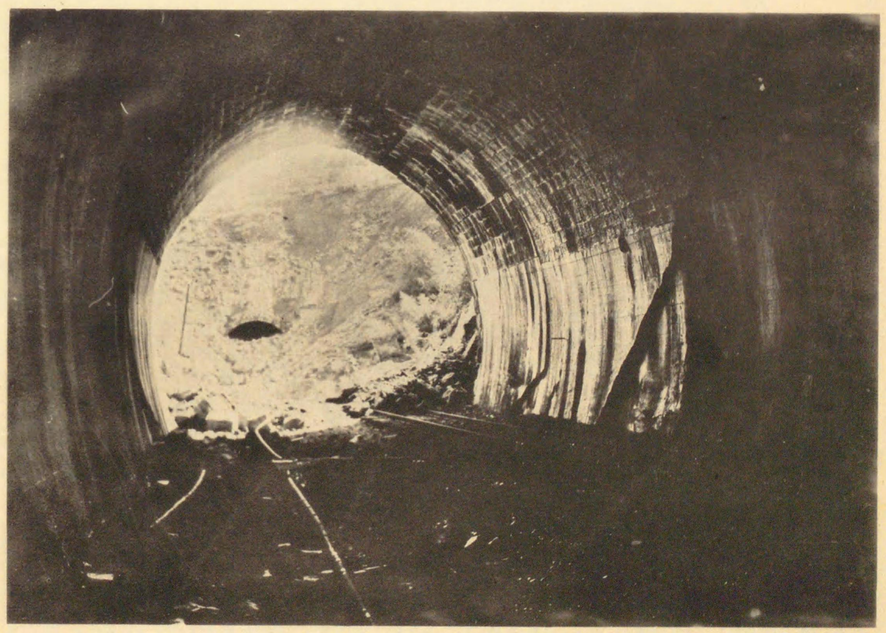

早川根府川間　米神山隧道内より下牧屋山隧道西口を望む

山崩れの爲海岸に押出されたる根府川驛構内軌條

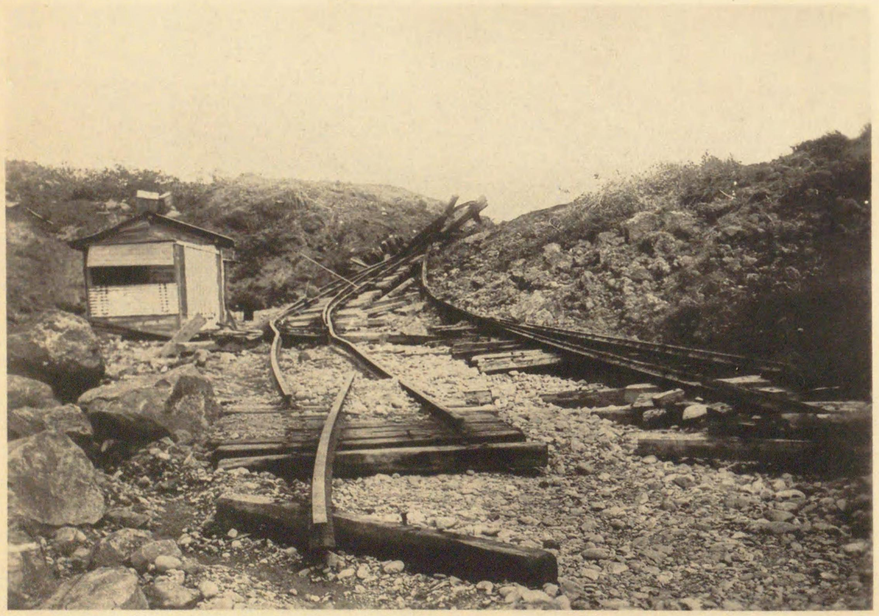

根府川驛構内へ山崩れの爲彎曲せる軌條

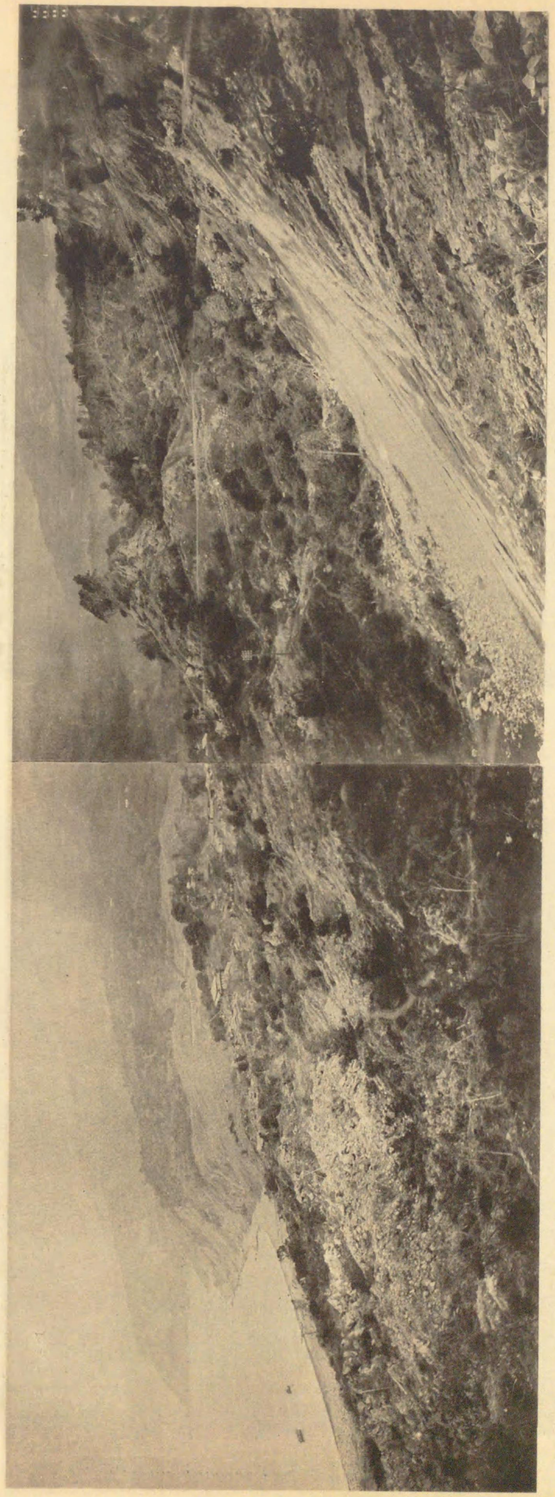

根府川驛背後の山崩れ

根府川驛震害狀況

上　　同

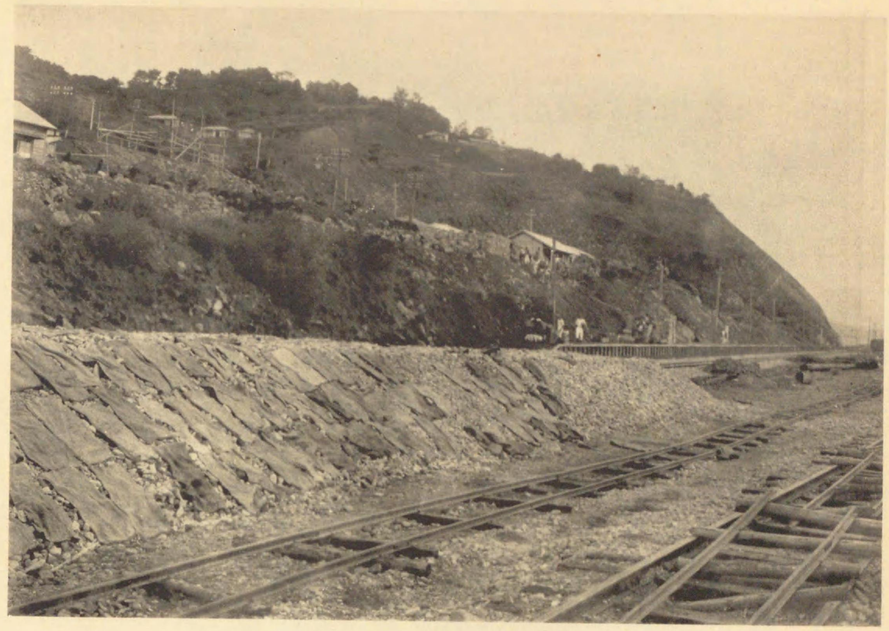

內　　幕　　驛　　川　　府　　根

根　府　川　驛　震　害　狀　況

落墜爲の浪津山　間鶴眞川府根

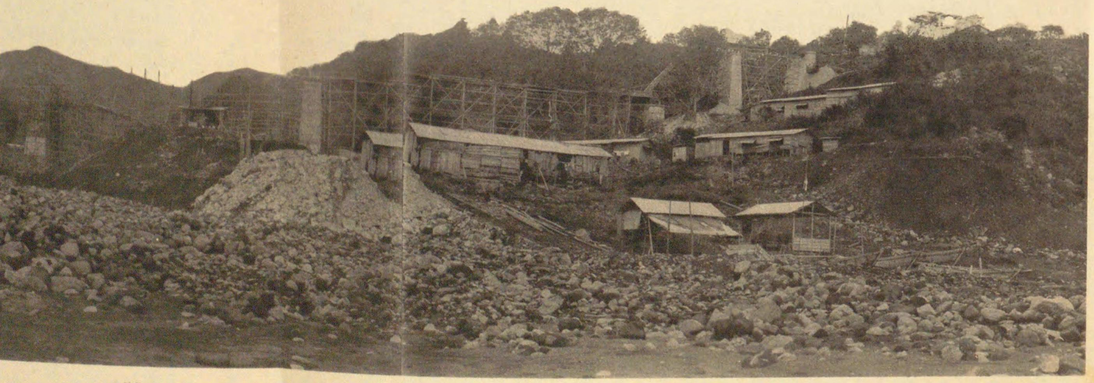

同

屬斷の流上川糸白　間鶴眞川府根

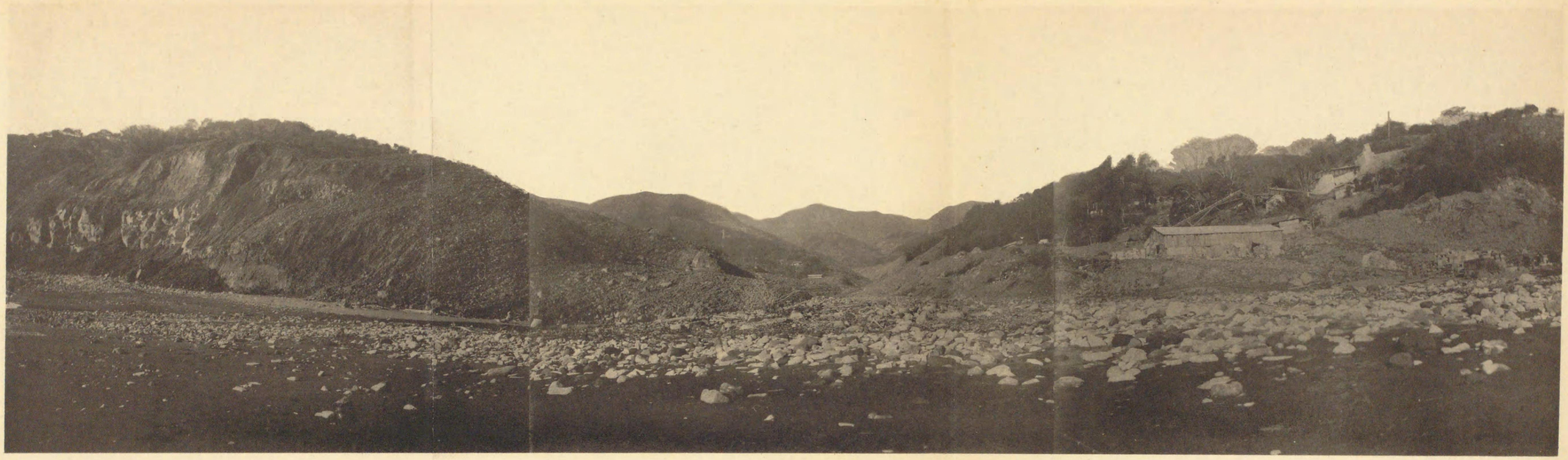

根府川眞鶴間　山津浪の爲墜落せる白糸川橋梁

上　　同

根府川眞鶴間　白糸川上流山津浪の跡

根府川眞鶴間　山津浪の爲墜落せる白糸川橋梁

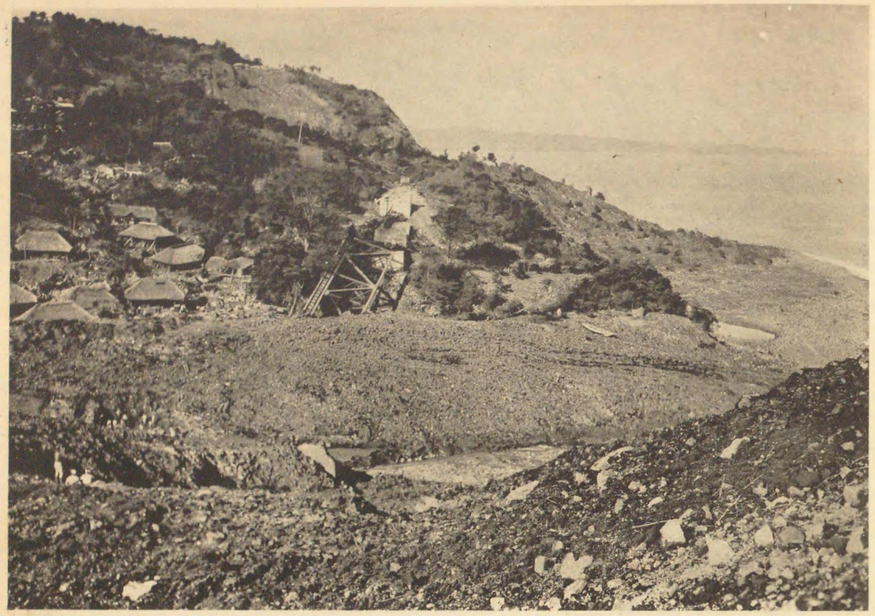

梁橋川糸白るせ落墜爲の浪津山　間鶴眞川府根

上　　同

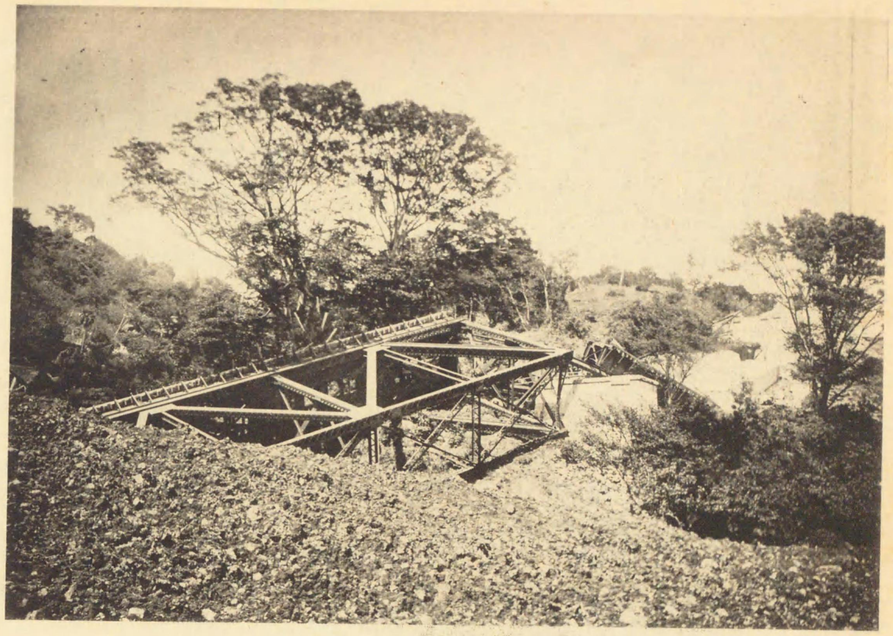

梁橋川糸白るせ落墜爲の浪津山　間鶴眞川府根

上　　同

根府川眞鶴間　山津浪の爲墜落せる白糸川橋梁

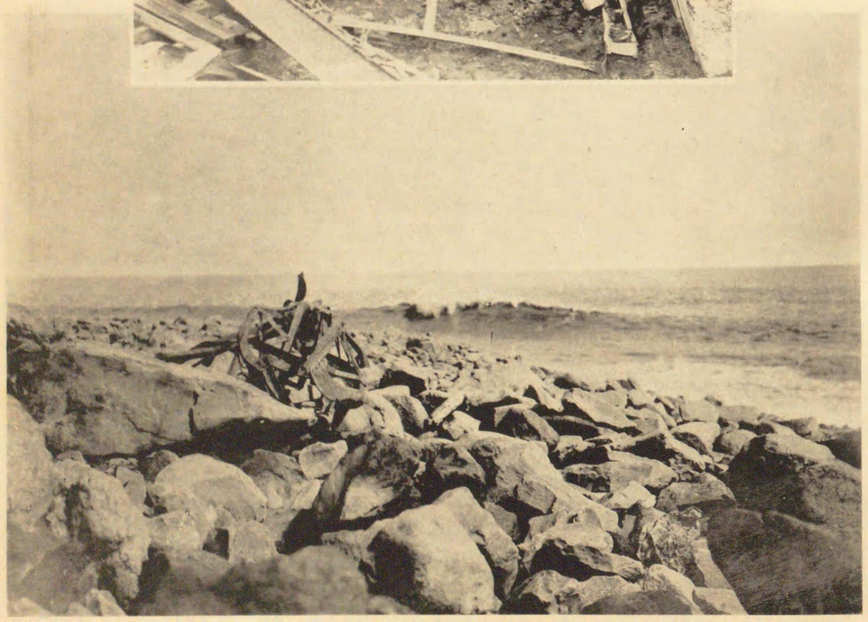

部一の脚橋梁橋川糸白るたれらげ上打に上海　間鶴眞川府根

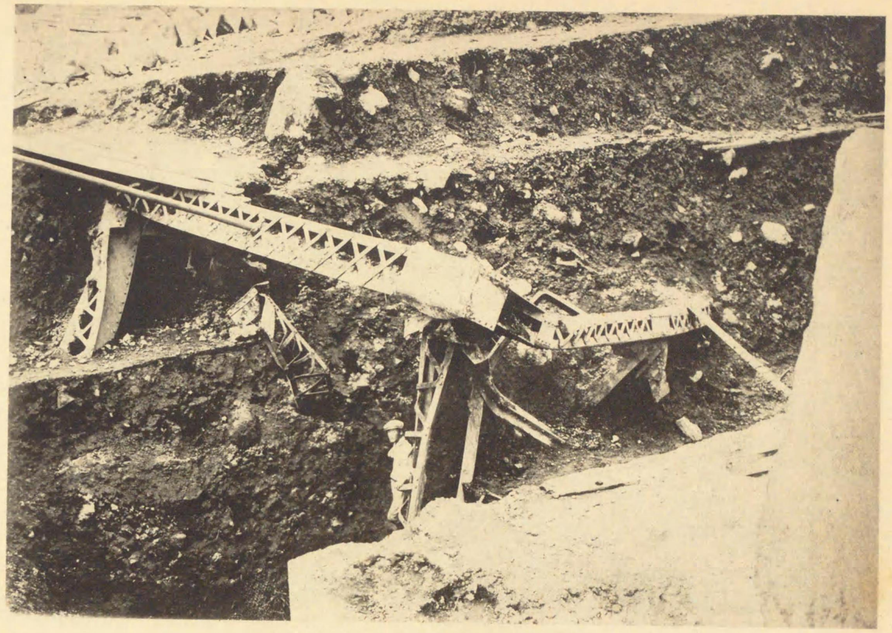

梁橋川糸白るせ落墜爲の浪津山　間鶴眞川府根

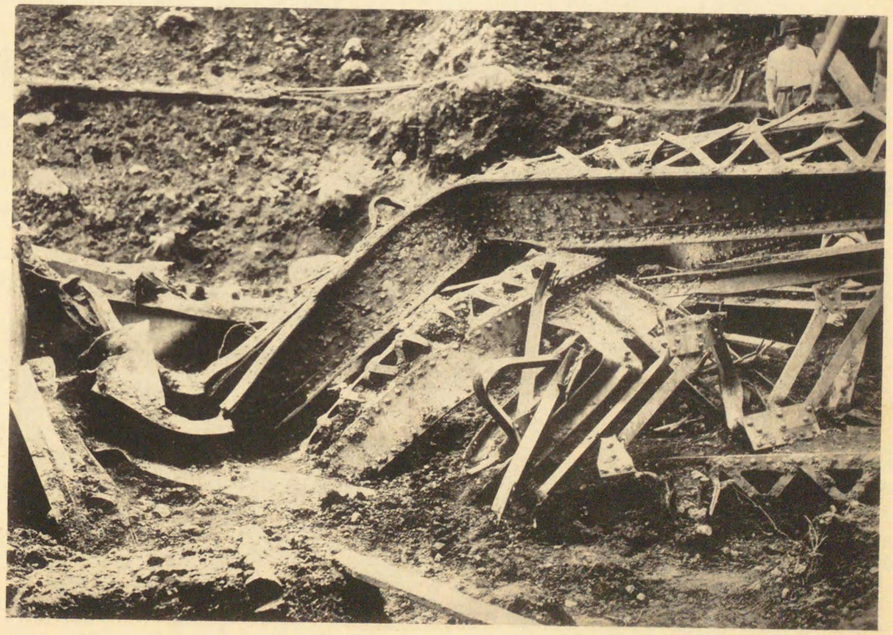

上　　同

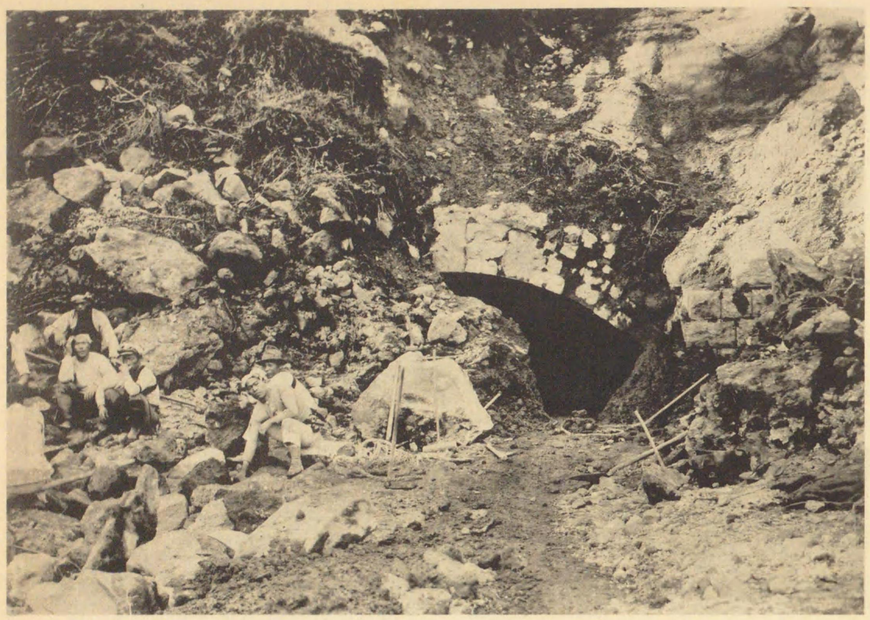

口西道隧目ノ寒間鶴眞川府根

口東道隧目ノ寒間鶴眞川府根

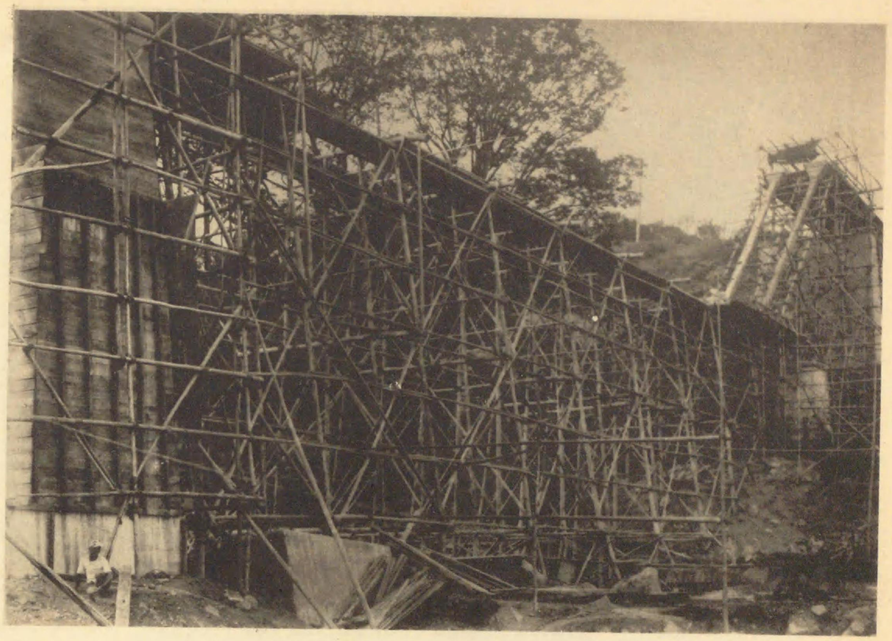

中事工梁橋川糸白間鶴眞川府根

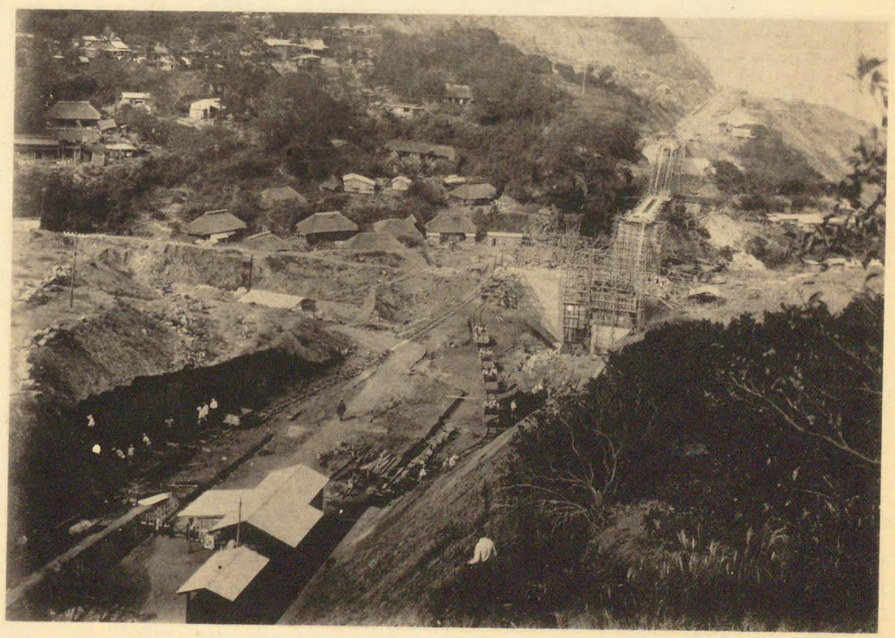

む望を面方川府根りよ上山道隧目ノ寒間鶴眞川府根

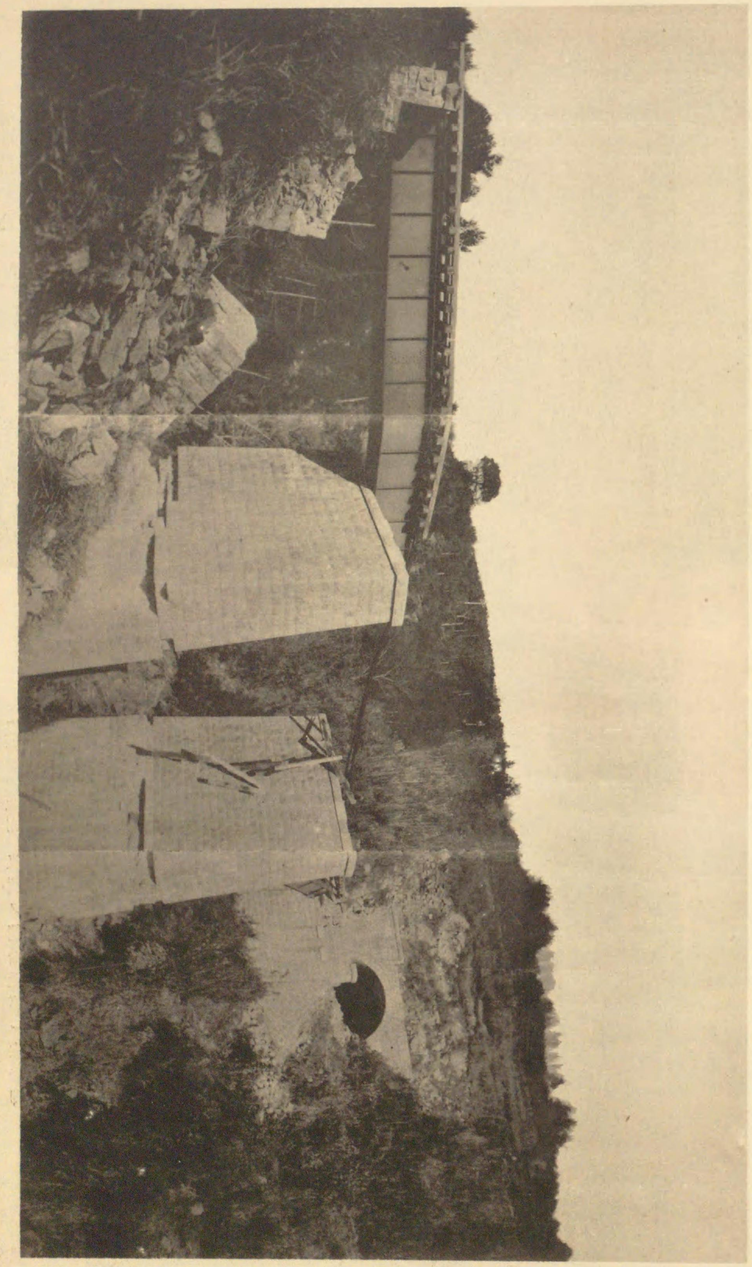

梁橋瀧ノ龍双間鶴眞川府根

根府川眞鶴間　國府津驛起點九哩四十鎖附近よりの江の浦隧道西口の遠望

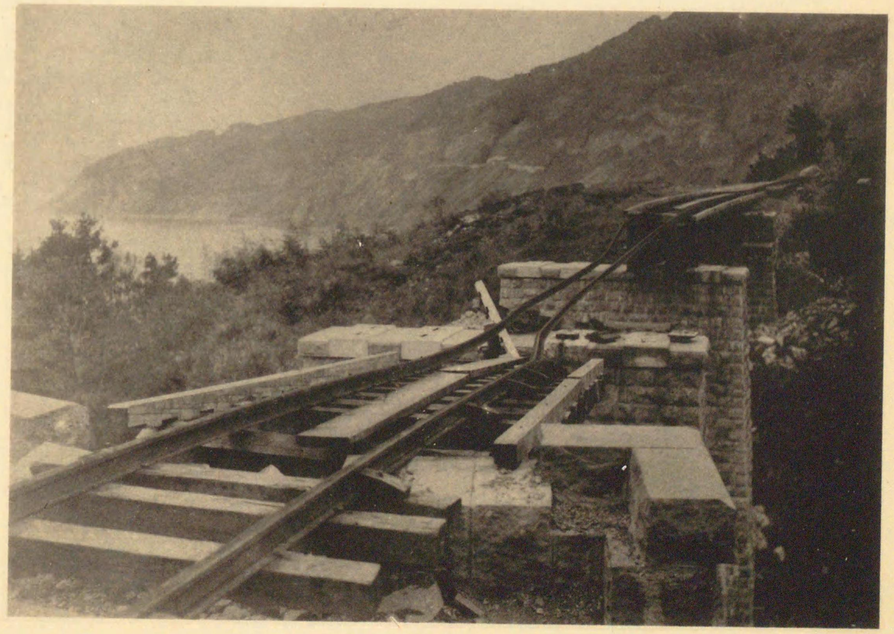

根府川眞鶴間　双龍ノ瀧橋梁

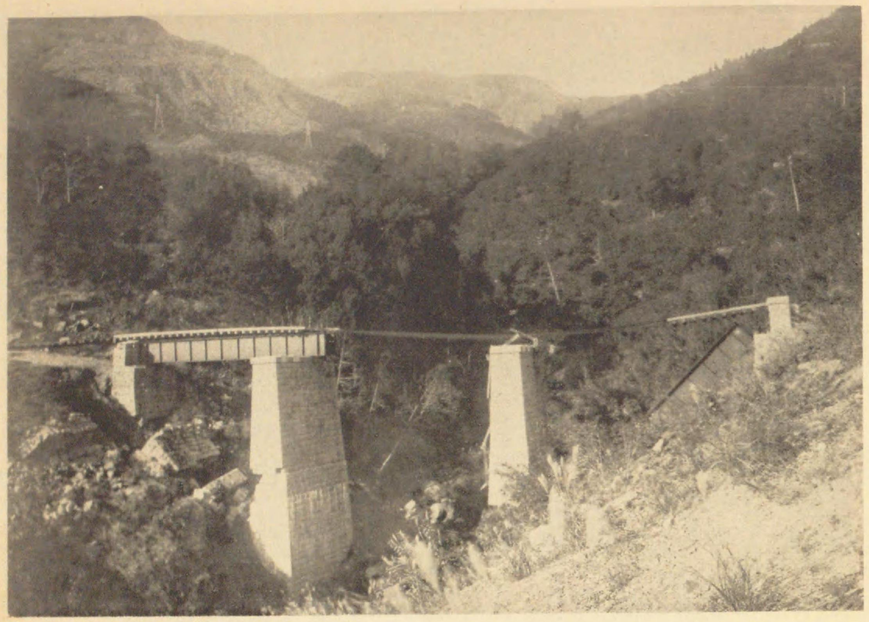

梁　橋　瀧　ノ　龍　双　間鶴眞川府根

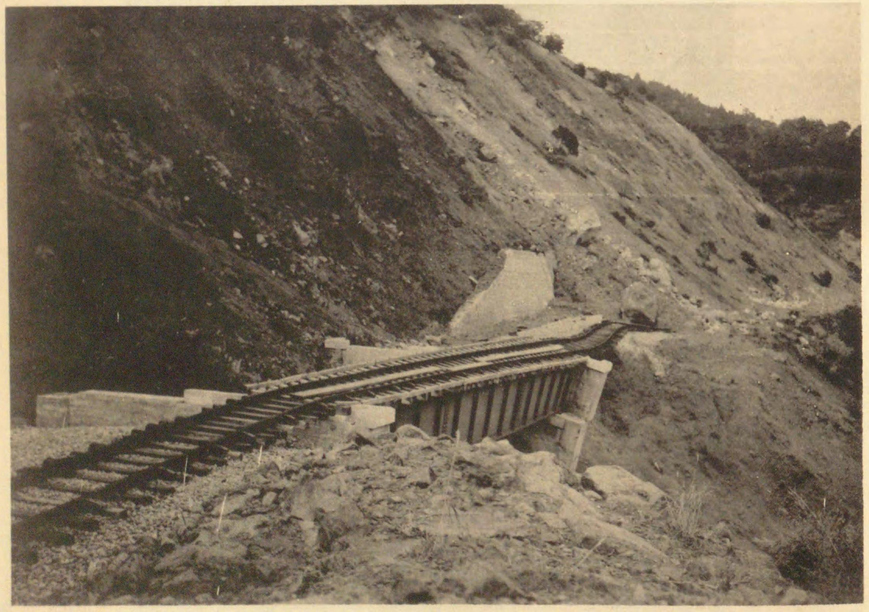

根府川眞鶴間　昌簾ノ瀧附近より江の浦方面を望む

梁　橋　瀧　ノ　龍　双　間鶴眞川府根

根府川眞鶴間　双龍ノ瀧橋梁第一號橋脚

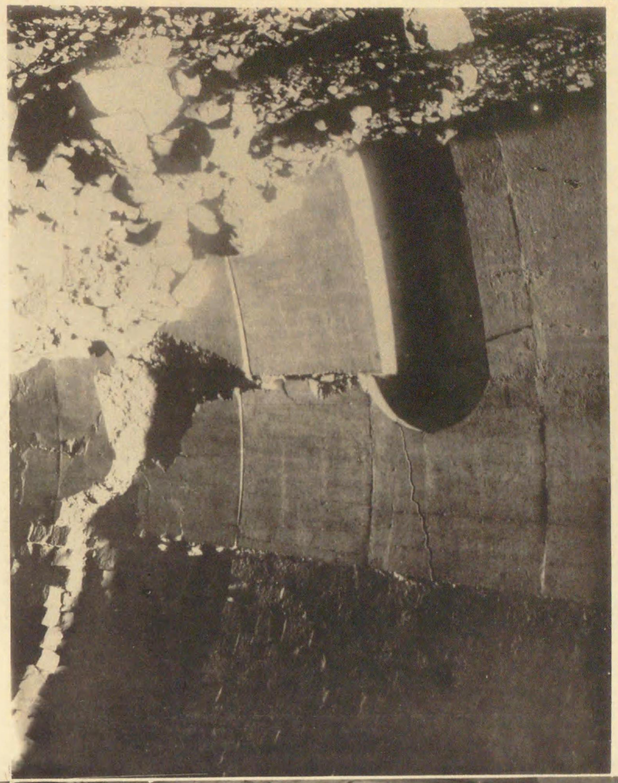

根府川眞鶴間　長坂山隧道内部

隧道の土藪混壁々側左穴百三約ょ門光口西道隧山坂長　間鶴眞川府根

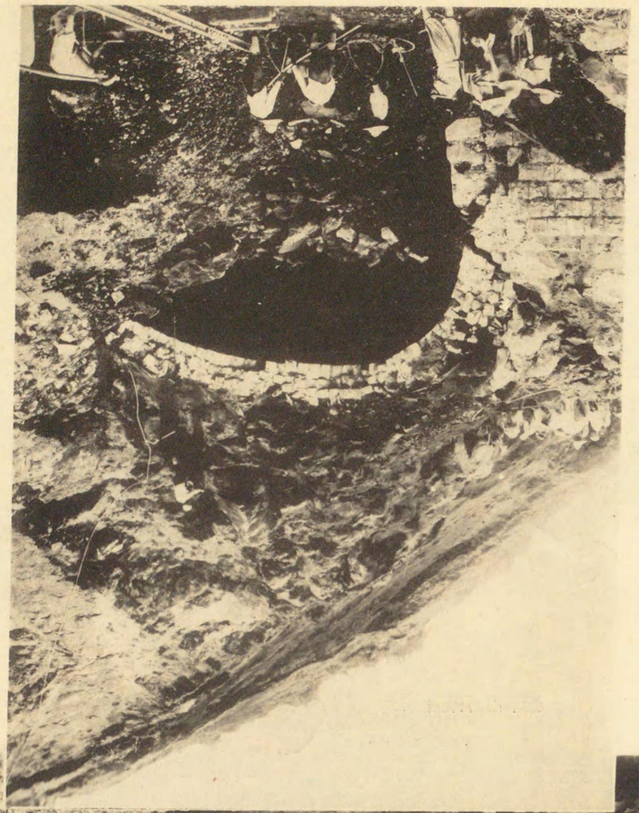

根府川眞鶴間　八木松隧道東口坑門

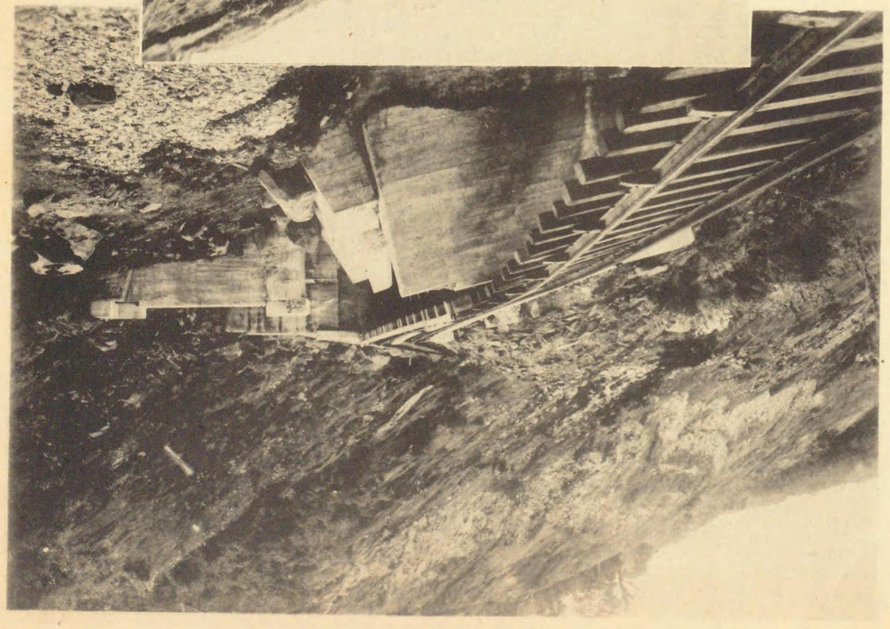

ヒ望を面方山坂長ょ近附龍ノ塞昌　間鶴眞川府根

根府川眞鶴間　國府津驛起點十哩十二哩十五鎖附近築堤陷落箇所

根府川眞鶴間　國府津驛起點十哩十二哩十五鎖附近築堤陷落箇所

根府川眞鶴間　國府津驛起點十哩十二哩十五鎖附近築堤陷落箇所

根府川眞鶴間　長坂山隧道西口より約三百呎墜落せる穹拱石積

根府川眞鶴間　國府津驛起點十哩十二哩十五鎖附近築堤陷落箇所

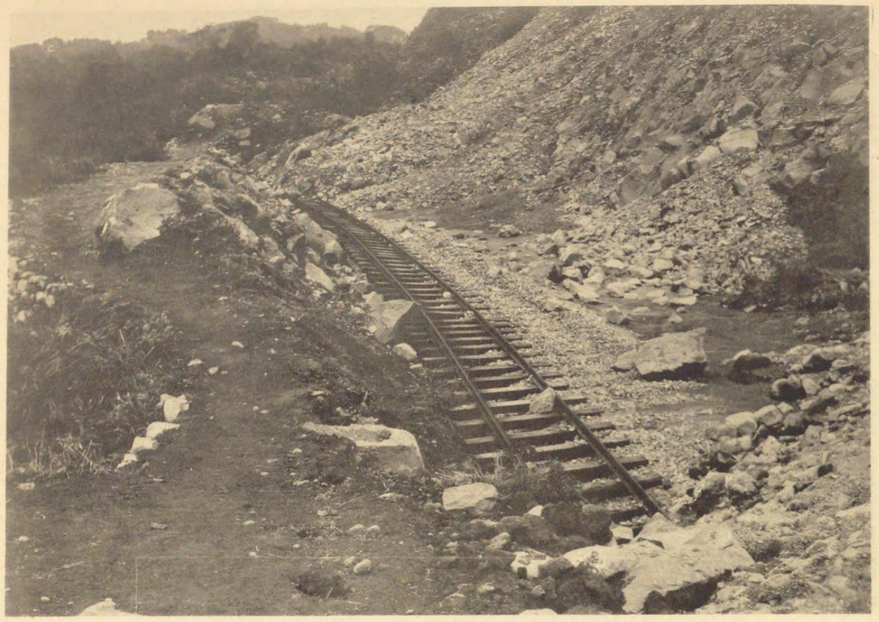

眞鶴驛東口入

眞鶴驛及び熱海軌道眞鶴驛背面

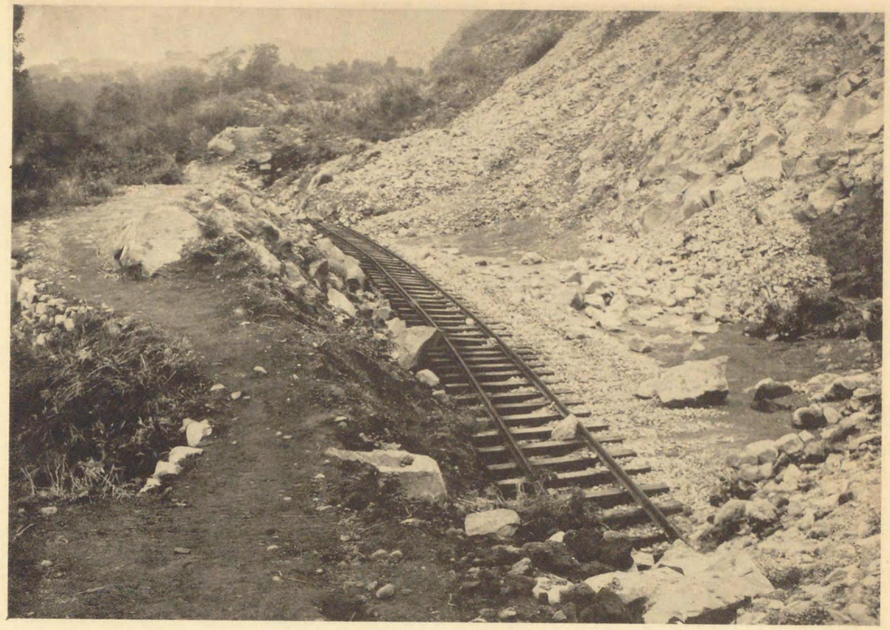

根府川眞鶴間　國府津驛起點十哩十點五十鎖附近切取崩壞箇所より眞鶴方面を望む

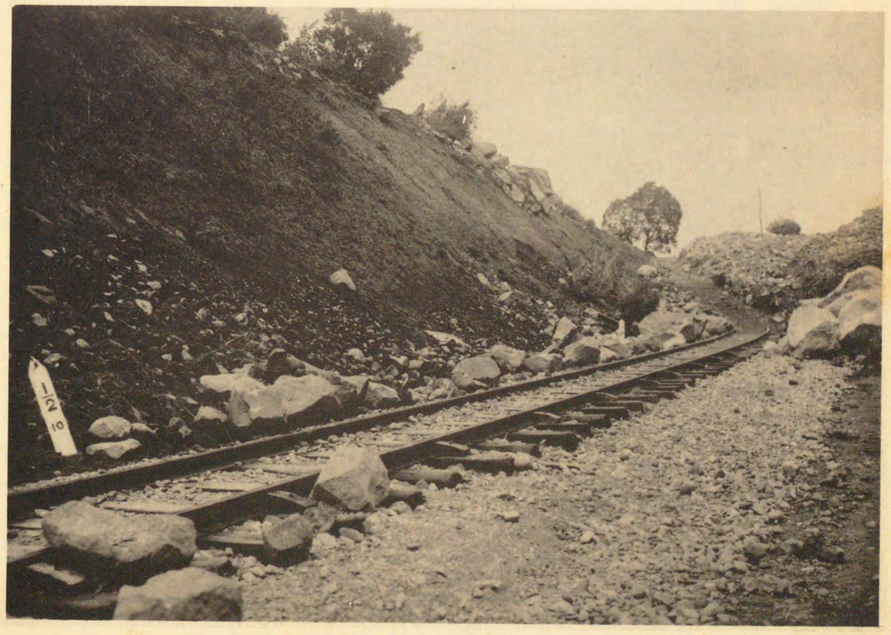

根府川眞鶴間　國府津驛起點十哩十四哩十鎖附近より眞鶴方面を望む

與瀨假乘降場

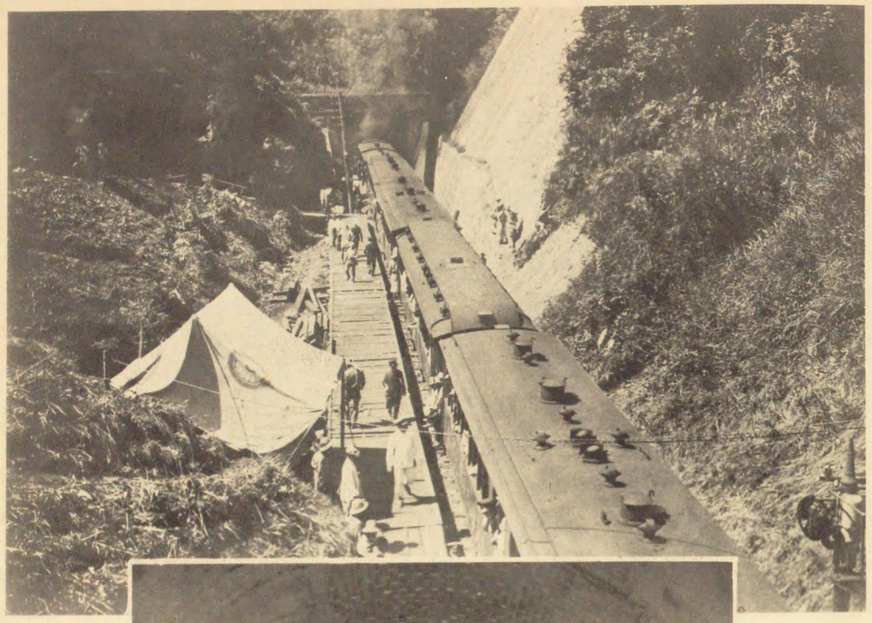

與瀨上野原間　與瀨隧道崩壞

眞鶴驛

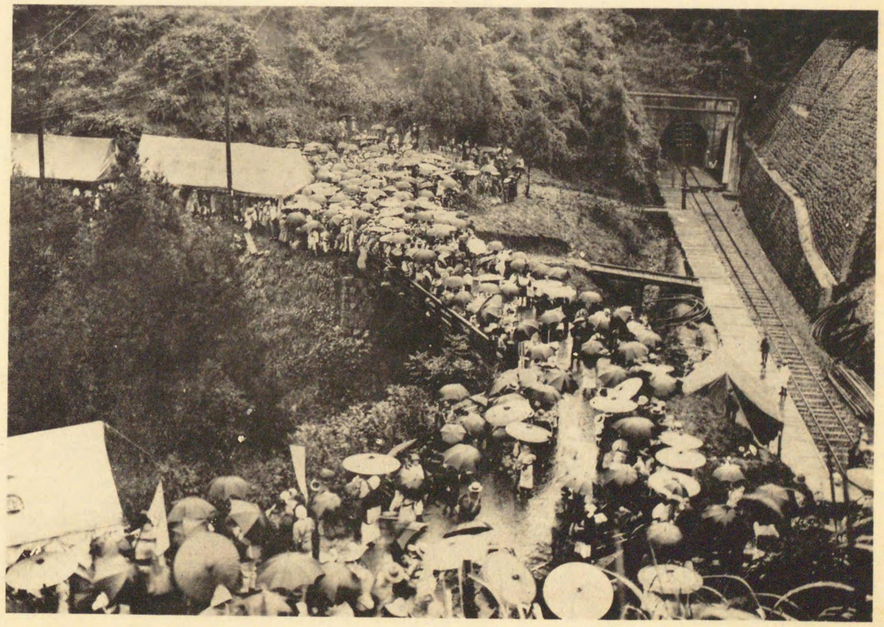

（中央線）與瀨假乘降場

兩國驛　本屋及事務所その他の燒失

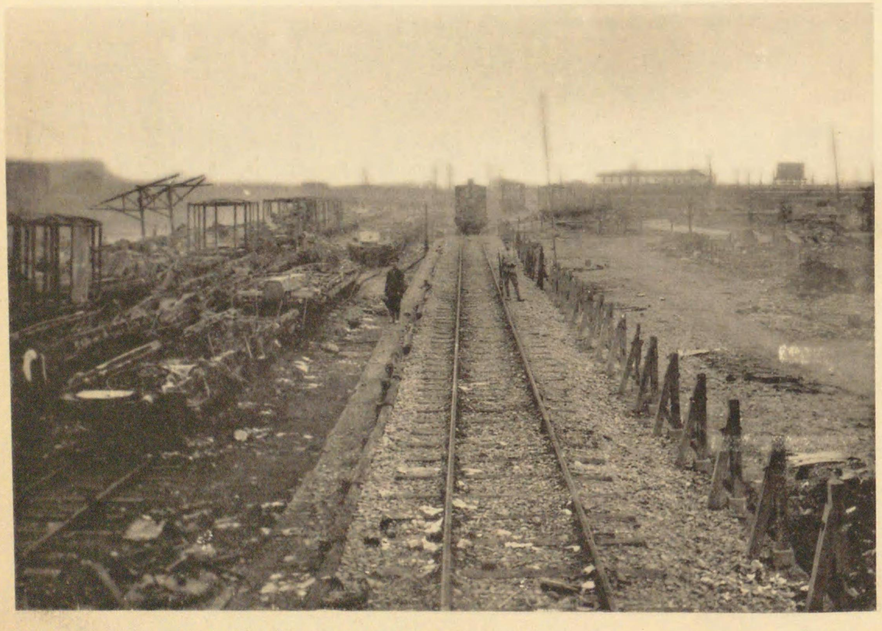

兩國驛　貨物線附近の災害

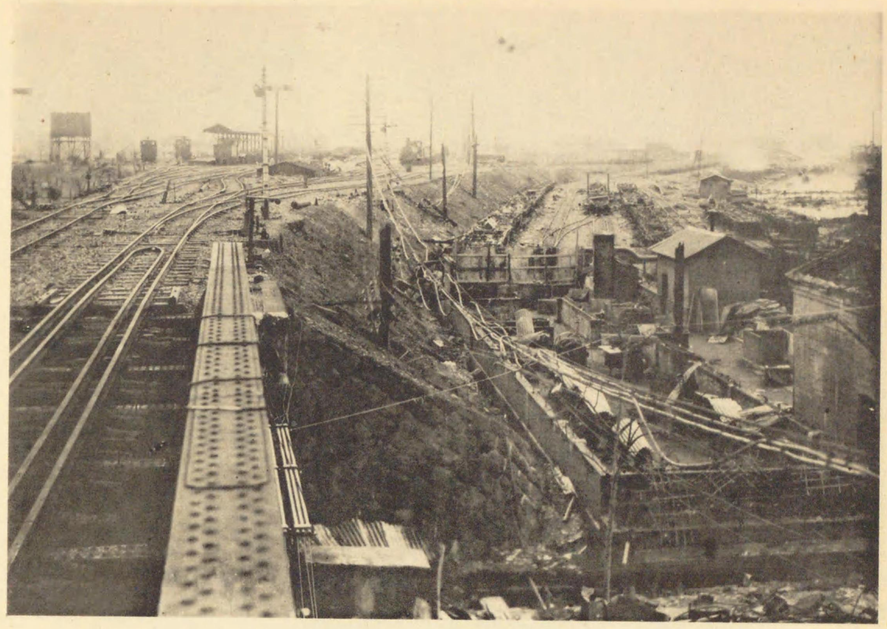

(總武線)　兩國驛　高架線上より望む

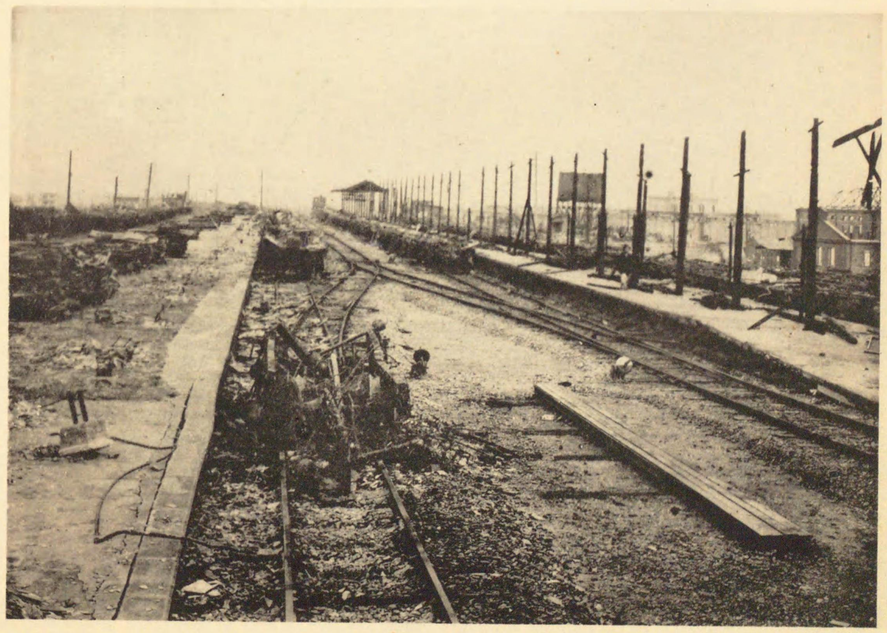

兩國驛　第二乘降場附近の災害

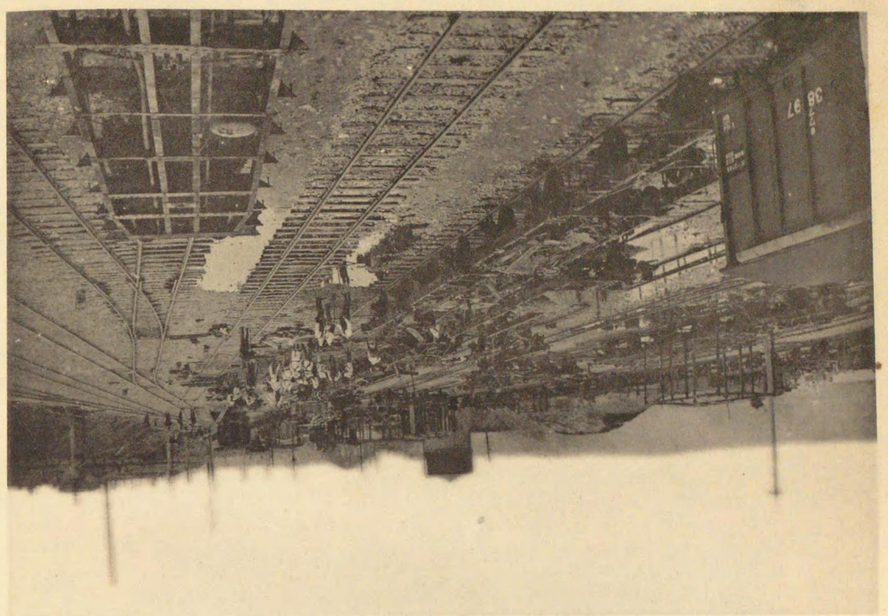

災害の他の乞車貨客内轟驚叮糸錦

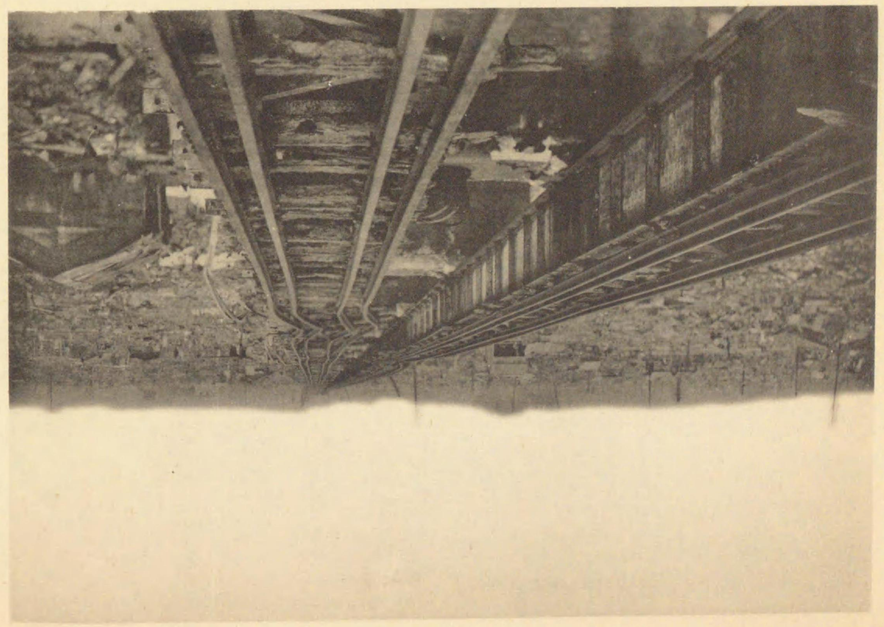

(七望を面方橋國兩)と近附鎭十六哩零)大燒の架橋鐵架高　間叮糸錦橋國兩

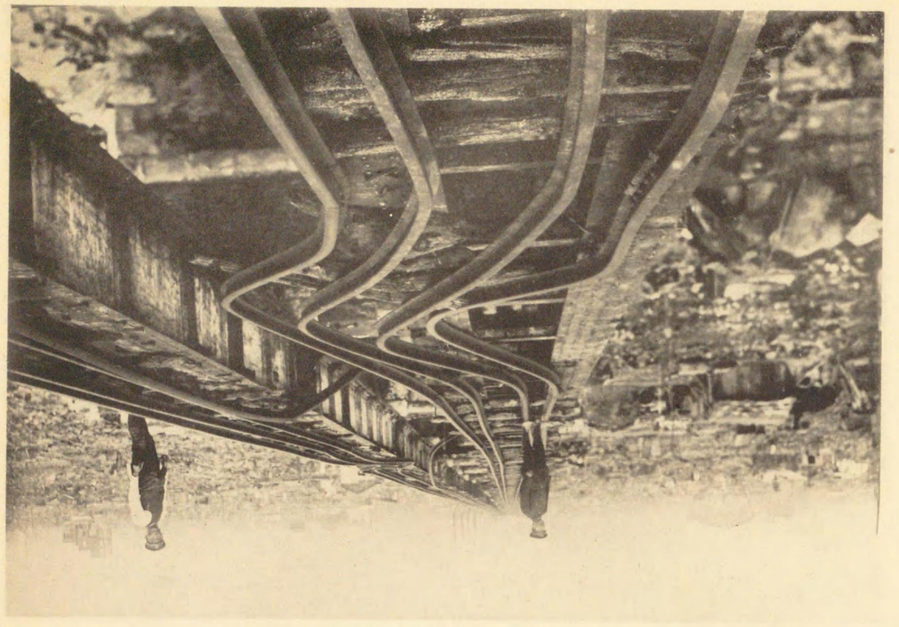

折曲の低軌架橋鐵架高　間叮糸錦橋國兩

跡火燒會官叮原石

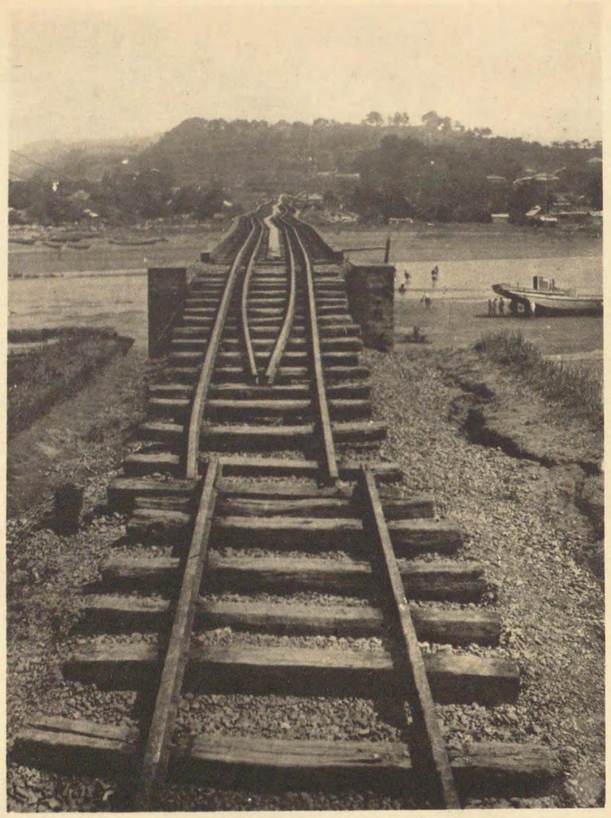

上總湊濱金谷間　湊川橋梁線路中心の變狀

上總湊濱金谷間　湊川橋梁線路中心の變狀

錦糸町工場五ノ橋通り踏切より望む

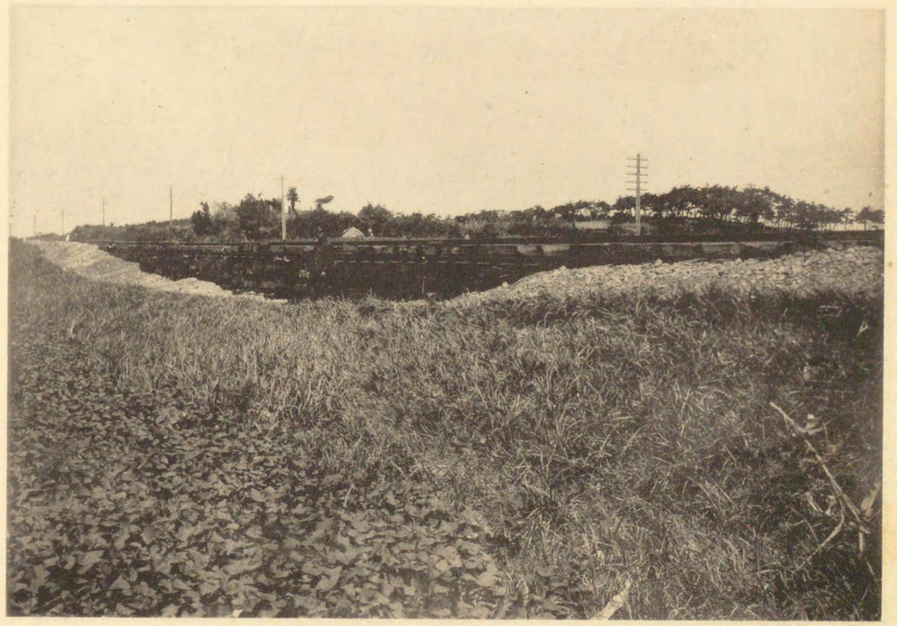

稻毛千葉間　二十二哩二鎖附近築堤の沈下

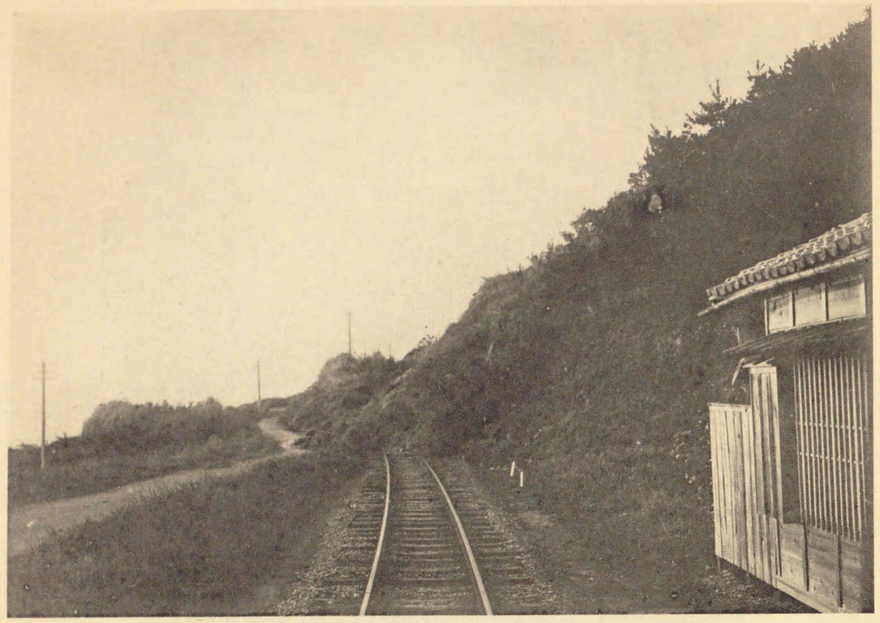

上總湊濱金谷間

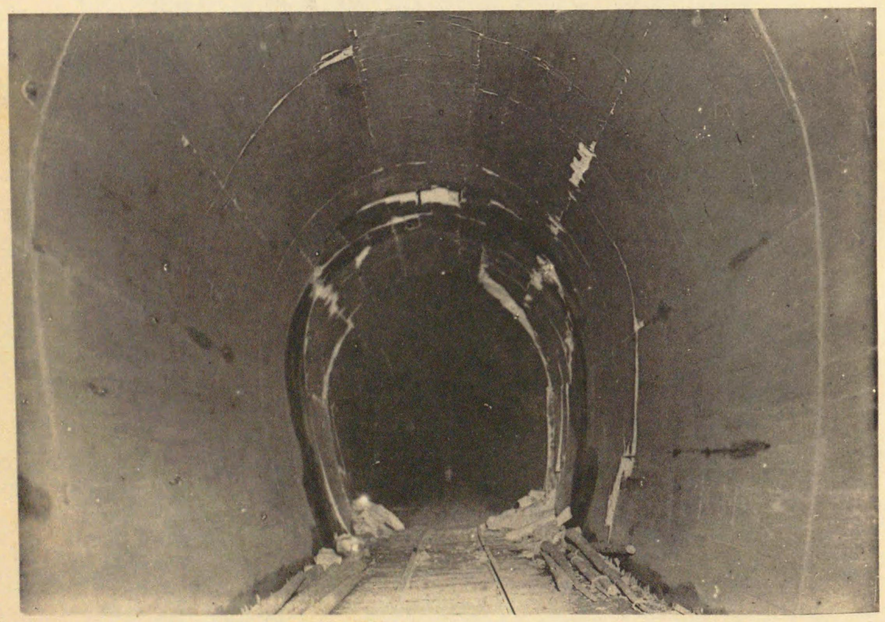

間谷金濱湊總上　狀況るたけ付片取をクツロブトーリクンコ壞崩內坑道隧山鋸　間田保谷金濱

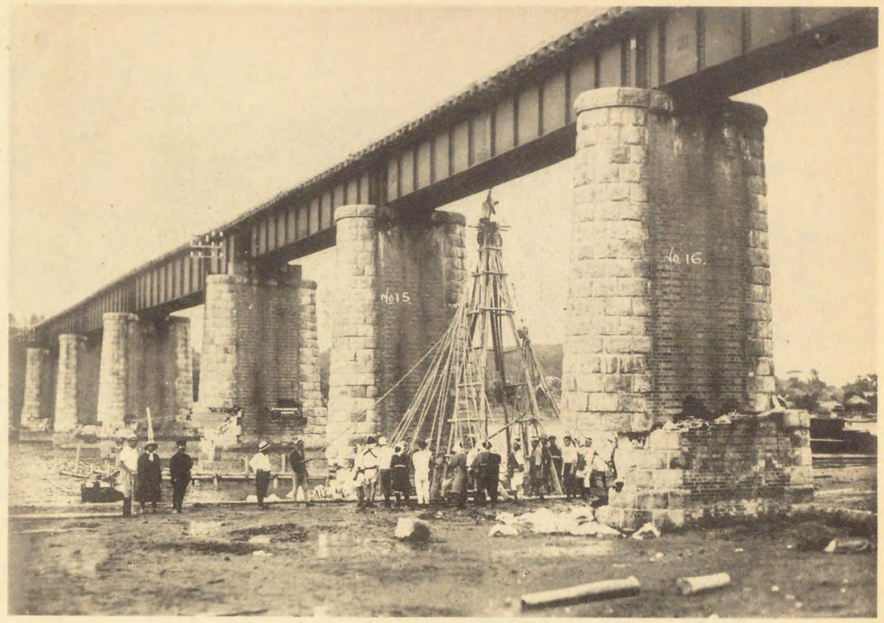

上總湊濱金谷間　湊川橋梁第十三、十四、十五、十六外橋脚の變狀

上總湊濱金谷間　湊川橋梁第十六號橋脚の變狀

岩井驛本屋の倒壊

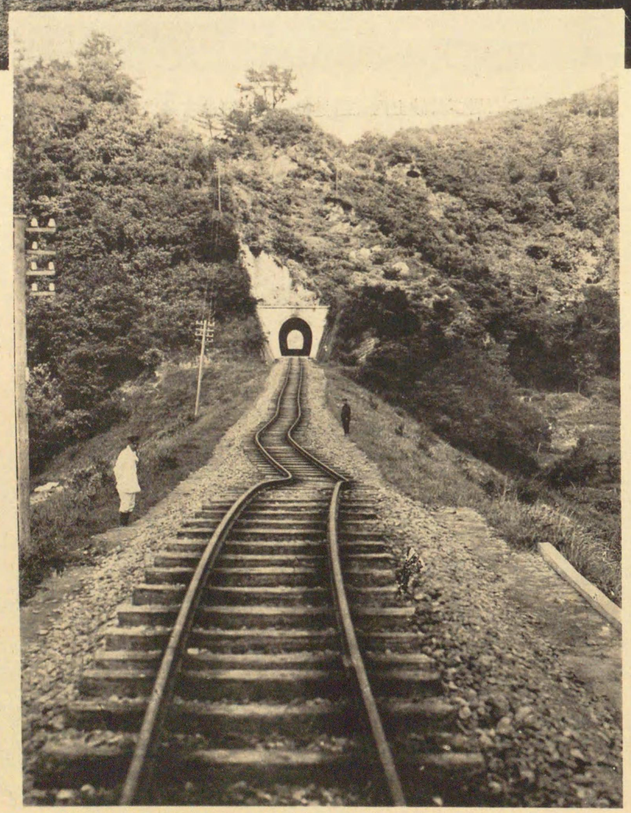

岩井富浦間　自四十七哩四鎖至四十七哩十一鎖附近築堤の沈下

濱金谷保田間　小磯川橋梁線路の彎曲

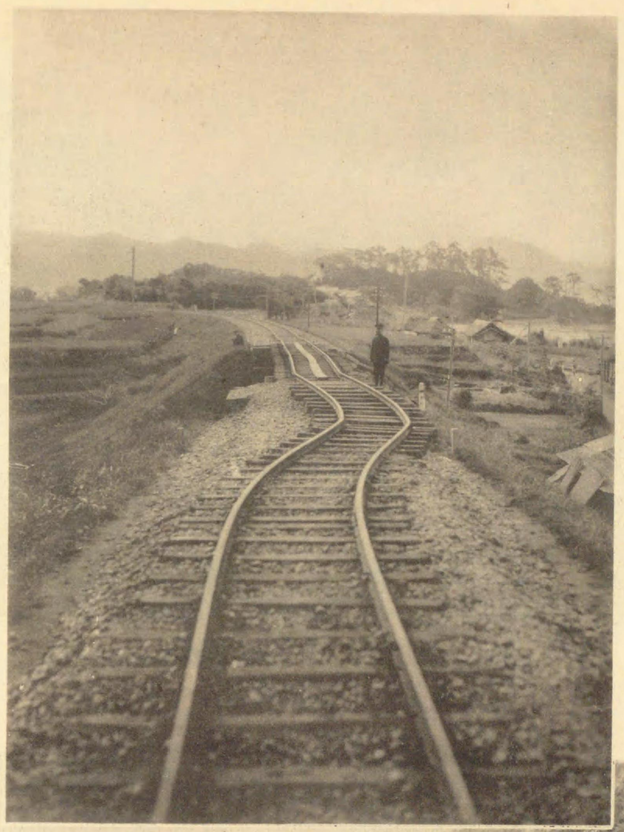

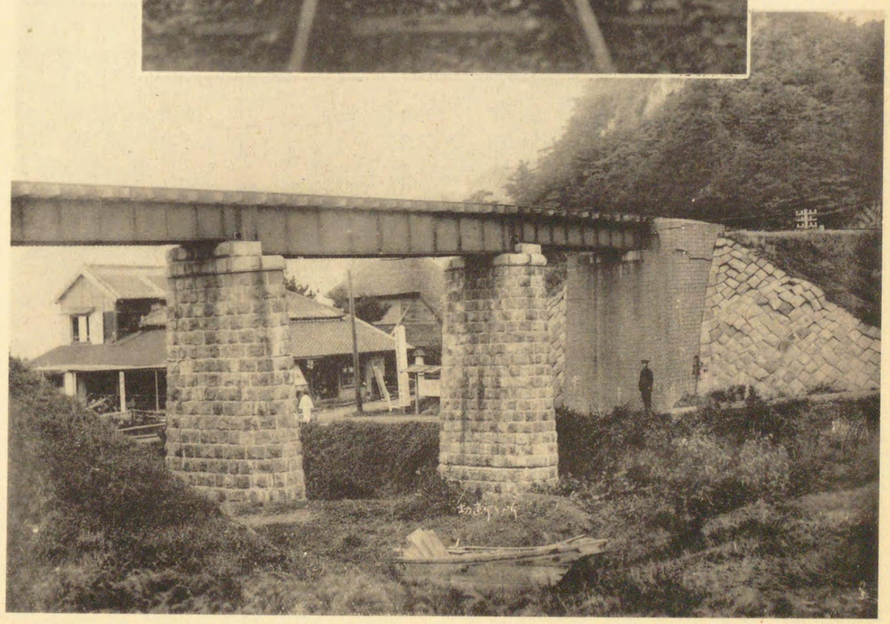

濱金谷保田間　小磯川橋梁濱金谷寄橋脚の變狀

那古船形驛附近築堤の沈下

安房北條驛本屋その他の倒壊

岩井富浦間　南無谷隧道坑内土砂及び岩石の崩壊

那古船形驛本屋の倒壊

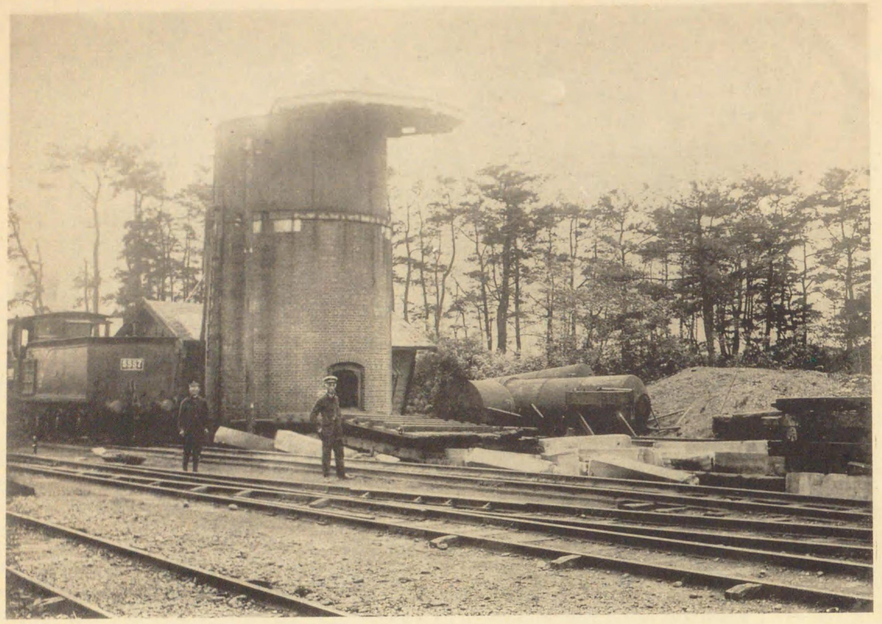

安房北條驛給水槽及びバアームチットの倒壞

安房北條驛機關車の顚覆

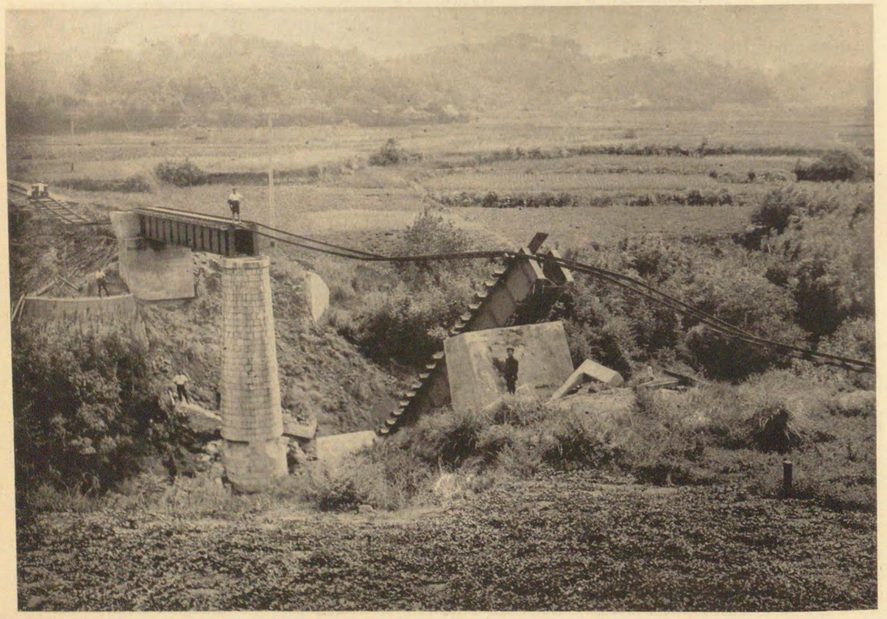

九重千倉間 第一潮戸川橋梁變狀全景

安房北條驛官舍の倒壞

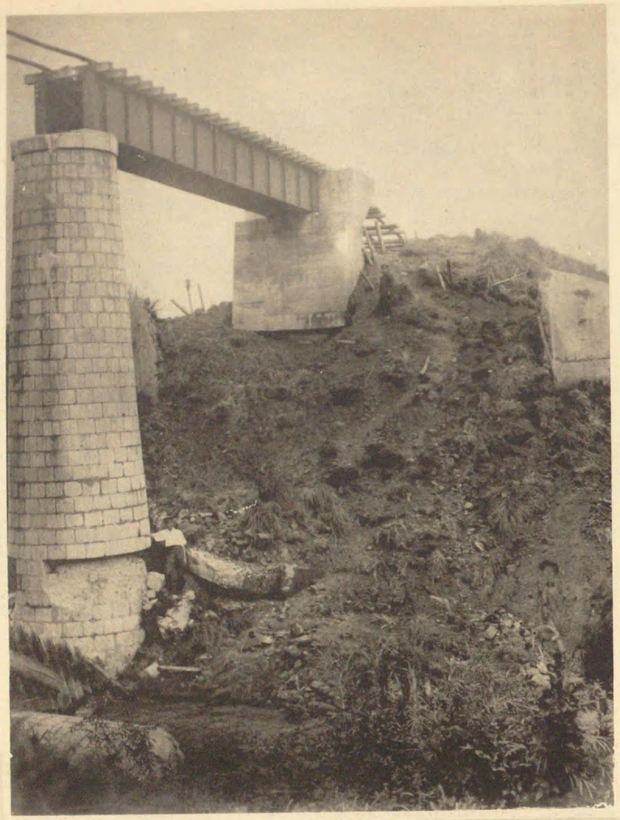

九重千倉間　第一瀬戸川橋梁

九重千倉間　千倉方橋臺裏築堤の缺壞

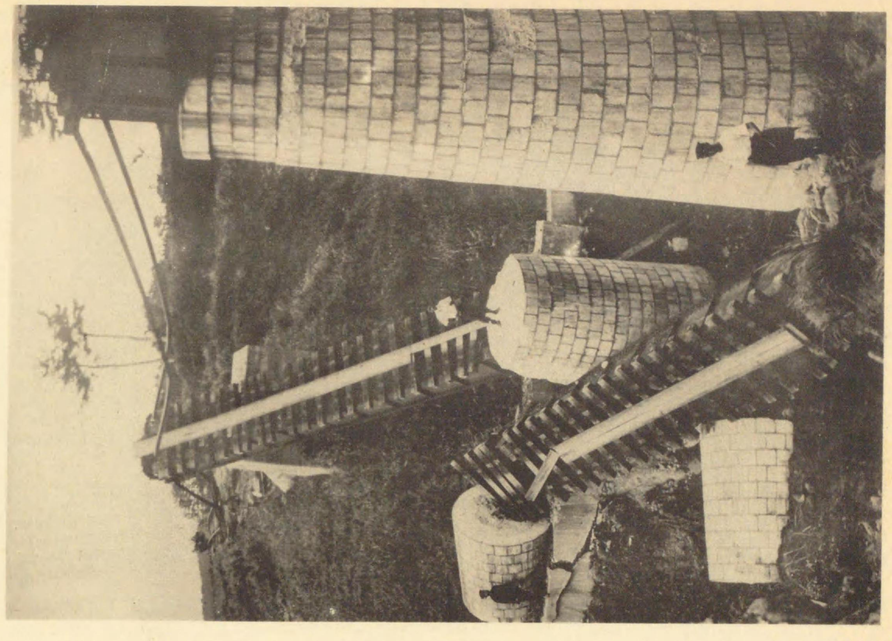

九重千倉間　第一瀬戸川橋梁方重九梁橋及臺橋方重九梁橋川戸瀬一第　間倉千重九

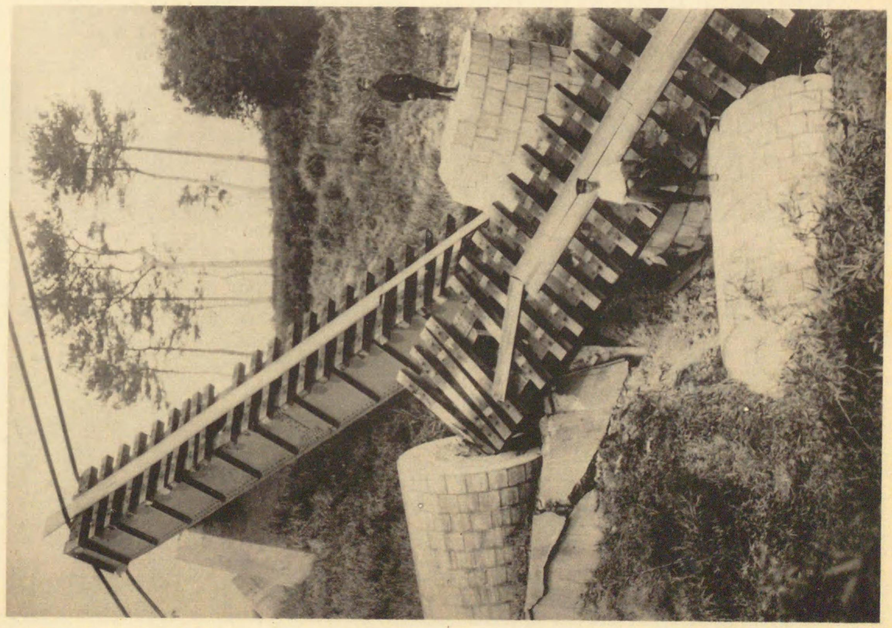

第一瀬戸川橋梁　千倉間九重

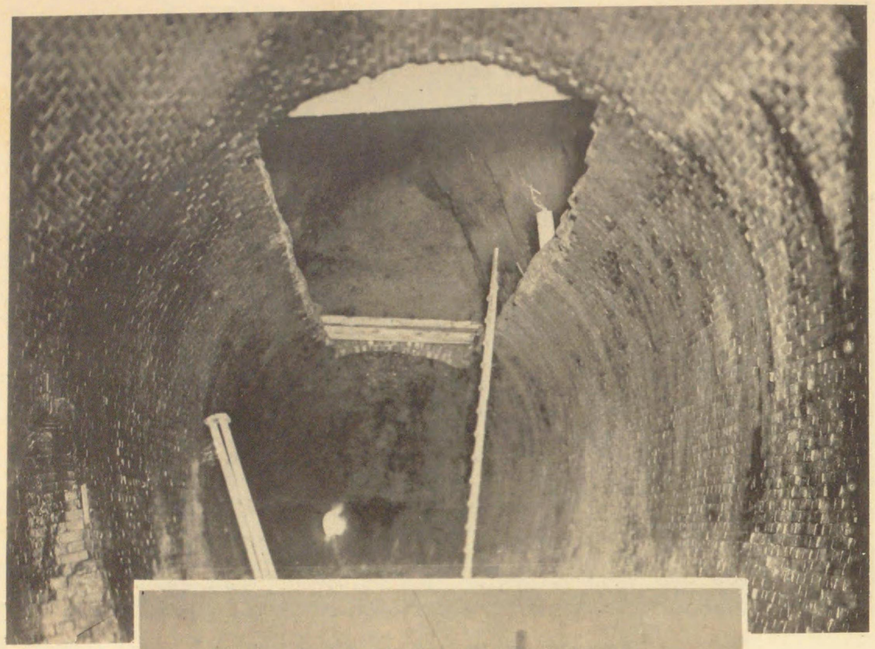

土氣大網間　土氣隧道坑内拱變狀

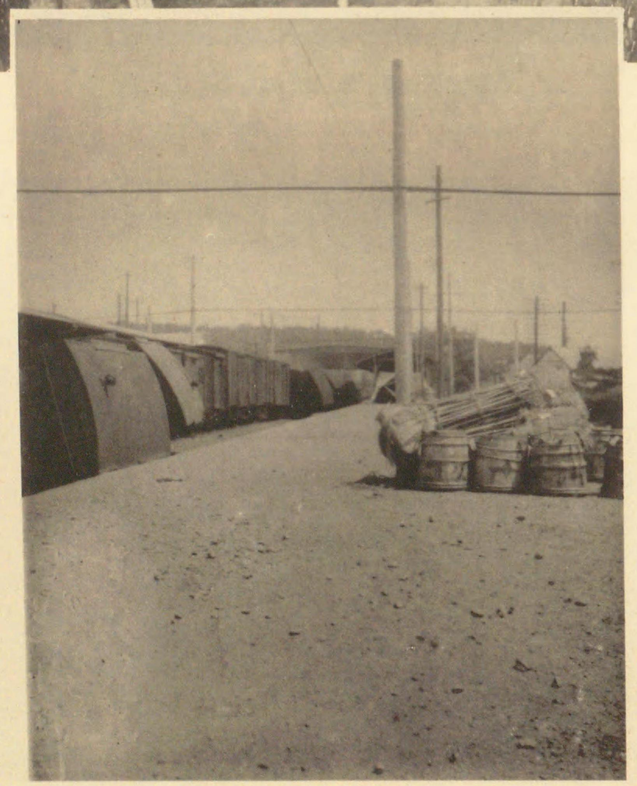

顚覆せる貨車（藤澤驛）

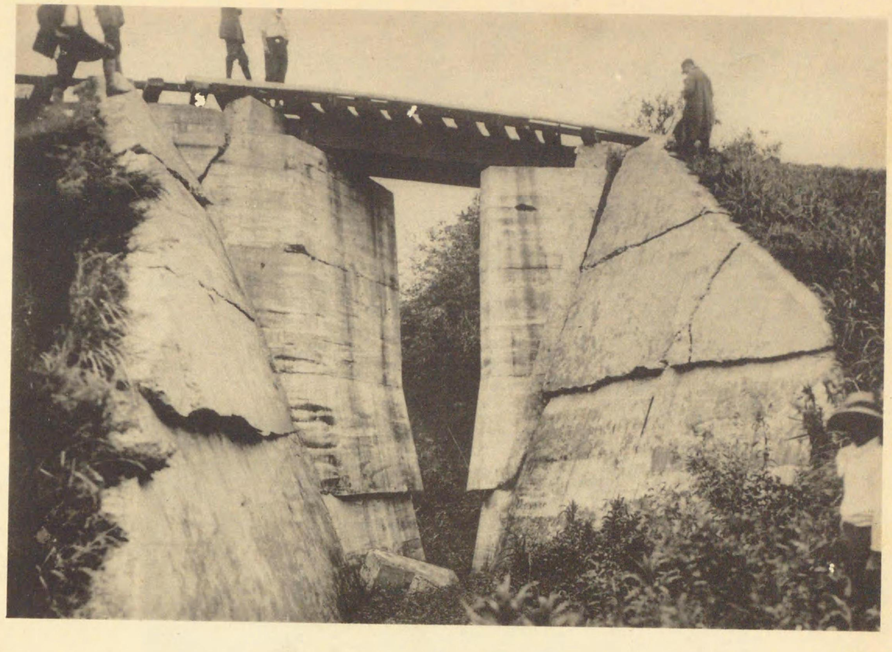

九重千倉間　大和田川橋梁橋臺及び袖コンクリート龜裂

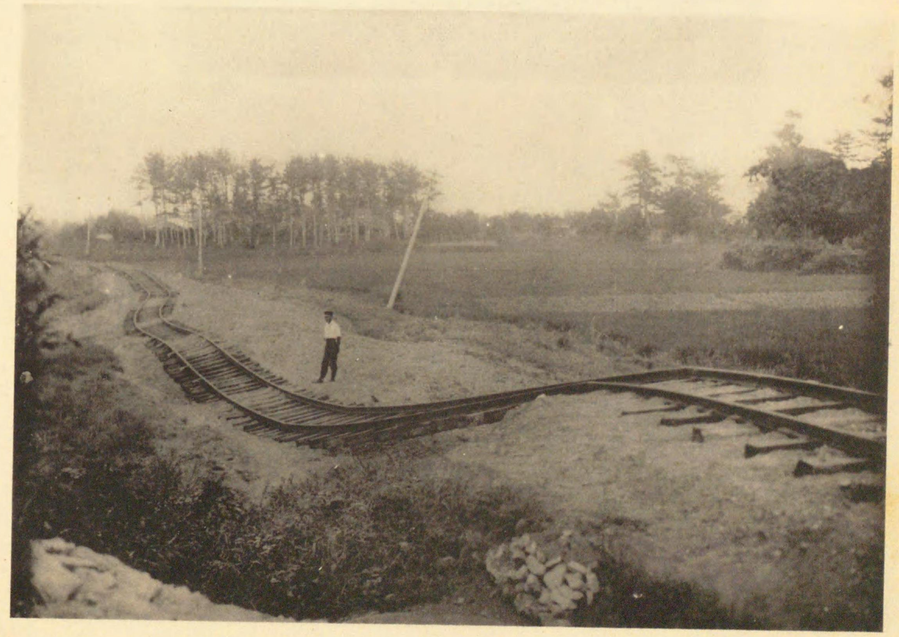

南三原驛和田浦間　自六十四哩四十六鎖至六十四哩四十二鎖　附近築堤の沈下

車客るは横に際打浪し落轉に中海際の入進驛川府根

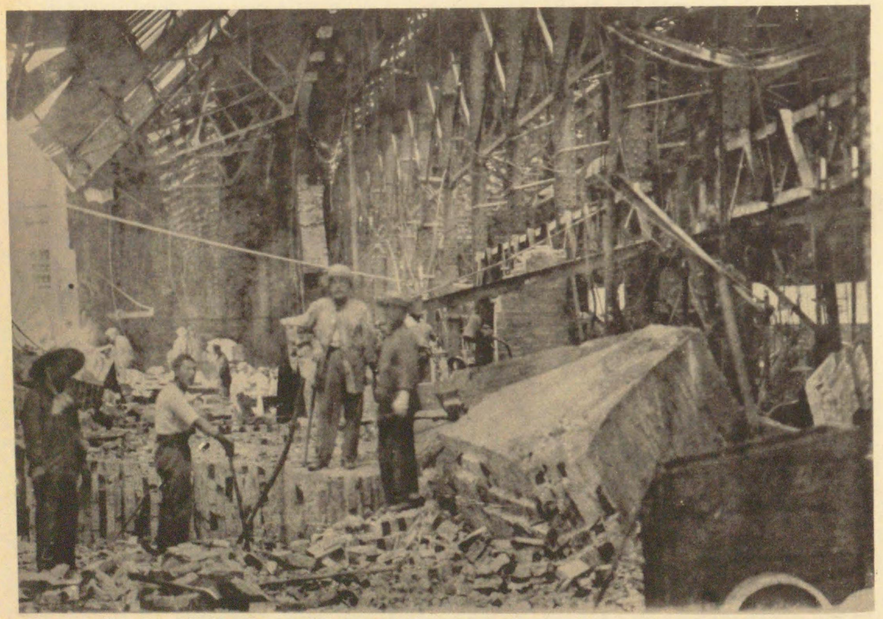

大宮工場組立職場工具室附近内側

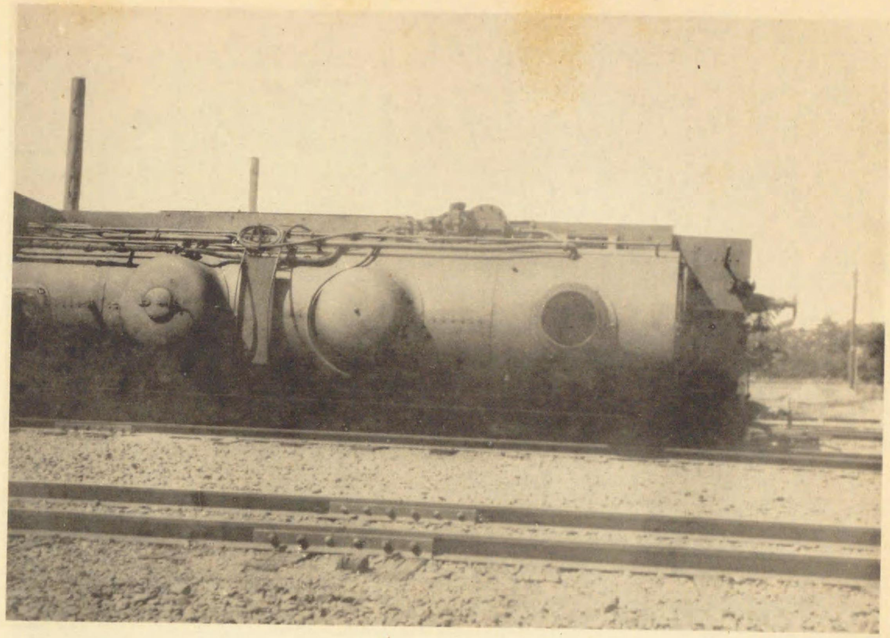

顚覆せる機關車（茅ヶ崎驛）

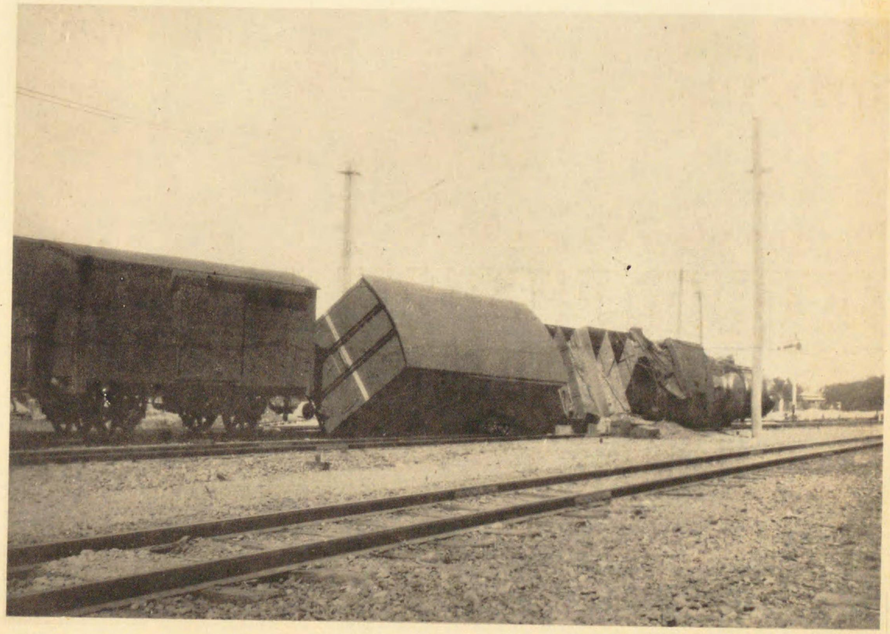

貨物列車の顚覆（茅ヶ崎驛）

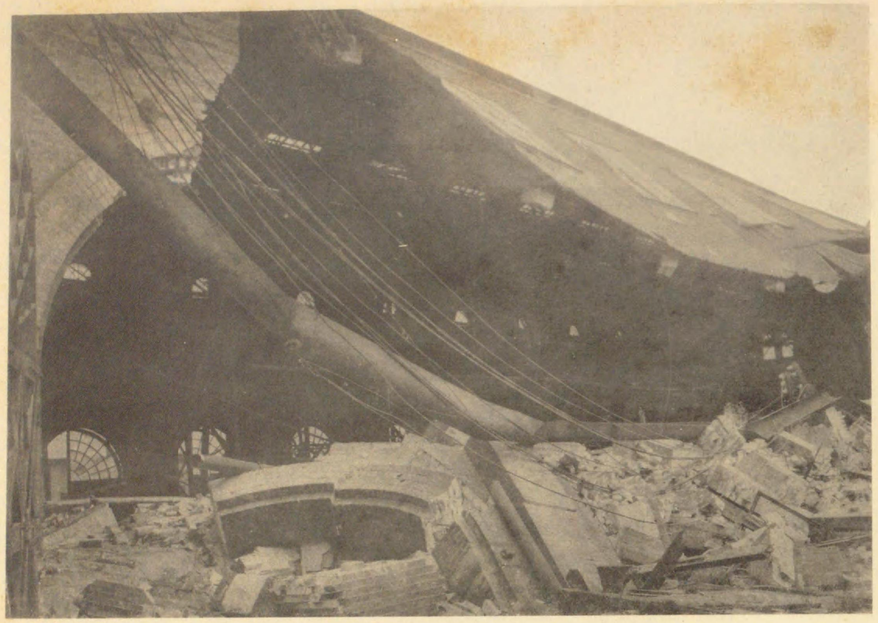

大宮工場組立職場工具室附近

大宮工場變電所

大宮工場鍛冶職場東側

大宮工場變電所東南側

大宮工場變電所

凡例

一、大正十二年九月一日關東大震災の際に於ける國有鐵道の被害と其の善後處置に關する記錄は、震災直後に於て其の概要を編修したるものあれども、詳細なる記錄は當時之を集錄するに至らず、大正十四年十月に至つて省議を以て震災誌編修の議を決し、委員二十二名を指命し之をして編修の任に當らしむることゝなり、委員は編修の方法を協議し其資料を蒐集して記錄編纂に着手し、昭和二年五月漸く之を完成するを得たり。

一、本記錄は之を八章に分ち、第一章に於て震火災に依る被害竝に應急處置の概要を述べ、以下震災直後の措置及び運輸、運轉、線路建造物、電氣、車輛、工場經理、救護、食糧、共濟組合等鐵道業務の各方面に亘る被害情況と

善後處置に關する事項とを成るべく詳細に記述することに努めたり。

然るに震災後既に年月を經過し、從つて當時の記錄にして散逸せるもの勘からず、且つ當時局に當りたる者の中には已に退職したる者あり、現に在職する者と雖もその當時の記憶必ずしも正確ならず、從つて資料の蒐收に少からず困難を感じたり。

震災直後に於て最も繁激を加へたる方面例へば運轉若くは工事關係の如きは、當時當面の業務に忙殺せられたるが爲にその業績を一々記錄に留めたるもの少く、之に反して他の方面に於ては比較的精細なる記錄を存するものあり、從つて鐵道各部の記事を編修するに當つて精粗一樣ならず、若し之を統一せむとせば勢ひ精細なる資料を割愛せざるべからず、これ甚だ遺憾とするを以て、本書に於ては苟も資料の蒐收し得たるものは努めてこれを採錄し、又記錄に徵すべきもの無き部分

に就ては努めて當時局に當りたる者の記憶を辿り以て遺漏無きを期したり。從つて各部の記事に精粗あるは已むを得ざるに出づるものにして、記事の精粗を以て當時の作業の繁閑を卜すること能はざるものなり。

一、本書に於ては努めて事實の正確を期し且つその眞相を得ることにつとめたるを以て、諸方面より蒐收したる資料より採錄したものゝ中には原文の儘を取りたる處尠らず、從つて文體の統一を缺くは已むを得ざるに出づ。

一、線路建物の被害に關しては鐵道大臣官房研究所に於て編纂したる鐵道震害調査に負ふ所尠からず、右被害調書は主として技術の專門的方面に渉るを以て、本書に於ては右震害調書中必要なる部分を便宜採錄し、而して專門的に渉る事項は之を省略したり。從つて線路建造物の被

害に關しては本書の外右鐵道震害調書を參考とせられむことを望む。

一、震災當時に於て事に當りたる職員の官職氏名は記錄の存するものと然らざるものとあり、本書中に於ては成るべくその氏名は是を省略する方針をとり、別に卷末に於て當時の在職者中一部の氏名を掲載する事とせり。

一、本書に於ては讀む者をして鐵道各部毎に震災當時の情況竝に善後處置を知悉せしむるに便せむとしたるが爲に、各部毎に章を分ちその間相互の連絡を缺き若くは重複を敢てせし所なきにあらず、而して相互の連絡を知り且つ震災當時より災後の秩序恢復に至る迄の情況を序を追ふて知るに便せむが爲に、別に震災日誌を編して卷末に附し、以て前後の連絡關係を明かにすることに努めたり。

一、被害地方の私設鐵道軌道の狀況に關してはその概要を記すに止めたり。

國有鐵道震災誌目次

第一章　概說……一
第二章　震災直後の緊急措置……六
　第一　閣議報告……六
　第二　本省の移轉……六
　第三　東京鐵道局の措置と臨時事務分掌……七
　第四　陸軍警視廳及び戒嚴司令部その他との連絡……一四
　第五　警備……一五
　第六　事務所工場及び驛庫所の執務とその連絡……一五
　第七　通信方法……一五
第三章　運輸竝に運轉……一五
　第一節　運轉及び運輸事故とその應急處置……一五
　　第一項　旅客……一五
　　第一　東海道線……一五
　　第二　中央線……一五

第三　東北線……六三
第四　北條線……六四
第二項　貨物……六五
第一　東海道線……六五
第二　東北線……六六
第三　北條線……六八
第二節　運輸……六九
第一項　旅客及び手小荷物……六九
第一　震災に因る運輸上の障碍とその復活……六九
第二　旅客及び手小荷物輸送上の應急諸施設……七四
第三　運賃上の施設……八〇
第四　定期及び回數乘車券に對する處置……九四
第五　東京及び名古屋鐵道局管内に於ける旅客輸送の概況……九七
第六　東京及び名古屋鐵道局管内に於ける手小荷物輸送の概況……一〇五
第二項　貨物……一〇九
第一　總説……一〇九
第二　震災直後の無賃輸送及び關係諸施設……一一一
第三　普通貨物の取扱開始及び關係諸施設……一一五
第四　一般貨物の取扱復舊及び運賃減免の繼續……一二一
第五　一般貨物取扱條件の變更と運賃減免の廢止……一二七
第六　生絲輸送……一二九
第七　震災地着救恤貨物の引渡及び配給……一三六
第八　公認運送取扱人組合の協力……一四〇
第九　各鐵道局施設概要……一四三
第十　雜……一五一
第三項　貨物輸送……一五五
第一　無賃輸送の開始と有賃貨物の發送止……一五五
第二　災前受託に係る輸送途中に在る貨物の處理……一六五
第三　救恤品の輸送……一六六
第四　米原駐在員……一六七
第五　連帶運輸貨車料金の相互免除……一七〇
第六　震災地着救恤品以外の貨物の輸送……一七一
第七　集配報告……一七一
第八　輸送力復活の模様……一七三
第九　米木炭の特別輸送……一七五
第四項　船車連絡輸送……一七五
第一　各鐵道局に於ける海上輸送計畫……一七五
第二　本省に於ける海上輸送計畫……一八八

第三　通信竝に衛生事務、物品の配給……一八五
第四　罹災者輸送の變遷……一八八
第五　連絡地點の變更計畫……一九二
第六　終結……一九四
第五項　自動車……一九六
第一　震災直後三日間の日誌……一九七
第二　九月四日以降の主要用務……二〇一
第三　借入車及び他局の應援……二〇五
第四　揮發油の供給……二〇八
第五　車輛修繕……二一〇
第六　自動車の購入……二一一
第七　手小荷物輸送用自動車の運行開始……二一一
第八　自動車部の廢止……二一一
第九　警視廳交通取締方の復舊……二一三
第十　震災前後當局管內自動車及び運轉手の數……二一三
第三節　運轉……二一六
第一項　蒸汽列車運轉……二一六
第一　震災に因る線路不通區間及び開通月日……二一六
第二　列車の運轉狀況……二一八
第二項　電車運轉……二二四
第一　京濱線……二二四
第二　中央線……二二八
第三　山手線……二三〇
附表　一、震災不通區間開通一覽圖
一、震災當時に於ける各線列車運行圖裏
第三項　大正十三年一月十五日震災時の運轉狀況……二三六
第一　蒸汽列車……二三六
第二　電車……二三八
第四章　鐵道の被害とその應急措置……二四一
第一節　線路建造物……二四一
第一項　被害總說……二四一
第二項　線路別被害概況……二四二
第一　東海道本線……二四二
第二　横濱線……二四二
第三　横須賀線……二四二
第四　熱海線……二四二

第二項　電車運轉……二七八
第一　京濱線……二七八
第二　中央線……二八〇
第三　山手線……二八二
附表　一、震災不通區間開通一覽圖
一、震災當時に於ける各線列車運行圖裏
第三項　大正十三年一月十五日震災時の運轉狀況……二八八
第一　蒸汽列車……二八八
第二　電車……二九一
第四章　鐵道の被害とその應急措置……二九二
第一節　線路建造物……二九二
第一項　被害總說……二九二
第二項　線路別被害概況……二九三
第一　東海道本線……二九八
第二　横濱線……二九八
第三　横須賀線……二九八
第四　熱海線……二九八

第五　中央本線……二二五
第六　東北本線……二二七
第七　山手線……二二八
第八　常磐線……二三〇
第九　總武本線……二三一
第十　房總線……二三三
第十一　北條線……二三三
第十二　久留里線……二三五
第三項　線路の被害詳說及び應急工事……二三六
第一　東海道本線……二三七
第二　横濱線……二三五
第三　横須賀線……四二五
第四　熱海線……四四四
第五　中央本線……四四四
第六　東北本線……四四七
第七　山手線……四四九
第八　常磐線……四五〇
第九　水戸線……四五九
第十　總武本線……四六〇
第十一　房總線……四六一
第十二　成田線……四六三
第十三　北條線……四六五
第十四　久留里線……四六六
第四項　建物に關する應急處置……四六八
第五項　給水設備の被害と應急施設……四七一
第一　新橋運輸事務所管內……四七一
第二　上野運輸事務所管內……四七二
第三　兩國運輸事務所管內……四七三
第二節　電氣設備……四七四
第一項　電氣設備の被害と應急處置概說……四七四
第一　被害狀況概要……四七四
第二　應急處置……四七五
第二項　電氣通信設備……四七六
第一　被害狀況……四七六
第二　應急處置……四七七
第三項　電燈及び電氣動力設備……四七七
第一　被害狀況……四七七

第十一　房總線……四八一
第十二　成田線……四八二
第十三　北條線……四八三
第十四　久留里線……四八四
第四項　建物に關する應急處置……四八四
第五項　給水設備の被害と應急施設……四八五
第一　新橋運輸事務所管內……四八五
第二　上野運輸事務所管內……四八六
第三　兩國運輸事務所管內……四八六
第二節　電氣設備……四八七
第一項　電氣設備の被害と應急處置概說……四八七
第一　被害狀況概要……四八七
第二　應急處置……四八八
第二項　電氣通信設備……四八八
第一　被害狀況……四八八
第二　應急處置……四八九
第三項　電燈及び電氣動力設備……四八九
第一　被害狀況……四八九

第二　應急處置……六九一
第四項　發變電所……六九二
第一　發電所……六九二
第二　變電所……六九三
第五項　送電線路……七〇二
第一　被害狀況……七〇二
第二　應急處置……七一〇
第六項　電車線路、饋電線路、配電線路……七二一
第一　被害狀況……七二三
第二　應急處置……七三三
第七項　自働信號設備……七六八
第一　被害狀況……七七九
第二　應急處置……七七九
第三節　車輛竝に工場……七七七
第一項　車輛の被害……七七七
第一　被害輛數及び被害額……七七七
第二　被害の狀況……七七七
第二項　救援……七八五

第一　事故列車及び燒破損車輛に對する救援……八二二
第二　線路建造物に對する應援……八二八
第三　その他の應援……八三五
第三項　工場の被害、作業その他……八四六
第一　大宮工場……八四七
第二　大宮工場隅田川派出所……八五七
第三　大井工場及び汐留派出所……八六一
第四　錦糸町工場……九〇三
第五　材料に關する事項……九〇九
第六　經　費……九一四
第四項　車輛修繕その他に對する處置……九三〇
第一　經費の緊縮……九三〇
第二　車輛修繕工事の委託……九三一
第五項　車輛の復舊復興……九三三
第一　復舊方針……九三三
第二　機關車の復舊……九三四
第三　電車の復舊……九三五
第四　客車の復舊……九三五
第五　貨車の復舊……九四〇

第六　復興增備車……九四一
第六項　工場の復舊竝に復興……九四二
第一　大宮工場及び同隅田川派出所……九四二
第二　大井工場……九四三
第三　錦糸町工場……九四四
第四　機械及び器具の復舊……九四四
第七項　雜……九四四
第一　書類圖面の複製……九四四
第五章　經　理……九四四
第一節　應急復舊復興費豫算……九四四
第二節　金錢會計……九四六
第一項　會計事務の臨機的處理……九四六
第一　豫算各目の流用……九四六
第二　俸給給料……九四六
第三　受領總代者に於て保管中の給與金にして震災に因り燒失したるものに對する處理……九五一
第四　荷物引換代金應急支拂措置……九五五
第五　會計規則第九十三條の特例……九五五
第二項　現金事務の臨機的處理……九五五
第一　現金運用……九五五
第二　現金出納……九五五
第三節　物品會計……九六一
第一項　物品の調達……九六一
第一　應急復舊工事用品……九六一
第二　調度用品……九六二
第二項　物品準備計畫と倉庫及び工場の應急設備……九六三
第一　事業用物品の準備計畫……九六三
第二　倉庫及び工場の應急設備……九六四
第三　印刷所と乘車券……九六八
第四節　國有財産……九六八
第六章　人　事……九七〇
第一節　罹災職員……九七三
第二節　食糧品の調達及び配給……九七三
第一項　食糧品の調達……九七四
第一　食糧調達の第一次計畫……九七七
第二　食糧調達の第二次計畫……九七八
第三　食糧調達の第三次計畫……九八四
第四　食糧調達の第四次計畫……九八四
第五　食糧調達の第五次計畫……九八六
第六　食糧調達の第六次計畫……九八六
第七　食糧調達の第七次計畫……九八六
第八　食糧調達の第八次計畫……九八六

第二　食糧品徴發の援助……九八七
第三　人心安定策……九八八
第四　水戸方面に於ける食糧の購入輸送……九八九
第五　食糧調達の情報……九九一
第六　食糧の第二次充實計畫……九九四
第七　第三次食糧增大計畫……九九五
第八　食糧品弗々到着す……九九五
第九　海運に依る食糧輸送の打切り……九九六
第十　東京鐵道局管內各事務所工場に於ける食糧の調達……一〇〇四
第二項　食糧品の配給……一〇〇四
第一　炊出の開始……一〇〇四
第二　第一次の食糧品配給機關……一〇〇五
第三　炊出範圍の擴大……一〇〇五
第四　食糧供給の大體計畫……一〇〇六
第五　地方より食糧缺乏の報來る……一〇〇七
第六　海軍の共助を要求す……一〇〇七
第七　熱海線各驛の救濟……一〇〇八
第八　熱海線建設工事に從事する鮮人救濟……一〇一一
第九　國府津小田原方面に對する陸上强行救濟……一〇一一

第十　從事員に對する食糧の無料供給計畫……一〇一三
第十一　食糧券に依る無料食料配給實施……一〇一五
第十二　無料配給の事後手續……一〇一六
第十三　食料部配給所の增設變更……一〇一八
第十四　食料部の事務の整頓……一〇一九
第十五　罹災職員竝に家族に對する食料供給計畫……一〇二三
第十六　白米有料配給の實施準備……一〇二四
第十七　炊出の實績……一〇二七
第十八　食糧券に依る白米の無料配給の成績……一〇二八
第十九　食糧券による白米の有料配給の實績……一〇二八
第三項　食糧品の精算……一〇二九
第四項　各鐵道局の應援……一〇三〇
第一　札幌鐵道局の應援……一〇三〇
第二　神戸鐵道局の應援……一〇三一
第三　仙臺鐵道局の應援……一〇三一
第四　名古屋鐵道局の應援……一〇三一
第五　門司鐵道局の應援……一〇三六
第三節　共濟組合……一〇三七
第一項　諸給付……一〇三七

第二項　掛金及び支拂備金に關する臨機の取扱……一〇四五
第三項　震火災に因る共濟組合の給付件數及び金額……一〇四九
第四項　購買部……一〇五一
第五項　貸付部及び貯金部……一〇五五
第一　貸付部……一〇五五
第二　貯金部……一〇五七
第四節　病院及び治療所の措置……一〇六三
第五節　救護施設……一〇六六
第六節　防疫施設……一〇八三
第七節　慰安會の休止……一〇九八
第八節　現業委員會の休止……一〇九九
第七章　行政事務……一一〇一
第一節　臨時震災救護事務局との關係……一一〇一
第一項　職員の兼任……一一〇一
第二項　運輸交通、通信連絡部の組織及び交通部會……一一〇一
第三項　交通部會に於ける協議事項及びこれに對する處理竝に救護事務局との照會往復……一一〇二

第一　罹災民救護從事者及び救護品の無賃又は割引運送……一一〇二
第二　救護品復舊材料その他生活必需品の無賃又は割引運送……一一一一
第三　入京者の制限……一一一四
第四　輸送……一一一七
第二節　臨時委任事項の擴張及びその復舊……一一一九
第一項　臨時委任事項……一一一九
第二項　臨時委任事項の解除……一一二八
第三節　各鐵道局その他の應援……一一二九
第一項　通信……一一三〇
第二項　線路及び建造物……一一三六
第三項　車輛……一一四五
第四項　救護……一一四八
第五項　その他の應援……一一五〇
第四節　臨時所管區域の變更……一一五三
第五節　米原及び横濱駐在……一一五五
第一項　米原駐在……一一五五
第二項　横濱駐在……一一五六

第六節　事務所の移轉及び所管區域變更の端緒……一二七
第一項　國府津保線事務所……一二七
第二項　國府津及び千葉工務局派出所……一二七
第三項　新橋運輸保線及び電力事務所……一二七
第四項　上野運輸保線電力事務所……一二八
第五項　千葉運輸保線事務所……一二九
第六項　東京建設事務所……一二九
第七項　東京第一及び第二改良事務所……一二九
第八項　東京鐵道病院……一二九
第九項　被服工場……一二九
第七節　本省及び東京鐵道局教習所……一二九
第一項　鐵道省教習所……一二九
第二項　東京鐵道局教習所……一二九
第八章　終結……一二九
第一節　執務の復舊……一二九
第二節　賠償……一二九
第一項　旅客事故及び賠償……一二九
第二項　貨物事故及び賠償……一二九
第三項　物品代金支拂方法……一二九
第四項　請負工事既濟部分損害の處理……一二九
第五項　連帶鐵道會社所屬車輛の損害……一二九
第三節　內外の慰問……一二九
第四節　懲戒……一二九
第五節　表彰賞與……一二九
第六節　殉職者祭典……一二九
第七節　復興の着手……一二九
第一項　線路及び建造物……一二九
第二項　工場……一二九
第三項　電氣設備……一二九
附
一、震災日誌……一
二、震災當時の職員表……一三

國有鐵道震災誌

第一章　概　說

大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒突如關東地方を襲つた强大なる地震は、その災害の及した
る區域極めて廣く東京神奈川靜岡、千葉埼玉、山梨、茨城の一府六縣に涉り、殊に東京市、橫濱市、橫須賀市、小田原町、鎌
倉町等は震災に伴つて起つた火災のため一層災害を增大した。

國有鐵道の線路上に障害を受けた區域は、東海道本線東京御殿場間及貨物支線橫濱線橫須賀線、熱海線、中央本
線東京國分寺間、淺川韮崎間、東北本線上野川口町間、栗橋古河間及秋葉原貨物線、山手線、常磐線日暮里取手間、田端
隅田川間、北千住隅田川間、總武本線兩國橋龜戶間、船橋成東間、房總線千葉大網間、北條線、久留里線及成田線成田下
總松崎間、布佐湖北間であつて、その線路延長實に約四百二十營業哩の廣きに亘つた。

右の中被害最大なのは熱海線で、早川眞鶴間の如きは全く復舊したのは大正十四年三月十二日であつた。そ
の他東海道本線茅ヶ崎平塚間に於ける馬入川の橋脚破壞、橋桁の墜落、山北駿河間第三號及び第四號隧道間に於
ける土砂の大崩壞、中央線與瀨上野原間に於ける隧道缺壞、總武線に於ける南無谷隧道土砂崩壞等は應急工事に
多大の日數を要した程被害甚大なるものであつた。火災のため燒失し又は震災により大破せる建物は次の如
くである。

一、燒失せるもの

廳　　舍　本省、東京第一及び第二改良事務所、東京建設事務所、信濃川電氣事務所、新橋運輸保線、電力各

事務所、上野運輸、保線、電力各事務所、兩國運輸、保線各事務所。

教習所　鐵道省教習所、東京鐵道局教習所。

工場　本省經理局被服工場、同木材防腐工場官房文書課公報印刷場、東京鐵道局錦糸町工場、同大井工場、汐留派出所、同大宮工場隅田川派出所。

倉庫　東京鐵道局經理課汐留倉庫、同錦糸町倉庫。

停車場　有樂町、新橋、濱松町、横濱、櫻木町、汐留、高島(二部)東横濱、横濱港、神田、萬世橋、御茶の水、水道橋、飯田町上野、秋葉原、隅田川(一部兩國橋、錦糸町。

市內營業所　東京横濱。

車掌監督　上野、兩國橋。

機關庫　飯田町、錦糸町、田端機關庫上野分庫。

檢車所　東横濱(一部)上野、兩國橋、品川檢車所汐留分所新宿檢車所飯田町分所。

保線區　新橋、上野横濱、兩國橋。

通信區　新橋、上野、兩國橋。

電力區　兩國橋。

變電所　永樂町。

列車電燈所　東京(一部飯田町、上野、兩國橋。

病院及び治療所　東京鐵道病院、上野兩國兩治療所。

集會所　汐留。

官舍合宿所　東京、汐留、濱松町、萬世橋、御茶の水飯田町、子安、東神奈川(合宿所のみ)神奈川、平沼、秋葉原、上野、石原町、龜澤町、兩國橋、錦糸町所在官舍二百六十五戶、合宿所十九戶。

二、倒潰又は大破せるもの

東海道本線大船、藤澤、辻堂、茅ヶ崎、平塚、大磯、二宮、下曾我、熱海線鴨宮、根府川、北條線佐貫町、岩井、那古船形、安房北條、九重、千倉、南三原驛等の驛本屋は倒潰し、東海道本線神奈川、程ヶ谷、戸塚、國府津、松田、山北、高島、東高島、横濱線小机、原町田、横須賀線鎌倉、逗子、田浦、横須賀、熱海線小田原、早川、眞鶴、中央本線牛込、總武線龜戸、千葉、北條、錺木、更津、周西、青堀、大貫、上總湊、濱金谷、保田、安房勝山、富浦驛等の驛本屋は大破した。

而して大崎、東神奈川、程ヶ谷、戸塚、久保信號場、大船、鎌倉、逗子、田浦、横須賀、中山、原町田、相原、藤澤、茅ヶ崎、平塚、大磯、國府津、下曾我、松田、山北、鴨宮、小田原、根府川、眞鶴、秋葉原、輕井澤、周西、佐貫町、保田、那古船形、安房北條、九重、千倉、南三原各驛構內官舍百十二戶、合宿所十一戶は倒潰した。

尙その他の建物にして倒潰又は大破せしものは多數であつた。

部職場が破壞して多數の死傷者を出した。

その內でも大宮工場に於ては變電所及び一

電氣通信設備に於ては山崩れ、隧道崩壞、外物の倒潰橋梁の流失等に伴ひ被害甚だしく、東海道方面は沼津驛以東に於て、中央線方面は八王子驛以東に於て信越線方面は輕井澤驛以南に於て、その他東北常磐總武方面一帶の電信電話の回線は悉く障害を被り不通となつた。

廳舍竝に倉庫、材料等を大部分烏有に歸せしめた。

電力線路に於ては、當時の電車運轉區間は山手線東海道線東京櫻木町間、中央線東京國分寺間等であつて、この區間の電車線路鐵電線路は勿論、高壓配電線路も大部分は線路に沿ふて敷設されてあつたが、著るしい被害は殆んど全部軌道の破壞、外物の倒壞、沿線驛舍及び電車の類燒、附近民家の火災等に因るものであつた。自働信號設備に於ては、當時その設置區間は電車線は山手線東海道線東京櫻木町間及び中央線東京國分

寺間汽車線は東海道線品川國府津間、東北線田端大宮間等であつたが、この被害も前述の電力線路の被害と同様の原因に因るものであつた。而して自働信號機は電車線に於けるもの東海道線二十八、山手線十二、中央線三十一計七十一、汽車線のものは東海道線四十八、東北線六、計五十四がそれぞれ倒壞燒損等の損害を被つた。

震災に因り破損し又は火災に因り燒損した車輛は機關車百六輛、客車四百八十六輛、電車四十輛、貨車千二百四輛計千八百三十六輛であつた。

震災當時運轉中の列車で震災のため脫線又は顚覆したもの及び震火災に依りて燒失又は破損したものは旅客列車八個列車貨物列車十七個列車で、旅客卽死者百十七名、重傷六十一名、輕傷五十六名を出した。

又震災の結果として運輸營業を停止した驛及び市內營業所は四十四、一部制限を加へた驛は八十四、合計百二十八驛所であつた。

國有鐵道の被つた損害は大體以上の如く、震災地域內の交通は一時杜絕の狀態に陷り、その恢復は容易の業ではなかつた。併し交通機關復舊の遲速は延いて震災地域內の一般秩序の回復に重大な關係があるので鐵道省は各鐵道局の全力を擧げ、尙陸海軍その他の應援を得て極力復舊に努め、通信線は九月三日早くも東京鐵道局に於ける本部と各事務所(除兩國)及び關西方面との連絡成り、線路は九月一日午後總武線龜戶稻毛間の開通を最初とし、應急工事終了區間より漸次運轉を開始し、九月下旬には障害の甚だしい區間は徒歩連絡により大體開通するに至つた。又東海道線に於ては、その全通に至る迄の間芝浦(後に橫濱)清水港間に關釜連絡線を以て船車連絡をなし、陸上の徒歩連絡と相俟つて罹災者及び一般旅客、手小荷物の輸送に便ならしめた。

而して退京する罹災者に對して臨機無賃乘車船の取扱ひをなし又地方より震災地に輸送する食糧救恤品、復舊材料及び震災救護從事者の無賃扱をも開始して救護の徹底を期したのである。

尙震災に因る國有鐵道の損害は、應急復舊竝に復興に要する經費と益金の缺損とを合算するときは實に二億一千四百二萬八千圓の巨額に達したのである。

以下國有鐵道の被害狀況とその應急施設に就き章を分けて詳說することゝする。

因に地方軌道に在つては、小田原電車の小田原驛前及び湯本強羅間の電氣鐵道及び强羅上强羅間のケーブル線は何れも大損害を蒙り、殊に小田原町內の軌道線は電線路建造物の大半と車輛十九輛とを燒失し、熱海軌道の門川伊豆山間三哩半は全滅しその前後三哩餘の區間も被害甚しく、京濱電車は線路、停留場、變電所の損害少からず、殊に六鄕川の鐵橋は大破損した。東武鐵道は本社、附屬倉庫、淺草驛等を燒失し、尙神奈川縣下の湘南、江ノ島兩軌道及び相模鐵道、東京府下の城東、京王、玉川、王子、武藏野、青梅、多摩、西武等何れも相當の損害を被つた。その中でも城東電車は變電所を燒失した爲め震災後三十二日を經て漸く運轉を開始した次第である。

第二章　震災直後の緊急措置

第一　閣議報告

第一震と共に通信機關全く杜絶したので、東京鐵道局長以下各課長等は取あへず東京驛前廣場に數個の卓子椅子を置て地震の模様を窺ひ、餘震稍鎭靜するに及んで同驛降車口の一隅を同鐵道局幹部の詰所とし關係係員を督勵し線路の被害及び運轉狀況に關する各方面の情報を得るに努めた。その結果稍概況を知ることが出來たので、同局長は次官私邸に急行しこれを報告した後直に（午後六時）總理大臣官邸に赴いて鐵道大臣に詳報した。然るに市内の火災は次第に東京驛に迫つて來たので局長竝に各課長は先づ汐留の新橋運輸事務所の天幕内に引き移り、廳舍は庶務課文書、人事兩掛長運輸課旅客掛長以下數十名の職員の防護に委ね、尙汐留が危險の場合には品川驛まで線路を傳はつて最寄の安全な驛に隨時東京鐵道局本部を置くことに打合せ、終に品川驛まで移ることとなつた。二日午前十一時東京鐵道局幹部は昨夜避難した品川驛に於て文書掛長からの電話に依り初めて東京驛の建物が火災を免れ從て廳舍も安全で執務に支障ないことを知り、直に貨物自動車に各課長同乘して午後三時頃漸く本局に歸り同局長は直に總理大臣官邸に鐵道大臣を訪ひ、昨夜報告後の事情を報告し、罹災者及び救恤品の無賃輸送、東京横濱等の災害地に食糧その他の輸入に就ての關係者の打合に關し上申した。

第二　本省の移轉

九月一日午後八時頃本省は三越、高田商會等呉服橋通北側の建物を炎燒しつつあつた猛火の襲ふ所となり警備の任にあつた職員は軍隊の力を借り防火に努力したが午後八時終に全燒して了つた。殊に震災の起つた日は土曜日で職員の大多數は正午執務時限と共に退出し、且その頃はまだ地震の災厄が大きくなるや否やも豫想出來ず廳舍の燒失などは思ひもよらなかつたので居殘る者は非常に少なかつた。それでも重要書類は東京鐵道局から應援した貨物自動車に積載し搬出したが、大部分は燒失した。一時品川方面に避難した本省幹部の一部は東京鐵道局幹部と共に二日東京鐵道局廳舍に引揚げ應急事務に密接な關係のある局課をここに止め直に事務を開始し、他は鐵道協會の一部を借入れそこで應急事務に着手した。當時の局課の配置等は第八章第一に詳記の通りである。

第三　東京鐵道局の措置と臨時事務分掌

通信の途絶え震害の狀況不明であるため、東京鐵道局は午後零時四分リヤーカーに依つて傳令を新橋、上野、兩國の各事務所に派し左の命令を發した。

一、各列車ハ一旦運轉ヲ休止シ線路ヲ調査シ特ニ隧道橋梁ハ線路工手ヲ派シ安全ヲ確認シタル上運轉スヘシ

二、災害狀報ヲ速ニ齎スヘシ

餘震續々襲來し廳舍内の執務困難なので、各事務所にはそれぞれ適當の場所に本據を定めさせ、そして執務の連絡を計ることが緊急であると認め、午後二時更にリヤーカーで傳令を各事務所に派遣し、事務所は直に幹部の所在地を定め庶務課長に通報すると同時に本局と密接に連繫しその本務を執るべし」と傳へた處、新橋事務所は汐留驛構内テント張内、上野事務所は上野驛構内客車内で執務して居ることが明かとなつた、兩國事務所所在地附近は災害甚しく從てその避難場所も不明であつたが漸く驛附近の廣場で執務するとの報を得た。局幹部も廳舍内の執務は危險と認め一旦驛前の廣場に出たが、押寄せる群集のため餘儀なく東京驛降車口に移り、午後二時新橋事務所と降車口臨時局長室との間に電話一回線を開通させて諸般の指揮に當つた。

この間新橋運輸事務所長の所管する東京自動車庫の自動車を臨時本局の所屬となし、庶務課所屬の自動車と共に命令ある場合の外移動を禁じ萬一に備へた。間もなく有樂町驛東京市變電所危險に頻して救援の要求があつたから消防自動車貨物自動車を派遣した。

續いて警視廳からの依頼で東京に起つた火災消防救援として横濱の消防隊を迎へるため貨物自動車一輛を派した(當時この震害は東京附近丈けと想像したのであつた。併しこの自動車は川崎迄運轉して前途危險のため引き返へした)。

市内の火災漸く猛烈となり且市内の災害の模様は全く不明で、現場に對して何等の措置連絡を執れない、又市内各驛の狀態も氣遣はれたので、局員をリヤーカーに乘せ市内營業所、神田萬世橋、御茶の水、水道橋の各驛を巡視させたが、神田三崎町に至つて前途を火災に遮られ前進不能となり引返へして來た。

午後二時頃になつて神田橋方面の火は西北風に煽られ次第に東京驛附近に接近して來た。本局でも廳舍の窓を閉鎖し消火器防火壁の檢査を行ひ、又調度掛貯藏の消火器全部を搬出して局内各所に配置し火災防禦の準備をなし、東京驛にも同樣の處置を執る樣に通達した。尚萬一を顧慮して購買掛長を隅田川倉庫に派し消火球その他燈火の材料を調達させたが、途中火災に妨げられ翌朝になつて歸局した。

午後五時頃萬世橋驛危險の報があつて救援に貨物自動車を遣つたが途中混雜のためその目的を果さずに引返へした。續いて本省危險となつたので貨物自動車數臺を救援に赴かせ軍隊と協力して書類の搬出をなし、附近に派遣させてゐた陸軍將校に周圍の破壞を依賴したが、その用意がないため施すに術なく遂に午後八時半本省に炎燒し見るゝ々火勢猛烈となり、東京驛構内も亦危險に頻したから、東京鐵道局は文書掛長人事掛長、旅客掛長以下殘留局員總出で、又東京驛は驛長助役以下在驛驛員總出で出來得るだけ多數の客車を救ひ出さうと必死の活動を續けた。

これより先き一旦開通した新橋事務所東京驛降車口間の電話線は有樂町附近火災のため再び不通となつて現場との打合が思ふ樣に行かないのみならず本省附近の火勢激しく三方挾擊の有樣なので幹部の中心を安全地帶に置く必要を認め、文書掛長、人事掛長その他一部の職員リヤーカー車庫及び東京自動車庫東京通信所從事員に居殘りを命じ市内各驛並に本省の救援本局の危險に備へ、局長以下幹部はその執務の場所を新橋事務所が避難してゐる汐留驛構内に移したのである。

斯くする中に避難者陸續として驛前の廣場に來集し、驛内は固より本局廳舍内まで侵入せんとする狀勢であつたから鐵の門扉を鎖してこれを防いだ。

市内の火は益々その猛威を加ふるのみ、東京市を全滅しなければ止まないのではないかと憂慮された。この時に當り先づ第一の必需品は食糧である。これは地方の救援に需むるの外ないと決し、若し大震火災となれば貨物の引取は結局一時不能となると見込むだから、東京附近各驛著貨物中食糧品は凡てこれを一旦抑留させて置くのが適當の措置であると想像したので、決死的傳令三名を選拔して一名を上野に、一名を新橋に、他の一名を兩國事務所に急派し、左の訓令を傳達させた。

一、交通機關恢復ノ見込立タス火災ノタメ東京市ハ全滅スルナラン市民ハ遽カラス飢餓ニ頻スヘシ鐵道掛員ハソノ職ノ何タルヲ問ハス此ノ旨ヲ沿線各地ニ傳達シ萬難ヲ排シテ東京宛食糧ヲ急送スヘシ

二、東京附近各驛ニ於ケル食糧品ノ在貨數量ヲ調査シ至急庶務課長宛報告スヘシ

三、各員協力通信線ノ回復ニ努力スヘシ

尚夕方に至り傳令の復命により、又報告の程度によつて通信回線の恢復を第一とし、東北、常磐、房總の三線を優先的に着手するの方策を樹て各官廳の照會に對しても右の旨を答へた。

市内の混亂は益々甚しく自動車の活動も全く封ぜられ車庫亦危險に頻したので、積載し得る限りガソリンを滿載し自動車は全部を代々木の原に避難させた。兎角する中火は自動車格納庫、物品倉庫に延燒し更に高架線上の客車に飛火し、遂に本局廳舍は燦々たる黒烟に包まれ附近警戒の警官より廳舍警備の任に當れる者に對し危險切迫につき直に安全地點へ退却すべく命ぜらるるに至つた。茲に於て東京驛は表裏二方面から猛火の襲ふ

所となつたが、驛員や局員は頭髪の焦げるのも覺えず殆んど夢中の奮闘を續け炎上する客車を切り離して火を防いだ、この時風は反對の方面に吹き初めたので東京驛の建物は火を免るることが出來た。けれども市内は尚一面の火である、居殘つて居る局員は全力を注いで先づ混亂を救ふべく二日拂曉臨時部署を定めて應急事務に着手した。當面の事務を處理するため輸送通信、食糧經理の三部に分けて事務を開始し、文書掛長、人事掛長購買掛長がそれぞれその衝に當ることとしたが事務多端の爲殆んど共通的にこれを處理した。

輸送通信部は先づ代々木より自動車を呼戻し、これによつて職員、食糧、應急材料の輸送を始め、人力による通信線驛傳隊を編成し、通信線回復するまでの補充とした。

食糧部は購買部の殘存米を抑留し驛員のため、炊出しを初め、罹災地帶の從事員の食糧の缺亡に備ふるためその調達と配給を計畫し、第一着手として附近各驛に於ける食糧品の在貨を調査し、その引渡を停止し、新宿並に荻窪に於て玄米二百五十俵、副食物若干を購入するの手配を講じた。

經理部は應急材料その他一般省用品の調達配給緊急支出の責に任じた。

局長以下幹部は汐留驛燒失のため三度その本部を品川驛に移したが、東京驛が火災を免れたとの報を得て本局に歸り居殘局員と合し、本省幹部に一部の事務室を提供して事務の連絡を密にし、情報の蒐集、食糧品の充實、應急工事の進捗を計つたが、被害の詳報を得るに從ひ、通信杜絶の區域以外に廣汎であつて線路の被害又甚大なのに鑑み、平時に於ける分課で執務するのは不便であると認め、鐵道局長は臨機の處置として三日より震災に關する臨時事務の分掌を左の通り定め、擔當職員を一室に集め各方面統一ある措置を執るに便した。

總務部、食糧部、情報部、輸送部、傳令通信部、土木工事部、電氣工事部、工場部、經理部、

後に至り慰問部を特設し、更に總務部中に包含されてゐた自動車は活動の範圍擴大に伴ひ獨立して自動車部となつた。

その後尚本省との連絡を一層緊密にして打合の利便を計る爲、大體關係局課にその課長室を提供し機宜の措置を敏速ならしめた。

人事課	配車掛室。	工務局	工務課長室
文書課	會議室。	工作局	工作課長室
保健課	保健掛別室。	電氣局	電氣課長室
運輸局	庶務課長室。	經理局	經理課長室
大臣次官	運輸課長室。		

右の如く部署を定むると共に、臨時事務分掌に依る總務部以下の各部はそれぞれ必要限度の人員を配屬して庶務課文書掛の一室内に集り、又鐵道局各課長本省運輸局長及び各課長その他應急處置に直接關係深き各課長以下少數の者は鐵道局長室に詰切つて玆に事務を協議執行する方法を採つた。又本省の局長會議は大臣室に宛てた運輸課長室で大臣の下に隨時開かれた。猶この會議には東京鐵道局長又はその代理者が臨時出席することとなつた。

斯く本省及び東京鐵道局の首腦者が一室に詰切つて總ての事務を卽決施行したのは緊急事務の進捗上非常に便利であつた。

電話開通に伴ひ各部はそれぞれ各課に引移り九月二十日限り臨時分掌を廢し平常に復したが、食糧部は精算のため庶務課に、記錄部は運輸課所屬として當分存置することとした。

三日朝名古屋鐵道局と電話通じ食糧の送付材料の供給を需め應援の打合をした。又仙臺鐵道局長來局して應援計畫の報告があり、その他各方面から報告、打合せの爲の來局者の出入頗る增加し混雜を極むるに至つた。殊に本省廳舍燒失してその局課は鐵道局廳舍内に移つた結果各室とも狹隘であるに拘はらず所屬員は通常の如

く登廳してこれを收容する丈の事務室を使用する傾向を生じたが、融通することは到底不可能であり、しかも混雜の際或は室の爭奪となる處もあつたので、東京鐵道局廳舍の使用は一切總務部の指揮に從ふこととした。

震災直後の執務狀態は全然緊急措置のみで所謂る常務はこれを執るの暇もなく又殆んどその必要もなかつた。單り局内の事務のみならず掌外關係に於ても亦震災關係以外の事務は殆んど停止の有樣であつた。從て局員の中でも震災關係に直接關與しない者は必ずしも登廳の要なく、殊に敏活臨機の處置を爲すためには寧ろ少數の者の手に依つて執務する方が能率を擧げる上に便宜であつた。然るに廳舍には平素の如く局員の殆んど全部が出入し尙その親戚知己等の見舞客の出入も頻繁となつて、廳舍は益々混雜して取締上不便であるのみならず執務者に對する日々の炊出の如きも不必要に餘計の分量を配給することになり、種々の點に於て來廳者を制限する必要があつたので、先づ本局員で廳舍に出入し得るものは震災復舊事務に從事するものに限り他は暫く出勤を停止した。この制限は次で本省職員にも加へられた。斯る混雜に際して鮮人に關する流言が廳舍の附近にも起り、或は鮮人が廳舍に闖入したといふ風說などが起つて、廳舍に出入するものに就ては必要の職員以外の出入を差止め又面會人に對しては公務以外のものとは凡て入口で應接することに取極めて、正門の出入に對する嚴重な取締は守衛をしてその任に當らせたが、尙三日より軍隊の力を借り門前に歩哨を立てて能くその目的を遂げ應急執務に支障なきを得た。

日日進捗する應急工事によつて、臨時に列車が運轉されたり又は別に記す如く旅客列車を取消したり、その他種種の臨機の取扱若くは線路開通の狀況等が刻々變り、その狀況の變化に應じて各般の取扱方も急速に變つてゆくが、公衆はこれを知るために種々の問合せを驛又は鐵道局にして來るので、三日より情報を發行して市中人込の場所罹災民の集團してゐる場所等に局員が出張配布し又は「メカホン」を用ひて情報を傳へた。尙東京鐵道局入口及びその前の揭示立札には筆太に書た情報を貼出して一般の注意を促し、以て鐵道の現狀を市民に知らしめ

旅行の便宜に供した。

三日神戸門司鐵道局に應援依頼の書面を飛行機に託し名古屋鐵道局に送つた、又四日驅逐艦が清水港に向ふと聞き東京鐵道局より旅客掛長を神戸に、本省より運輸局事務官を名古屋に派遣し應急事務に關する打合を爲す所あつた。

三日夜半飛行機通信によりて應援に關する詳細な要求、その後の情報を名古屋鐵道局へ送付した、

五日電信回線の一部復舊し高等信に限りその取扱を開始して事務の進捗に資する所が多かつた。

震災以來東京鐵道局長及び各課長關係各掛長以下の職員と本省關係局課員とは、大抵朝午前六時頃より深夜午前一時前後まで間斷なく執務して椅子を連ねるとか机の上とか又は床の上に寢臺車用の毛布にくるまりて假睡してゐた夕刻よりは多少暇が出來るので臨機ウヰスキー、葡萄酒類を飲用して元氣を保つてゐた。斯くて復舊事務も次第に進捗して計畫に實行に、日夜不眠不休の執務を繼續したが、到底短時日の間に終了する見込も立たず尙相當日數の間は局内に詰切る必要があつたので、六日各課執務者に對し夜間休養する樣左の通牒を出した

震災以來執務セル職員ハ今後モ當分ノ間夜間ノ執務ヲ煩ハスヘキ處爾今特別ノ用務ナキ限リ午後十時限リ休止シ就寢可成休養セラルル樣セラルヘシ、追テ執務ノ都合上宿泊ヲ要セサル向ハ可成歸宅休養セラルル樣セラルヘシ。

各地方から寄贈の慰問品に依て飮食物は相當に豐富であつたが、休養を充分になすことは困難であつた。仍て後に東京ステーションホテルに交涉してその二階の「サルーン」を借受け、茲に毛布枕等を用意させて職員は隨時休養することゝ爲した。固より「サルーン」の床の上に臥すのではあるが、廳舍内と異つて執務場所を離れた丈けに比較的安眠することが出來た又その建物も既に大震に堪へたので折々の餘震にも別に心配なく休むことが

出來得るのであつた。

第四　陸軍、警視廳及び戒嚴司令部その他との連絡

震災直後通信回線の復舊、線路の修理、食糧の輸送、秩序の維持警備等に關し陸海軍その他の援助を受け若くは鐵道の設備を共用して市民の救護に努めたること夥しく、又秩序の混亂を防止し罹災者の安全救護のため戒嚴司令部と連絡を保ち機宜の處置を講じたるものは諸所にあつて枚擧に遑ないが、記錄その他により主なる事項の大要を記述することとする。

二日夕刻不逞鮮人の暴行に關する流言蜚語が傳はり、各所とも人心恟々として不安に脅かされてゐるとき恰も、新宿驛に於て發送のため構內に持込んであつた火藥百五十箱は、輸送の見込不明のため實荷主陸軍兵器支廠に引取方を交涉し大部分は火藥庫に引取つたが、日沒になつて五十八箱を餘し掛官は夜間の運搬は危險であるとて引取を躊躇し交涉行惱んだが、若しも不逞鮮人の一擊に遇ふ樣なことがあれば一大事であると當事者が頗る憂慮してゐるのを用務のため同驛に出張した東京鐵道局工作課長及び同局庶務課文書掛長、同人事掛長等が聞知し、同驛よりの歸途直に陸軍省に出頭し、右火藥を急速に搬出するか又は護衞を增して絕對安全を期するかを交涉した處陸軍省から軍用自動車を派遣することとなつて無事解決した。

恰も右の交涉中、同省に打合せのため居合せた震災救護事務局員より、救護事務のため東京橫濱間の鐵道通信線を一條回復し鐵道と共用使用したいと申出があつたから、陸軍の手で共用使用のもの一線の外に鐵道專用の一回線を復舊し、尙陸軍省としては東北本線荒川鐵橋の復舊工事に工兵隊の援助を取計ることとし、東京鐵道局は右通信線共用使用に應ずる旨を諸し且千葉方面にて龜戶以遠の鐵道の開通は左程困難でないが、江東橋破壞のため自動車連絡さへ不能であるから急速修理の配慮を希望して承認を得た。

翌三日陸軍省及び東京鐵道局間に軍用電話線架設され、これにより軍務局より、四谷見附川口町間の鐵道通信線

一條を陸軍の手により修理を加へ、川口町參謀本部、陸軍省間に軍用電信回線を構成し應急工事の打合に使用したしとの申出あり、尙川口町に陸軍の機械を設置するも掛員を配置すること困難につき鐵道の電信掛を借用したしとの交涉あり早速電信線修理の件を承諾し掛員配置に關し上野運輸事務所長へ手配方通牒した。（註）本件は作業進捗の關係により實現するには至らなかつた。

第五　警　備

震災直後混亂せる群集を保護するために警察官憲兵軍隊出動してその秩序の維持に當つて居たが、丸の內附近東京驛前廣場の邊でも二日晝頃より不逞鮮人の陰謀說流布され、人心頗る緊張し鮮人に對する憎惡心高まり各所に於て暴行の演ぜられたる噂が傳はつて殺氣立つて居た。

東京驛附近は震災後日夜人の來往繁く又驛のホームも廣場も避難民が引續き露宿して雜踏し、殊に東京驛破壞を企つる鮮人ありビール瓶に揮發油を携帶せるもの憲兵に捕へられたなど流傳され、又は爆彈を所持せるもの東京鐵道局の廳舍に於て蠟燭の光の下で執務せる局員は勿からず不安を感じた。震災後は電力の供給絕えて電燈がないために夜間は凡て蠟燭に依る外なかつた。その後に驛で使用する照明燈を要所々々に備へ付けてから漸く明くなる樣になつた。

四日近衞步兵第二聯隊第二大隊第六中隊來着し東京驛に大隊司令部が置かれ漸く警備の大綱が備つた。司令部の詰所としては東京鐵道局廳舍內の一部玆には應急工事に關係する工兵隊附將校が詰めて居たをこれに充てたが主として貴賓室を臨機開放して東京驛御車寄に本部を置いた。

軍隊の到着するまでは局驛その他現場と警戒區域を定めて巡邏隊を組織し附近を警戒した。　吳服橋鍛冶橋方面は市中の青年團も加はつて徹宵警備の任に當つた。

第六　事務所工場及び驛庫所の執務その連絡

震災地域内に於ける事務所及び工場驛庫所の常務は通信、運輸機關杜絶の當初は一切打切りとなり、專ら被害の調査報告應急處理に忙殺された。就中火災地域に在つては各所殆んど同時に發生したので救援を求むる途なく、孤立的に防災避難に直面し各長主任は頗る困難を極めた。燒失後避難場所より復歸し任意に根據地を定め上局に報告し、その指揮に依り合併應援等機宜の處置を執り復舊事務に執掌した。然るに東海道線、北條線方面で全く孤立に陷つた地域に在つたものは、その長主任限り臨機の處置を執るより外なかつた。今驛所別にその大要を記せば左の如くである。尙本記事は各驛庫所に就て記述すべきであるが、特に記すべき事項あるものゝみに止めた、又工場に關しては第六章に詳記してあるからここにはこれを省略した。

一、新橋運輸保線事務所　新橋に於ける各事務所は最初裏庭に出て各被害の調査に着手し、相互傳令による報告を整理し應急措置の計畫打合せに努めてゐた。夕刻頃、汐留附近は寧ろ安全地帶とされて避難民はこの附近に集つて居たが、午後九時頃一旦衰へた赤坂方面の火が勢を得て芝に移り終に汐留に迫つて廳舍も愈危險となつたので、重要書類その他器物を屋外に搬出し貨車に積込み安全地帶に手押をなし警備のため所員數十人を附し、幹部以下一同官舍居住者を促して共に芝金杉町附近の火の粉を浴びて線路に沿ふて品川驛に避難した。初め濱松町若くは田町何れの驛でも安全な所で執務することに打合をなしたのであつたが、兩驛共火に襲はれてゐたので終に品川驛まで落延びたのであつた。時は已に黎明に近く、西方橫濱方面の上空は朱を流した如く一見大火なるを思はせた。

二日兎も角も品川驛電車ホームの一角に天幕張りの仕切をして玆に假事務所を設け所員を纏め罹災驛所の現業員を集め情報の蒐集報告は勿論實地踏査應急工事列車運轉の打合糧食その他の物資調達の計を樹てた。然るに緊急處理を要する事務頗る多岐多端に渉り統一ある連絡の下に敏活を期すること困難なるを感じたので、運輸保線電力の三事務所長協議の上、三日よりこれを合併し左の臨時分掌を定めそれぞれ主任者を指定

し驛傳の方法によりこれを上下に傳達し達示命令は三所長連名で出すこととした。

庶務掛。救護掛。營業掛。運轉掛。設備掛。電力掛。調度掛

後に至り船舶掛本省船舶課出張員と合同及び電氣掛を追加し各部署に就き、十月一日汐留假廳舍竣成するまでこの組織の下に執務したのである。

品川驛より東海道方面漸次開通するに從ひ大船驛國府津驛、谷峨假乘降場及び御殿場驛等に派出員を置き、現場との聯絡を密接にし事務の敏活を圖つた。尙谷峨信號場以遠の如き隔絶した地帶は九月六日より同月二十日迄名古屋鐵道局にその管理を委託したので、右地方在勤者はその期間靜岡運輸保線兩事務所の指揮の下に活動したのである。

命令の傳達その他連絡のためにとつた驛傳の方法も、當時に在つては所謂鮮人騷のため夜間傳令が途中で毆打される等の故障が屢起り、翌朝列車の到着するまでに命令の達しない樣なことがあつて、敏速を期することが出來ず通信機關の復舊するまでは頗る腐心したものである。

二、上野運輸事務所　最初廳舍前の廣場に避難したが、地盤に龜裂を生じ甚だ不安を感じたので客車內に電話を引込みここに本據を構へて、所員を四方に派し被害の調査報告等應急措置に從事し炊出は平素獨身職員の合宿所たる西陵舍、三和寮から供給させ、各擔務者を督勵し一日も早く線路の開通せんことを期した。應急事務の進捗と避難者の殺到のため各方面次第に手不足となつたから、宇都宮運輸事務所に現業員の應援を要求し最も雜閙を極むる日暮里赤羽、川口町の各驛に配置した。然るに二日午後に至り事務所燒失し構內又危險となつたので、重要書類を避難列車に積載し萬難を排して田端驛へ移轉し同地職員集會所を假事務所として、各方面の指揮調査報告に當り上下の報告通達は傳令によつたのである。又大宮驛に出張員を置き同方面の連絡を密にし、一時通信連絡の不充分なる間運轉に關しては熊谷、高崎、輕井澤の各驛長に適當の措置を委任し、當

磐線は水戸運輸事務所にその管理を委託し東京附近に全力を傾注した。一方線路の方面は水戸及び宇都宮保線事務所竝に仙臺鐵道局管内より應援隊陸續として、到着し、應援の軍隊と共に各部署を定めて復舊を計つたので四日荒川橋梁修理竣り單線運轉を開始したが、この線路は當時東京より地方に至る唯一の通路であつた爲各列車共避難者殺到して大混亂を極め、各方面の線路が開通するまで從事員は每日旅客と貨車の輻輳に**惱まされたのである。**

三、兩國運輸事務所　第一震後屋内の執務危險であるから事務所前の空地に本據を構へ、各地よりの報告を纏めて本局に報告し應急處置を講じつつあつた處、午後二時頃兩國錦糸町間沿線火災のため通信全く杜絶し、附近の火災漸く擴大し事務所も危險となつたので避難準備に着手した。然るに午後四時旋風起り火炎忽ち事務所に迫り僅かに重要書類を携へ事務所長以下身を以て上野に避難したのである。

偶〻營業主任は船橋驛に出張中であつたため直に龜戸に假事務所を設け、避難者の輸送、救護、食糧品の調達等機宜の處置を講ずることが出來たが、二日避難者殺倒し混雜その極に達したので一部の所員を殘して連絡に備へ、假事務所を船橋驛に移して應急事務の進捗に努めた。

斯かる處へ上野方面へ避難した所長以下所員は徹宵北千住向島を迂回して歸着合體したが、通信設備の不完全なため現場との連絡意の如くならないのに鑑み三日三度假事務所を千葉に移し兩國假廳舍竣成するまでここで執務したのである。

これより先き通信杜絶して地方との連絡不能に陷るや、運轉關係は銚子方面に於ては同驛長に勝浦方面は大網、勝浦驛長に、佐倉成田方面は成田驛長に委任し臨機の處置を講じさせた。木更津驛以南は交通全く杜絶のため當初は各現場の長主任の自由裁量に委するの外なかつた。

四、新橋電力事務所　一日大地震突發するや裏庭に出て各部署を定めて被害の調査應急修理に着手したが、市内の火の手次第に接近し事務所も類燒を免れ難い形勢となつたので一同品川驛に避難した。

二日品川驛山手線電車ホームに三事務所協議の上合併の臨時假事務所を設置し當所はその内電力掛に主力を注ぐこととした。應急事務に關する文書は驛傳法により每日三回發送し現場との聯絡を計つた。内部の事務執行上電力掛の本部を更に事務掛技術掛に分ち、技術掛を本部付と被害調査係に分ち新宿電力區内に派出所を設け現場との聯絡を密にし應急措置の進捗を期した。燒失箇所に勤務せる者竝に本所員の一部を他の區所に助勤させ機宜の處置に便した。

電力區發變電所等に於ても各緊急措置は勿論擔當區間の被害を調査し各便宜の方法に依り報告し、應援部隊と共に應急作業に日夜努力し送電設備の假修理を漸次完了し七日には東京驛の一部に送電點燈し得るに至つた。

一、東京驛　震災に依る被害としては幸ひ第三四乘降場の上家全潰しその他數箇所を少破したに止つたが、午後八時頃永樂町變電所を燒き盡した猛火が到着小荷物取扱所に延燒し、午後九時頃に本省北方の一角に飛火し忽ちにして官舍全部、鐵道教習所、同寄宿舍、自修寮、構内主任詰所、浴場を燒き拂つたので、從事員は必死となつて防火に努め、漸く列車電燈所、倉庫に至つて喰止め、辛ふじて乘降場、驛本家は安全なるを得た。

防災に對して採つた處の應急措置は次の通りである。

(イ)　本家防火の一端として、ホテル、その他全部の窓を閉鎖した

(ロ)　停留車は火勢その他を考慮し可及的安全地帶に移動させた。

(ハ)　到著小荷物取扱所の小荷物は緩急車又は客車に搭載し、本家内保管の著發手小荷物及び乘車券類その他の重要書類器具は安全と認めた地下道に取纏めた。

震災勃發の時は丁度第六列車の到著直前で出迎の爲め約三、四十名の客が第三ホームに入場し列車待合中で

あつたので助役及び警手は極力線路に避難するやう大聲叱呼した爲め幸に多數の負傷者を出さず僅かに二名輕傷したに過ぎなかつた。負傷者は直ちに驛長室に連行し應急手當の上自動車で鐵道病院に送つた。

尙右手當中驛前丸の內ビルデイング內外ビルデイングに於て負傷した重輕傷者が續々殺到し應急手當を懇請したので救急材料の許す限りこれが手當をもなした。一方從事員を取調べた處一名の輕傷者もなく何れも無事であつた。

出札その他の收入金は速時全部整理をして午後三時分任出納官吏に納入せしめ金庫に納めた。

當時事の容易ならざるを慮つて卽時炊出をしやうと東京ステーションホテルを經營する精養軒に命じたが、東京ステーションの建物內に於てこの際火氣を使用するは危險であるとの事に、止むなく自修寮に依頼し僅かに從事員の飢を凌いだが、翌二日よりは東京ステーション內の東京鐵道局廳舍厨房室に於て炊出を開始した。尙驛の女子從事員は連日握飯に從事した。

九月一日午後三時頃から罹災民は續々待合室に雪崩れ込み夜半には立錐の餘地もないやうになつた。その他驛前廣場構內滯留の客車內に避難したものも無數で悲慘を極めた。これが爲め從事員を督勵して避難民に火の用心をなさしめ萬一を警戒し殊に九月五日以後は特に衞生方面に留意して疾病者の發生を防止した。

九月十八日には漸やく營業を開始するやうになつたので避難者の立退を要請したが容易に立退かないので內務省社會局と交涉し明治神宮外苑のバラック提供の承認を得そこに移轉するやう慫慂しつつあつた處恰も九月十七日夜芝浦の高等工藝學校から校舍を開放し避難者を收容したいとの申越があつたので、その旨を宣傳し二十日午後八時に至り全部を退散させた。九月三日東京驛に避難してゐる者の數を調査した處七千九百二十五人であつた。

九月二日以來朝鮮人不穩の通知に接したから驛員をして終日終夜警戒に努めさせ尙避難者中よりも壯丁を

選拔して驛前廣場の警戒をさせたが九月四日午後一時當驛に大隊司令部が置かれるやうになつたので警戒は夜間のみに止めることとした。

一、東京車掌室　本省を燒いた火は須臾にして官舍及び自修寮を全燒し、一方大手町方面の火は東京驛構內の建物を介して第三倉庫を類燒し、車掌室又危殆に瀕したけれども各員一致防火に努め漸く災禍を免るることが出來た。

一、東京自動車庫　麹町區永樂町一丁目東京タクシー自動車株式會社に延燒の結果、大火塊はドラム鑵入の瓦斯倫上に落下し爆破と同時に附近一面の火焰と化し、忽にして倉庫全燒隣接せる自動車庫に延燒しこれ亦燒失するに至つた。

在庫自動車(自動力なき修繕車を除く)及び物品の一部は代々木練兵場に運搬避難せしめ、一方消火に努力し漸く本屋の延燒を防いだ。

一、東京通信所　火災は午後八時頃當所附近に迫り「メーボン」自動車會社、東京自動車庫、東西南側板塀等に延燒し益々危險の狀態に陷つたので所員にて延燒建物を破碎し防火に努め、遂に類燒を防止し得た。

一、東京檢車所　震災後有樂町邊より猛火立昇り東京檢車所は風下のため構內南線に於ける客車を北線に移轉せしむる等防火の手配中同方面は鎭火した。午後十時三十分頃本省に延燒した火勢は益々强大となり教習所同寄宿舍及び自修寮を燒き盡し、已に列車電燈所員協力延燒倉庫を破壞して河中に突き落し、只管防火に努めたが、遂に午後十一時頃北西より接近し、教習所及び寄宿舍に並隣した第三倉庫を類燒した。依つて當所は刻々危險に瀕したけれども所員その他協力防火に努めた結果災害を輕微ならしめた。

一、東京市内營業所　一日午後零時十分頃本石町二丁目より發した火は漸次淺草橋方面に延燒しつつあつたが、午後四時風向變じて反對に今川橋方面に向つて擴大し、午後七時頃附近は黑煙燻々として黑白も分たずなつてしまつた。市内營業所はこの頃燒失したものであらう。從事員は午後二時半頃より延燒の免れ難きを認め手車三臺で手小荷物乘車券帳表類を神田驛内分室に搬入し、午後五時頃には營業所には金庫、テーブル、衝器、椅子の一部を殘し全部搬出濟であつた。然るに神田驛分室も遂に類燒の厄に遭ひそれ等の全部を燒失して了つた。

一、有樂町驛　震害は輕微であつたが一日午後零時五分驛前より發火し南風に煽られて漸次擴大し附近の大廈高樓を燒盡し、午後三時三十分頃には東京電燈會社附近より更に火焰揚り忽にして四隣を燒き拂ひ數寄屋橋より銀座方面に延燒した。この間風向は屢々變化し火勢猛烈であつたが漸次驛舍を遠ざかつたので稍愁眉を開いたけれども午後十一時頃吳服橋方面よりの火焰は東南の烈風に勢を得て襲ひ來り、遂に附近一圓の民家に延燒し次て高架線拱内倉庫に及ぼし、必死の防火手段もその效なく遂に乘降場附屬建物及び拱内倉庫を燒失した。驛危險となるや東京自動車庫より自動車の廻送を乞ひ重要帳表類、驛備品の大部を搬出したので類燒を免れた。尙驛長室、出札室、手小荷物受付所は無事であつた。

一、新橋驛　震害は輕微であつたが赤坂田町方面の火は夕方には芝區内に延燒し折柄の北風に午後八時既に芝區櫻田本郷町附近は一面火の海と化した。偶々二葉町通に飛火した頃は風向北に變じ風下に急霰の如く火の粉を注ぎ、驛舍の危機茲に迫つた。猛火は構内郵便局隣家に飛火し、遂に同局に延燒次で旅客用便所より本屋へ移り驛員防火の效空しく忽にして全部烏有に歸した。時に午後八時五十分であつた。

當時驛の形勢危險と見るや手荷物驛備品及び重要帳表類の全部を遭難停車中の第六列車にそれぞれ區分搭載し、濱松町方面に避難したけれど沿線の火災熾烈を極め進行することが出來ず、列車諸共全部を燒滅した。

一、汐留驛　震害としては殆んど數ふるに足らなかつたが、午後三時三十分頃津浪が襲來し川岸積卸場浸水の惧があつたけれども幸にその事なく約三十分にして退潮した。

構内は罹災者が陸續として避難して來るので嚴重警戒裡に夜に入つた。火災に對しては當時安全の地域と認められたが、赤坂方面の火は風位の變化に伴ひ遂に延燒の形勢を示し、稍危險となつた折柄尾張町方面の火は竹川町より芝口に飛火し直接構内に襲ひ來つて午後十時三十分遂に本屋に延燒した。一方新橋驛廳舍を燒いた火は東京建設事務所より汐留驛發送貨物上家竝に新橋運輸保線電力三事務所を燒き、他方本屋を類燒し更に驛内河岸線上家より到着貨物上家を灰燼し四面猛火の包圍する所となつた。

これより先全員奮起して必要の防火手段を講じたが、その效なく刻々危地に迫つたので豫め避難準備として貨車六輛に分載した保管貨物及び重要書類は發着貨車百三十餘輛と共に安全地點に手押移動を敢行し辛ふじて重要書類積載車外三十九輛の類燒を免れた。

一、品川檢車所汐留分室　二日午前一時三十分燒失した。これより先九月一日午後五時頃風位變じ危險の惧ありと認めたので重要諸物品を四圍鐵鈑を廻らした鍛冶作業場へ搬入密閉し、修繕用器具類は附近空車に收容し消火器を配して防火準備をなした。けれども火勢の次第に激烈にして加ふるに水道斷水の爲防火作業意の如くならず、殊に猛火は次第に接近し火勢のため身命の危險を感ずるやうになつたので、空しく大部分を燒失するに至つた。

一、濱松町驛　震災に次て起つた火災は可成距離があつたから當驛は安全地域と認められた。然るに夜半十一時頃より風力加はり芝區田村町方面の火勢は北西の烈風に煽られて火焰猛烈となり忽にして芝區愛宕下町宇田川町、神明町と猛威を逞ふし、驛は漸次危殆に瀕したけれども水利の便なき驛舍は防火の努力も效なく、濱松町方面よりの火のために合宿所、本屋、乘降場上家、官舍等を一炬に付し更に東京市電氣局濱松町工場芝離宮

等四邊を燒盡した。

一、品川驛　市内の火災は猛烈で何時終熄するか形勢全く豫測し難かつたから、構内滯留客貨車竝に電車をそれぞれ集團に組成し、これに手荷物重要書類等悉皆搭載し萬一の場合は直に安全區域に避難し得る樣に諸手配を怠らなかつたが二日未明火勢次第に衰へ無事なるを得た。尙震災による被害は輕微であつた。

一、東神奈川驛　停車場附近横濱製鋼會社工場及びリンネツト工場より出火し忽ち東北の烈風に吹き捲られ自修寮に延燒し寮員及び長屋式官舍居住の防火手段も效なく遂に同建物を燒失するに至つた。本屋及び附屬建物は類燒を免れたが、地震により可成の損害を被つた。

一、神奈川驛　第一震により出札チケツト箱は全部轉落し乘車券は散亂した。その他には硝子戸の外れたもの拾數枚あつたのみで驛本屋は倒潰を免れた。火災は横濱寄り約半町の箇所から起り驛前は火と化したので、直に出札所前の日除葦簀張を倒し防火の用意をなすと共に、一方現金扱者は現金を金庫内に納入し跨線橋側の倉庫にはチケツト箱及び出札その他重要書類を入れ、又手小荷物類は西口出札所へ搬入した。この時驛の南五町の所にある「スタンダード」石油會社より發火し、火は驛に向つて吹付け順次接近して建築中の變電所同官舍、工事小屋等から慰安浴場及び六號官舍に延燒して遂に木炭倉庫及び驛員携帶品竝に被服類置場、人力車置場を燒失し、驛本屋側ホーム上家に燃え移つた。併し驛員は用水桶の水と到着小荷物で保管中の竹竿六本とで必死に防火に努めた結果、約十間を燒失した丈で漸く消止め驛本屋の燒失を免れた。又同時に本屋側便所にも飛火したが協力してこれを倒潰した爲この方面も辛ふじて跨線橋及び本屋への延燒を防ぐことが出來た。

一方浴場側の火の手は官舍三棟を燒き西口出札所を離れること約二間に及んだ。依て重要書類、チケツト箱、手小荷物を搬出し葦簀張日除を倒し、二號官舍の驛側に倒れかかつてゐるのを日除用材丸太を以て反對側に

倒し、延燒を免れた。又上りホーム上家中程に燃え移つた火は二間羽目板を燒失したのみで消止めた。この間津浪來の聲に人心非常に動搖したが驛員一同は協力して消防及び重要書類の搬出に從事し翌日交代時迄一人の落伍者もなく職務を遂行することが出來た。

一、横濱驛　激震に次て火災は市内各所に起つた。當時停車場四圍の狀勢は比較的安全であつたが、午後三時三十分頃になつて風位俄に西北に變じ運河を隔つる渡邊倉庫の火焰は東京電燈會社支店電柱に移り、遂に隣接せる驛員休憩所及び浴場に延燒し火勢愈擴大して更に平沼口出札所跨線橋を席捲し當に本屋を襲はんとする形勢となつたので、各員勇を起して可燃物を破壞し防火に死力を注いだけれども遂に本屋に延燒し瞬時にして驛舍の全部及び重要帳表類驛備品の大部分を烏有に歸した。この時午後四時三十分であつた。

右の如き混亂の際であつたが當驛に於ては避難者殊に外國人に對しては出來るだけの便宜を計つた。中にも適當なる避難場所を見出し得ない亞爾然丁公使とその家族を燒殘つた線路工夫小屋に收容しその時々の食物をも提供し九月六日同公使が亞米利加救護團に救助せらるる迄保護を加へた。

一、櫻木町驛　驛側面農工銀行裏側に延燒しつつあつた火は乘降場に移り、一方野毛町一帶の猛火は折柄の烈風に煽られ本屋を一炬にし殆んど全部を燒き盡した。驛員は當時火災の狀勢を察し豫め重要書類その他の搬出に努めたが、建物が倒壞してゐたのと火足の迅速であつたのとで充分目的を達することが出來ず漸く收入金及び一部の書類を取出したに過ぎなかつた。

一、高島驛　構内は各所に地割陷沒を生じ建物も全潰傾斜等それぞれ大なる震害を被つた。尙地震と共に驛西方四丁餘の横濱電線會社工場より出火し西强風のため構内に延燒し西海岸貨物掛詰所を燒いた。

一、高島機關庫　震災當日火災は西北方面より延燒し午後七時頃には保線區、通信區を燒き拂ひ尙据付汽罐室、洗濯所に移り、一方横濱驛買支部を襲つた火は午後七時半頃乘務員休憩所に延燒し午後八時頃隣接せる機關庫

事務室入口階段及び右側羽目板窓枠等を燒き又保線工手詰所を燒いた火は午後八時頃倉庫裏口戸敷居羽目板等を燒き洗濯所よりの火は機關庫裏口扉窓等に移り危機迫つたが庫員協力して專ら防火に努め以上の建物は一部燒損の程度に止むるを得た。

一、横濱鐵道治療所　震災に次て火災が起つたので、重要書類及び器械類は高島驛構內貨車內に移し、患者を同構內に避難せしめ一方本所監視中横濱通信區倉庫に延燒せし火焰は遂に治療所板塀に移つたので所員及び高島驛員協力防火に努め本屋及びその他の建物の類燒を免れた。

一、東横濱驛　第二震で本屋及び貨物上家一齊に倒潰し職員數名は遁るるに遑なく倒潰家屋の下敷となつたので直に發掘救助に着手した。時に相生町、本町に火災起り火焰は西南の烈風に勢を得驛に向つて吹き付ける火粉のため危險漸く迫つたが午後一時三十分一名の壓死者以外全部を救ひ出すことが出來た。折柄火は本屋の一角を襲つたが水道は破壞し、且つ構內目懸けて殺到する避難者のため消火の方法なく遂に全部を猛火に委するの餘儀なきに至つた。火は午後五時三十分頃に鎭まつた。

一、東横濱檢車所　當所諸建物の震害は屋根瓦の墜落又は硝子窓の破損位に止まつたが、附近に發した火災は櫻木町驛、東横濱驛等を燒き拂ひ、午後三時三十分頃檢車手詰所に隣接せし東横濱驛貨物積卸場上家倒潰しありたるもの)に延燒しこれと最も近接せる檢車所事務室詰所、浴場等も危險となつたので所員協力し、浴場の汲置水で防火に努め類燒を免れしめたが一方午後五時頃內田町方面の火焰は横濱船渠會社を燒き盡し保線工手詰所その他に飛火し、更にその前に堆積してあつた枕木に延燒し一段と火勢を高め遂に午後八時三十分頃物品倉庫を燒失し、これと前後して貨車修繕場裏にも燃へ移つたので、水利なきため防火手段もその效なく午後九時頃終に類燒するに至つた。

一、横濱港驛　本屋は倒潰を免れたが直に稅關藥品試驗所より發火し、西南の强風で火は稅關上家を這ひ形勢險悪になつた。併し水利の便なきため防火の手段なく、遂に構內は火に包まれて午後三時三十分頃全部燒失した。尙職員は辛ふじて滯泊中の船舶に避難した。

一、横濱市內營業所　營業所は全潰し約一時間の後全燒した。全潰と共に出火を恐れ取調中、倒潰家屋の下から救助を求むる聲が聞えたので必死となつて之を救助したが本人は荷物託送の客で歩行不能に陷つてゐた。仍て貨物驛手及び驛手をして本人を勤務先なる安田銀行に送り屆けた。この時火は既に接近してゐた爲書類物品等搬出の遑なく地震後約一時間にして類燒の厄に遭つた。職員一同は公園に避難し九月一日夜は玆で一夜を明かしたが、翌朝銘々に歸宅を許した。

一、戸塚驛　驛本屋床面龜裂幾分傾斜し跨線橋は使用不能、線路は上下線共移動屈曲し信號所は倒潰した。下り旅客第七九列車が當驛を定時に發車し二六哩三〇鎖附近で遭難したので、旅客を田畦に避難させ夕食には苦心の結果米一斗を調達し炊出をした。

一、大船驛　建造物はラムプ小屋を除き他は全部倒潰又は大破損線路、ホーム等は陷落して壓死者、重輕傷者を出した。

食糧の缺乏は最も苦痛とする所であつたが、東京及び横濱方面から横須賀及び國府津方面へ徒歩で避難する者が非常に多く、之れ等の人々の中には何れも長時間途中飮食の途なく飢餓を忍んで漸く當驛に辿り着くやうな者も可也有つたので、當驛の辨當屋をして隨時玄米の炊出しをなし原價で提供させた。

一、辻堂驛　驛本屋は半ば倒れ乘降場待合室上家及び貨物上家は共に全潰したが、乘車券その他の重要書類は全部無事であつた。

當驛は災後直に驛務整理に取懸り糧食その他の準備をも了して今後の方針につき考慮してゐた所、三日午後四時三十分緊急號外達を以て「東京市遠カラス飢餓ニ頻スルヲ以テ鐵道職員ハコノ旨ヲ各地方ニ傳達シ何掛

ヲ問ハス萬難ヲ排シテ復舊ニ努ムヘシ」云々の命令に接したので午後七時當驛よりの通勤者中主なる者の參集を求め通勤者の全部及び線路工手は悉く出動して一刻も早く東京方面に線路の復舊をなすやうに努力した。

一、平塚驛　本屋待合室を始め建物全部倒潰し僅に跨線橋のみ原形を止め、旅客中既死者四名、重輕傷者十數名の外驛員中にも數名の負傷者を出した。

九月一日は旅客の負傷者卽死者の取出し、手當や、手小荷物貨物乘車券の收容に暮れて仕舞つた。乘車券は屋根を破つて大略取出したが散亂のため一時有蓋貨車に收納し手小荷物もこれと一緒に入れて鎖錠し到着直扱貨物は保管庫内及び附近に收容し夜間は警戒人を附けた。

發送貨物は腐敗の虞あるものは託送人に急報し引取方を交渉したが何れも災害のため引取に應じなかつた。

到着貨物は氷積一車滅失(荷主承認)したのと直扱を除く外殆んど引渡濟であつた。收入金は全部倉庫に收納して鎖錠した。災害に對する刻下の急務としては線路復舊工事の外ないのであるが、鐵道從業員にして不逞鮮人の横行に對する夜警のため出勤を見合はすものもあつたので郡長町村長に交渉して鐵道從業員は町の夜警團から除外することの了解を得た。

又馬入川は鐵橋及び國道橋を破壞し交通杜絶のため料金拾錢で渡船連絡を始めたが日沒後は危險のため渡船を中止してゐたのを郡長に交渉し鐵道傳令員、復舊工事出張員は無料且何時にても渡船出來るやうにした(九月五日驛長報告)。

一、大磯驛　第一震にて本屋建造物貨物保管庫、ランプ小屋、中ホーム上家、官舍二戸、湯殿、物置A號出札室全部破壞し、跨線橋は一部破損した。

驛員には死傷者が無つたが待合せ中の旅客一名及び官舍居住の職員家族二名が壓死した。尙上り第七四列車は當驛を定時出發後四十二哩五鎖附近で遭難し車輛脫線顚覆のため多數の死傷者を出したので驛員は自家の災害をも顧みる暇もなく早速現場に出動し、大平自動車會社と協力して同會社の車庫に遭難者を收容した。

が醫療の手配看護及び食糧の給與方についてはあの際の事とて非常なる苦心を要した。

一、二ノ宮驛　下り第一一一列車が二分延着し順延にて將に發車せんとした刹那第一震に遭難したので發車を見合せ乘客を一旦上り側線の安全地帶に避難させたが乘客は各自目的地に向つて出發した。尙乘車券には下車印を押捺し後日何處の驛にても拂戻をなすべき條件で處理した。又右列車の車輛は居住に困難を感ずる職員及び村民竝徒歩避難者のために相當取締の上臨機使用を許した。

構内の損害としては本屋は大破して山寄に傾斜し乘降場及び本屋竝貨物ホームは各擁壁面が崩壞し、物品物置及びランプ小屋は全潰した。

一、國府津驛　驛本屋は大破したが辛ふじて倒潰を免れた。當驛には地方民の避難するもの、徒歩避難者の休泊本屋傾斜のため乘車券類その他重要書類は工手詰所が完全であつたのでこれを借受けて保管した。

本屋は餘震の度にその傾斜の度を增して行つたが遂に五日午前四時頃傾倒した。

するもの四日一千人以上、五日二千人以上に及び、構内た。然し日を經るに從つてそれも漸次減じて來たのは客車内の收容を禁止した。

當地には門司鐵道局應援隊の本部及び救護班等が置かれたのと、海陸兩方面から輸送して來た食料その他の配給根據地となつたので種々應急處理すべき事が多かつた。

一、三島驛　當驛は壁の剝落、屋根瓦の落下等多少あつたのみで他に被害はなかつた。

裾野三島間は上下線共何等被害なく三島沼津間は黄瀨川橋梁西岸破損の報があつたので居合せた線路工手

長と共に線路を調査した處應急修理を施せば運轉に支障ないことを確かめ、且閉塞器も兩驛に對し差支へなかつたから特別急行列車第一列車を通過させるため沼津、裾野と打合せをなし午後四時七分二時間三十三分延で當驛を發車させた。上り旅客第二六列車は裾野驛で前途運轉不能の事が判つたので沼津驛へ折返すこととなり午後九時五十分當驛發沼津驛へ引戻した。

一、鎌倉驛　本屋は傾斜し乘降場上家、驛長事務室、貨物積卸場上家出札所及び待合室、官舍等は全潰した。地震と共に驛の表裏兩面及び南方より火災が起つた。當時倒潰家屋の下敷となつた旅客を救助中であつたが火は既に驛前貨地内の馬車庫自動車庫及び人力車置場等に延燒し當に驛の建物に及ばんとしたので驛員防火に努め延燒を免れた。然し南方よりの猛火は貨物積卸場に在つた約四十噸の薪炭に飛火し折柄の烈風に煽られ附近に顚覆してゐた貨車一輛及び電柱約二十噸を一炬にし、更に本屋を襲はんとしたのでこの間に在る可燃物を破壞し漸く喰止めた。

一、横須賀驛　驛前商店より火災起り忽ち當驛に延燒せんとしたが陸海軍の援助を得て類燒を免れた。

横須賀驛長は四日横須賀詰所の保線助手及び横濱保線區より派遣された雇員と共に横須賀重砲兵聯隊及び横須賀鎭守府に赴き横須賀線應急復舊に付援助方を懇請しその承諾を得た。

一、小田原驛　構内建造物は殆ど傾斜又は倒潰し入換中の機關車は顚覆したが、本屋及び貨物取扱所勤務のもの六名輕傷を負つたのみで他は全部無事であつた。

收入金は全部取纏め顚倒した金庫を起してこれに保管し出札室は釘付とし、保管中の手小荷物は停留中の手荷物緩急車に積込み鎖錠した。

又停留中の貨車に對しては監視を怠らなかつたが、二日朝十時頃火災のため糧食に餓へた多數の罹災者に襲撃され、食糧品以外のもの迄も掠奪された。

これより先一日十二時十五分頃町内各所から起つた火災のため一時本屋も危險に陷つたので備品帳表類を安全地帶に搬出したが風位變じたので幸に類燒を免れた。

閑院宮同妃竝兩姫宮殿下御別邸御滯在中につき震動激しい最中ではあつたが、驛員六名をして甲乙各三名宛二組となし直に應援申上げ尙驛長も伺候し御食物及び應急御用品に就き御下命を承り萬遺漏なき樣努力した。尙　殿下には三日午後六時驅逐艦にて御歸京遊された。

熱海線に於て遭難した第一〇九第一一六列車の旅客にして遭難地より當驛に來たものには食糧の供給醫療等に就き便宜を與へた。尙同列車の遭難地へは日々二名の驛員を派し根府川驛を應援した。

一、早川驛　本屋は乘降場上家驛長事務室と共に全潰した、地震と共に村内中より發火し强風のため風下に位した驛は盛んに火の粉を被つたが防火に努めた爲類燒を免れた。當驛勤務の豫備助役は根府川驛へ助勤中驛構内と共に海中に陷り死亡した。

一、根府川驛　地震に伴つて地滑り起り驛舍を初め構内の建造物及び將に停車せんとした第一〇九列車は大地と共に約二百五十呎下方の海中に滑落し海底深く沈沒して了つた。

乘客約百五十名の內九死に一生を得小田原方面に去り或は重傷を負ふて早川驛に救護されたもの約三十名、航海中の發動汽船に救助されて小田原に至り醫療を受けた重傷者十三名を除いては或は海中に或は土砂中に埋沒されて行衞不明となつた。後日死體の搜索を行つたが僅に五個の死體を發見するに過ぎなかつた。

又同列車の機關手及び後部車掌は打撲傷を負ふて海中に陷り進退の自由を失つたが辛ふじて流材に取縋り上陸することが出來た。乘務見習車掌は海中に墜落の際卽死し、機關助手は行衞不明となつた。

根府川驛勤務中職員三名は或は土砂に埋れ或は海中に沒し慘死し又待合中の旅客約二十名も共に行衞不明となつた。

驛附近の部落は二里の山奥より襲來した嘯のため人家の八割約八十戸を埋沒され、他の二十戸は全潰し死者約三百九十人を出したといふことである。

當時狀況を偲ふため第一〇九列車乘務前部車掌の報告を記錄して置く。

報告拔抄

一、一〇九列車は九月一日午前十一時五十九分根府川驛へ進入列車の殆ど三分の二乘降場に到着せんとし機關手停止の準備を爲しつゝありたる際突然震動あり機關車及び客車前部線路左方へ脫線せり。

一、附近を見るに乘降場縱橫に龜裂を生じ驛名喚呼のため乘降場に出場したる驛手は忽ちその龜裂内に埋沒せり。

一、次の瞬間に線路右方の山岳は砂煙を立てつゝ崩れ始め視る間に驛その他の家屋を埋沒し列車の半を埋めつゝ地盤と共に海中に押し出され數回轉をしつゝ遂に海中に墜落す。

一、漸く水中より浮び上り附近を見るに海中は崩壞の土砂を以て埋まり列車は機關車分離し客車は二、三輛づゝ離して僅に一輛の客車を認むるのみにて他は悉く水中に沒し又は岩石のため粉碎され或は土砂に埋沒されてその影を認むるものなし。

一、自分が浮び上ると同時に約二、三間前方の岩に機關手椎野某浮び上りたるを以その人を手を以て陸上へ引上げ機關手と共に二、三丁山上へ這ひ上り前方見ると第一二〇列車に乘務するため便乘せる前部車掌山本某が負傷し居れると後部車掌小竹某が山上に這ひ上るを認めたり。

一、上方を見るに約二、三十名の無事なりし乘客集合し居りたるを以てその場所を目がけて這ひ上り暫くその場所に休息しつゝある處に海中より浮び上りたる人々六、七名自分等の許に這ひ上りたりその中に本列車後部車掌永山某及び根府川驛長(非番)竝に同夫人と驛手一名あり互にその無事なるを知れり。

一、前記無事なりし乘客中の一人國府津村蜜柑商中上某に生存者の姓名調査を依頼し同氏は直にこれを國府津驛長に通知する旨承諾し調査の上直に同所を出發せり。

一、折柄本列車の乘客出迎へのため來合せたる村人一名來りたるにその生存者中に同人家族二名居りたるを以て共に安全なる地點に同伴せられ暫く休息の後永山、小笠原、小竹、山本、推野の五名及び乘客中の一名萬難を排して早川へ至らんとし午後四時頃根府川出發途中にて乘客の一人朝日新聞社員上原直明氏の重傷し居るを認めこれを助けつゝ同伴六時頃石橋村に至りそこにて村人の炊出しを受け永山、小笠原、山本及び上原氏の四名は疲勞甚しきを以て同處に一泊翌二日午前八時早川驛に到着す。小竹、推野及び乘客の一人は甚だ元氣なりしを以てその儘小田原へ出發せり。

一、早川驛に到着後驛長に面會その顚末を報告し四日迄同所に休息同日夕刻小田原驛に至り驛長に面會傷部の治療方を依頼し同驛長の手配により小田原町鐵道醫間中救護所に於て治療を受け小笠原、上原氏の二名は救護所に滯在他の二名(永山、山本)は停車場内に於て休息することゝなれり。

一、吾々二人(小笠原、上原氏)は十二日夕刻迄間中救護所に於て手當を受け十三日午前六時小田原出發歸京の途に就き同日午後三時東京驛に到着せり。

一、小田原に滯在中二日國府津海岸へ打上げられたる死體の內に本列車に便乘したる第一二〇列車に乘務すべき東京駐在車掌見習山田時次郎の死體ありたる旨聞き及びたり。

以　上

一、眞鶴驛　本屋は傾斜大破し乘降場待合所同上家官舍等は全潰した。構內の地盤は高低起伏して波濤の如く乘降場東端より約十鎖の地點は盛土著しく崩壞し場內信號機以東根府川方面は慘害愈々甚しく山容地態一として舊狀を止むるものはなかつた。從て陸路小田原方面との交通は非常に困難であつたが災後一ヶ月餘

にして軍隊の手により不完全ながら隣驛に至る道路が拓かれた。

一、神田驛　地震と共に日本橋魚河岸方面に火災起り次で北方及び西方に黒煙擧り折柄の風勢に煽られて漸次擴大し、午後三時頃には風は烈風と化し火勢愈々猛烈となり次第に驛に接近し、火の粉を被ること夥しかつたが、風位幸ひ西方に變じたため鍛冶町通り北側を西に向つて延燒し去り形勢稍良好となつた。然しそれも束の間で午後四時頃には火は更に南側に移り松屋呉服店より次第に驛舍を襲はんとし、一方錦町方面を延燒しつつ進行して來た火は突如として起る旋風に益猛威を加へ午後七時頃乘降場上家の一角に移り、他方の火は驛長室より延燒し遂に全部を烏有に歸せしむるに至つた。危急漸く迫るや手小荷物重要帳表類及び驛備品等を悉く安全と認められる四方煉瓦造の階段下倉庫内に搬入して置いたが、附近に多數避難者の持込んだ荷物があつた爲これが導火をなし燒失するに至つた。尙當驛待合ホーム等に避難してゐた公衆約五百五十名は逃ぐるに途なく無慘の燒死を遂げた。

一、萬世橋驛　本屋は震災に因つて何等の損害をも受けなかつたが同時に起つた市内各所の火災は午後四時頃に至り本石町方面と神田神保町方面より漸次延燒し來る形勢となつた。時恰も南風烈しく吹き駿河臺方面の火は勢を增して淡路町連雀町を一炬にし、午後五時三十分頃には神田郵便局及び驛前民家に燃移り火焰閃閃として物凄く遂に附近に運轉不能となつて停車してゐた市内電車に移り、それより當驛の便所その通路及び本屋外に積上げられてゐた避難者の荷物に延燒し遂に本屋に及び午後八時頃には一物も餘さず燒盡し僅にその殘骸を止むるのみであつた。

驛危機に頻するや驛員は重要書類の搬出及び防火に全力を注いだが水道斷水して防火意の如くならず刻々危險身に迫つて來たので各室を鎖錠の上血路を萬世橋方面に求め重要書類を携帯避難するの止むなきに至つた。

乘降場上家は地震に際し驛長事務室附近左右の鐵柱四本折損し內六尺程のもの一本折損將に進入停車せんとした第八〇電車の二輛目後部寄車扉を破り車內に突入したが乘客には異狀なかつた。

一、御茶の水驛　地震に因る被害は極めて少かつた。當時神田區猿樂町二丁目より出火したが東南の軟風であつた爲災厄を免れ得る見込であつた。然し萬一の場合を憂慮し重要諸物品を安全地帶と目さるる濠端に搬出し形勢を見てゐるうち、午後二時頃になつて風位俄に南に變じ風勢亦强烈となり、見る間に黒煙濛々として驛附近を包み、火の粉は雨の如く遂に驛前及び御茶水橋畔に搬出してあつた避難者の荷物に引火して忽ち四方に延燒し、驛前鹿屋旅館より驛倉庫に移り官舍浴場本屋と順次延燒し、襄に搬出してあつた諸物品も併せて烏有に歸するに至つた。

九月二日午後五時燒跡を調べた處、驛廳舍は全部灰となつたにも拘らず上下兩乘降場の上家は各その一端を燒いたのみで殘存してゐた。

一、水道橋驛　神田區三崎町三丁目水道橋通りを燒き拂つた火は延燒して午後一時四十分頃驛倉庫に移り便所下り乘降場上家本屋を燒き拂ひ一方上り線に停車中の電車を襲ひ上り乘降場上家同出札所上り階段の一部を一炬にし飯田河岸方面へ延燒して行つた。重要書類及び驛備品の一部は安全と認むる空地に搬出したが乘車券その他を除き大部分を燒失した。

一、飯田町驛　火災は最初構內主任詰所に延燒して檢車所、列車電燈所、驛員詰所を燒盡し、一方汽車發車線に整備せる第四〇九列車を介して汽車乘降場、電車乘降場に延燒し、更に湯呑所、小荷物室、本屋等を襲ひ他方官舍一帶を燒ける火勢は機關庫、停留客車に延燒し、麴町方面の火の手と合して構內側面を包み午後三時三十分頃貨物上家及び客貨車を燒失した。飯田橋側の堤上にあつた信號所は風位變化のため奇蹟的に類燒を免れた。これより先從事員を以て消防隊を組織し防火に努力したが水道斷水して水利なく、客貨車に對しては機關車の

出動を得て避難せしめやうとしたが線路破損のため之れ亦徒に焦慮する他なかつた。重要諸物品は概ね搬出保護したが遂に大部を燒失した。

一、飯田町機關庫　當日午後十二時十五分頃麹町區富士見町より發した火は飯田町六丁目に延燒した。當時風は東の軟風であつたが火勢は漸次飯田町五丁目に移り二時半頃には風は西北に向ひ强風となり飯田町四丁目より構内官舍に延燒し午後三時頃には機關庫に迫り遂に建物全部を烏有に歸した。

これより先重要書類は逸早く取纏め次に倉庫物品及び機械器具等も構内に搬出し始めたが餘震頻々として來襲するため人心恐怖し殊に火の手の變化に伴ひ刻々機關庫空地に家財道具を搬入する避難者增加し行動意の如くならず危險は漸次迫つて來たので一旦運搬した用品は構内で場所を轉ずること再々であつたが遂に轉車臺附近の土地に孔二ケ所を穿ちこれに重要書類を埋め庫内よりは機關車三臺を牽出し得たがその他の機關車は大部分燒損の已むなきに至つた。

二、飯田町列車電燈所　地震と共に麹町區日本齒科醫學專門學校附近より發火し北方に延燒しつつあつたが午後一時三十分頃急據西南風と變じ風力も加はつて當所方面に延燒し遂に飯田町驛構内建物より倉庫次で本屋と順次猛火の包む所となり午後三時頃燒失するに至つた。當時重要書類その他を第四〇九列車に運搬避難せしめやうと圖つたが線路故障のため更に客車洗場タンク下に搬出した。けれども時既に午後二時三十分頃で火勢は構内諸建物及び停留車に延燒し洗場附近又火の圍繞する處となり他に運搬の途なく遂に全部を燒失するに至つた。

一、新宿驛　驛構内建物は諸所小破損があつたが當驛としては發送貨物中火藥の處置に就て焦慮すること尠くなかつた。則ち關西線津田驛に向け發送の豫定(軍事供用令で一部持込んであつた火藥四百函の内百五十函)は輸送見込不明のためその處分方を取扱人に通じ出貨主東京兵器支廠に交涉した處支廠長及び支廠員來驛現場視察直に處分すべく承諾し二日午前十時頃右火藥を泉新田火藥庫に引取るべく同庫員立合の上倒壞せる貨物上家の屋根裏破損箇所より順次取出し軍用自動車により右火藥庫に運搬午後五時第三回目の運搬にて五十八個を剩し而して時は既に日沒に近づいたため爾餘の運搬は不能の旨申出があつたが鮮人妄動の噂ある折柄驛構内に於ける保護は特に危險を感じたので如何なる手段を採つても全部引取方を迫ると同時に、その終了迄適當なる護衛を附することを要求した。仍て憲兵隊よりは直に四人の警護兵を分派し來り警衛に任じ午後八時頃更に近衛步兵第三聯隊の兵士約二十名の派遣を受け警護上安全となつた。次で陸軍省手配にて陸軍自動車隊より運搬自動車の派遣あり第一回搬出を了した。

一、新宿通信區　當區管内(中央線萬世橋八王子間山手線)の被害に對して採つた應急措置は次の通である。

(イ)强震當時の措置

九月一日正子强震のため擔當區内に多大の被害ある見込で所屬雇員以上を直に招集し管内に於ける七、八月以降施行中の鐵塔混凝土基礎自動信號基礎等の硬化しないもの及び建換電柱用支線にして未完成のものが多々あるため强震後直に各助手及び雇員を關係の向へ配置させ又事務掛をして食糧竝に應急工事用物品の配給に從事させ所屬通信工手は情報ある方面へ出動し得るやう非常招集を行つた。

(ロ)新宿驛構内ケーブル燒損保護設備

第一震後間もなく新宿驛前公衆食堂附近から發火し、益々新宿驛に迫り風向は驛に向ひつつあつたから新に架設した多數のケーブルの燒損豫防として約二十名の通信工手をして在庫持合せの薦約三百枚に浸水させて萬一の場合に準備し、その外五、六名の通信工手をして長尺の新宿新大久保兩驛間第二號鐵塔に登攀せしめ風位延燒の程度に注意させたが午後二時半頃風位反對となり安全となつたから警戒を解いた。

(ハ)飯田町方面の派遣者から、火災アリ目下水道橋ニ延燒セン」との情報があり、次で午後二時五分頃水道橋は火災に罹つたとの通報があつたので、即時飯田町驛柱に於て東京方面の通信を切斷し、新宿方面の通信を計ると同時に五、六名の通信工手を增派したが午後四時頃增派通信工手の到着した頃は既に飯田町驛及びホームの電車にも延燒し、危險のため牛込に退却し、更に牛込で通信線を分割し新宿方面の通信を安全ならしめた。午後五時に至り牛込は火災安全ならんとの情報を得たからこの方面の警戒を解いた。

一方品川田端八王子方面は時々多少の損害があつたが、裸架空線の混線を除いては大きな損害もないやうな通報があつたのでこの三方面共警戒を解いた。

(ニ)モーターカーの利用

午後二時十分頃新橋運輸事務所派出主任、新宿保線區主任と相談の上、被害現場調査のため中野驛所在のモーターカーを取寄せ新宿驛迄廻送し、山手、中央線を通信區竝に保線及び運輸事務所の共同で最後に八王子驛迄往復させ午後九時頃新宿に歸着した。

斯くして九月一日以降十五日迄に約八百哩を走行仙臺、名古屋鐵道局から送附の通信應急工事材料を一回約二噸前後積載して品川田端間及び八王子新宿品川各驛と順次運搬した。

(ホ)炊出準備竝に實行

午後二時五分頃萬世橋方面の派遣者からの報告により九月一日は徹夜で應急工事に着手するの必要あることを推定し、雇以上に在つては强震後直に、又通信工手に在つては午後三時頃招集後各自家庭の心配あるものは不取敢一旦歸宅し無事なるものは即時出動するやう申聞かせた處、家族の食糧をも鐵道に於て供給方を保證するならば再び戻つて勤務するも異存ないと申出た者が多數あつたので九月一日夕飯から炊出し現品給與(家族の分は自費)を實行することに定め、直に食糧品掛を定め收集の任に當らしめ比較的短時間に二、三日分を收集し得た。

(ヘ)代用交換手の派遣

九月一日强震後時々電話が不通となることがあり取調べた處新宿驛交換室は地下室に等しいため女子交換手が地震の都度全部避難し、午後二時頃から全く通話することが出來なくなつたので雇員一名外通信工手五名を派遣し、午後八時四十分迄電話交換作業を繼續させ、二日早朝から女子交換手をして取扱はしめた。

(ト)九月一日は架空裸通信線は大部分混線したので、各方面に分割し修理員を派遣した。一方午後六時頃から飯田町驛、萬世橋驛を經て東京驛迄電話中繼三回線を護謨線により假設引延ばして從事させたが不幸にして神田驛附近は類燒後經過時間少いため第一回線は燒損した。仍て第二回を引延し二日午後三時東京、新宿中繼三回線を開通させることが出來た。その他九月一日新宿八王子中繼一回線新宿上野中繼一回線及びケーブル收容の新宿交換加入電話線は大部分使用上差支ない結果を得た。

一、兩國橋驛　地震の際待合室には四五百の待合客があつたが、驛本屋は幸ふじて倒壞を免れたので旅客及び從事員中一名の死傷もなかつた。然し一號線整燈室附近より貨物大半線路陷沒し運轉全く不能となつたため、火災に對する避難作業上支障を來した。地震後錦糸町方面及び藏前高等工業學校その他市內各所に火災起り驛は地形上類燒を免れ得る見込であつたが、尙驛員を督して萬一の準備中、多數の避難市民は大小の荷物を携へて驛附近及び被服廠跡を目掛けて陸續として押寄せ遂に構內迄殺到した。この時火は國技館を包み龜澤町、石原町附近一帯は火の海と化し驛も亦類燒の免れ難い形勢となつたので、急遽收入金を金庫に收納し重要書類その他帳表を荷車に積載し或は地中に埋沒すると共に、防火手段として鮮魚用空樽に船渠の水を汲み要所に配置し萬一に備へ、一方營業荷物を空客貨車に收容し構內でも比較的安全なる地域に移さんとしたが、軌條の屈曲甚しきため運轉の自由を失ひこれは徒勞に歸した。兎角する內驛は猛火の包圍

する所となり、加ふるに被服廠を中心とする大旋風吹き起つて火の粉は瓦礫鐵板と共に飛散し砂塵濛々咫尺を辨ぜず、驛員最後の努力も今は空しく或は貨車の下に身を避け或は船渠に身を投ずる等各自身を以て遁るの外なかつた。

驛は構内停留中の客車九十四輛、貨車四十八輛、機關車五輛、その他三百餘噸の大貨物、九百餘個の手小荷物と共に午後六時鳥有に歸した。

驛員二百四十名中その住居が火災に罹つたものは百七名であつて、中には一家全滅せるもの、或は妻子を失へるものも尠くなかつた。

兩國鐵道會議所は不思議にも火災を免れたが、これは相生橋警察署の第一救護所に充てられ重症患者を以て充滿し驛員を收容すべくもなかつたので、已むなく龜戸驛乘降場待合所を兩國橋驛員詰所とし半數交互に燒跡警護に當り、その間傳令を以て連絡を圖つたが江東一帶に河川橋梁燒け落ち食糧及び飲料水の運搬容易ではなかつた。九月八日金庫内現金の處理を了し、九月九日一先づ警備を解いて龜戸に引揚げ、これと同時に驛本部を下總中山驛に移した。斯くて混亂の裡に旬日を經過し燒跡整理も漸く秩序立つたので、驛本部を下總中山驛附近法華經寺内を借入れてこれに移し事務を處理したが、九月二十日龜戸錦糸町間開通し驛員大部分を同驛に助勤せしむることとなつたので、九月十九日三度事務室を兩國鐵道會議所内に移し當時未だ一般市民で會議所内に避難せる負傷者若干名あつたが、警察署の秩序も恢復した時であつたから驛の移轉に先立つてこれを他に移した。千月八日錦糸町兩國橋間開通するに及び舊位置にバラック驛舍を建て營業を開始した。

一、兩國橋檢車所　激震の爲め事務室内器具顚倒し金庫は搖ぎ出し床面コンクリート裂損する等の損害を被り辛ふじて倒壞を免れた。然し午後四時過火災のため檢車所及び附屬建物その他全部は燒失し、所員は纔に身を以て逃れた。

仍て翌二日極力所員の集中を圖り、三日より殘留車輛及び列車の檢查竝に燒損車輛の整理に從事せしめ五日檢車所事務室を千葉驛構内に移し同所に於て諸般の事務を掌理したが、兩國橋驛構内に假廳舍が出來たので、十月十六日再び舊所在地に復歸した。

一、兩國橋列車電燈所　震害は輕微で且附近には東京市電氣局車庫及び變電所の煉瓦造りの外、大きな建物がない爲め火災の虞は無いものと信じてゐたが、火勢は意外に猛烈で刻々危險が迫るので、重要書類及び器具類を線路内の空地に搬出して置いた處、午後四時過ぎ隣接の檢車所に延燒するや猛火は直ちに當所をも襲ひ瞬く間にこれを燒盡し、火は搬出書類器具等に移つた爲め附近一面は火となり、如何ともすることが出來なかつたので職員は纔に身を以て逃れた。四日假事務所を千葉驛構内に置き十月十一日兩國橋構内に假廳舍が竣成したので再び舊所在地に復歸することが出來た。

一、兩國橋電力區　震災に次で市内各所に火災の續發するを認め巡回修理班二組を組成し、午後一時これを兩國橋驛及び錦糸町龜戸方面に派遣し殘留區員をして重要書類その他の器具等を地下室に搬入させた。然るに市内の火災は漸次猛威を逞うし午後四時過ぎ火は遂に運輸事務所に延燒し該建物の一部たる當區は勿論折角重要書類を搬入して置いた地下室も燒土と化して仕舞つた。斯くて翌二日曩に派遣した巡回修理班員その他の區員を集め、取敢へず平井驛に假事務室を置き、同所に於て諸般の事務を掌理したが運輸事務所その他の機關距離遠く不便尠くないので九月十一日運輸事務所の假所在地たる千葉に移轉し專ら被害地の復舊工事に努めた。斯くて十月十四日兩國橋構内に假廳舍が竣成したので同日再び舊所在地に復歸した。

一、兩國橋車掌監督　廳舍は十二年六月新築竣成した許りである爲め稍々傾斜したのみであるが、附近に起つた火災は刻々猛威を逞したので重要書類を取纏め安全と認むる地域に搬出して置いた。然るに午後四時過ぎ遂に廳舍燒失し、重要書類も數回その位置を變へたが、一大旋風と共に猛火襲來し如何とも施す術なく、纔に身

を以て逃るの已むなきに至つた。

斯くて翌二日龜戸驛に乘務員の集合を計り三日運輸事務所の移轉と共に事務室を千葉に移し、十月十七日兩國橋驛構內に假廳舍成るに及び再び舊位置に復歸した。

一、錦糸町驛　激震の爲め上り場內信號附近線路陷沒し上下兩方面共運轉不能となつた。

激震と同時に南方民家から發した火は間もなく經理課錦糸町倉庫に延燒し、官舍及び兩國鐵道治療所を襲ひ本屋に延燒せんとしたから重要書類器具等は混凝土造倉庫に收納し、尙收入金及び重要書類の一部はこれを龜戸驛に携行避難せしめ、停留車輛は前後線路不通の爲め東方の火氣なき方面に移して置いた。午後一時過ぎ火は遂に西南北の三方に炎燒し驛本屋も同二時頃遂に全燒し前記倉庫も焦土と化した。然るにこれと前後して驛前に在つたキルクは驛前廣場に雲集した數千の避難者の頭上に火の雨を降らした爲め玆に一大修羅場を現出し線路堤上や堤側に於て七百餘名の燒死者を出し死屍累々として軌條を埋むるの慘狀を呈するに至つた。初め當驛東部に在つた各詰所、官舍及び機關庫、工場等は風上の爲め安全と思つてゐたが、午後七時頃突如風向變じた爲め太平町方面の火災は旋風に煽られ陸軍糧秣廠倉庫を燒き遂に機關庫工場その他の建物全部に延燒し曩に避難させて置いた車輛と共に燒き盡して仕舞つた。

斯くて九月二十日龜戸錦糸町間の線路應舊工事が竣成したが戒嚴司令部の都合上貨物列車に限り運轉し十月八日から一般列車を通ずるやうになつた。

一、錦糸町機關庫　初震に於て北側車庫の屋根墜落し擁壁倒潰し、合宿所分室は大傾斜の後遂に倒壞した。

本庫附近は激震後程なく火災を起した爲め當時風上だつた庫內に避難して來る者多く火傷者も約三十名有つたので、救急劑の藥品及び揮油を以て手當をなし、一方重要書類等は納函の上南側車庫內に搬出し置き、在庫機關車は驛長の要求に依り車輛の避難に從事せしめ、それぞれ安全と認める箇所に移して置いた。然るに午後七時頃突如風向變じ太平町方面の火は陸軍糧秣廠の乾草に延燒し、一大旋風と共に機關庫方面に襲來したる爲め、如何ともする遑なく庫員及び一般避難者は一物をも携帶する暇なく纔に身を以て逃れ機關庫及び附近の建物全部は焦土と化した仍て庫員の集中を圖り一先づ千葉機關庫內に移り同所に於て事務を掌理した。

斯くて錦糸町には假廳舍竣成するに及び十一月二十八日庫は再び舊所在地に復歸することを得た。

一、龜戸驛　激震と同時に驛本屋倒潰し、待合中の旅客數十名の中幼兒を抱へた一婦人が遁げ後れて下敷となつたが直に驛員協力して無事救助することを得た。乘降場は約二箇所六呎位の大陷沒があつたが幸に線路には被害なかつた爲め辛ふじて列車を運轉することが出來た。

錦糸町方面からの火災は午後九時頃驛の西方二丁の箇所迄延燒して來たので、停留車輛六十六輛中二十輛を東方の安全と認むる地帶に移し、三十三輛を臨時列車として平井驛に避難させたが、火は遂に當驛に遠しない內鎭火した。

これより先き劫火に追はれた市民は、鐵道に依り地方へ避難しやうとして驛に殺到し、午後五時頃にはその數幾萬なるを知らず、當時龜戸稻毛間にはボギー客車十七輛、四輪客車二十一輛及び機關車五輛、旅客列車四、貨物列車一個編成有つたから、全力を擧げてこれが輸送に當り、一方錦糸町構內、兩國鐵道治療所燒失の爲め避難した同所の醫員により當驛構內に臨時救護班を設け、一般避難者で負傷したものに治療を施した。

斯くて龜戸驛は九月二十日錦糸町驛の開通する迄は帝都に對する唯一の避難者輸送、救恤品搬入の關門となり驛員は狹隘な構內に露營執務し、繁忙を極めた。

一、秋葉原驛　驛本屋その他諸建物及び煉瓦塀等大破損を來した。火災は何れも距離があつたので最初はその損害を被らうとは想像もしなかつた。卽て危險を犯し一部作業を繼續した程であつた。然し午後三時より諸方面の火勢は烈風を捲き起し火災は次第に區域を擴大し遂に上野方面事なきのみで容易ならざる狀態とな

つた。仍て右の狀況を上野運輸事務所に報告し而して先づ構内停留貨車百八十四輛を手押入換にて安全地帶に集約を圖り貨物は作業中止の儘とし重要書類及び電信電話等の器具は悉くこれを貨車三輛に積載しその他の貨車の一部と共に練塀町方面本線に組成し狀勢により避難の準備をなし警戒に努めた。午後四時頃日本橋方面よりの火は次第に接近し一時危險を感じたが幸ひ神田川に遮られ且風向も變じ災害を免れた。併し四圍の狀勢は刻々危險となつて來たので、本屋内金庫に保管してあつた引換代金支拂用その他の現金約一萬圓竝に官印貯金通帳等を同金庫より取出して別に保管し、驛員會會費を以て炊出をなし絶えず警戒に努めたが、本郷方面より仲町に延燒して來た火は午後八時二十五分頃構内貨物の一部に飛火し、それより小口到着上家に延燒し漸次諸建物貨車貨物に及ぶ形勢を示したので持込んであつた受託前のポンプ二臺を利用し防火に努めたが水道破壞して消防署の活動なく遂に構内及びその附近は一面の火となり、消防從事員の生命さへ保し難い狀態となつたから、右のポンプを船渠に沈め一同練塀方面へ避難し、船渠に沈めたポンプは後にこれを引揚げ九月廿八日、廿九日に一臺づつ荷主に引渡した)別途保管の現金、官印及び貯金通帳等は驛員携帶して田端西陵舍へ避難した。

斯くて翌二日午前四時頃迄に練塀町方面を殘したのみで本屋を初め諸建物設備貨物竝に停留貨車百八十四輛の中八十五輛を燒燼し、一時稍安全の狀態となつたので直に假事務室に臨時電話を取付け運輸事務所との通話を圖つた。當時當驛構内練塀町方面は附近唯一の避難場所であつたから避難者一萬數千人殺到し混雜を極めたが、二日午後五時半頃淺草方面の猛火は一帶を焦土とし餘勢御徒町より東練塀町側上家貨物及び避難者持込荷物等に及ばんとしたので驛員及び多數の避難者は極力防火に努め辛ふじて事なきを得た。これより先練塀町方面の安全地帶に留置して置いた貨車は危險に陷つたのでこれが救護方に付上野運輸事務所に謀らんとしたが既に電話は不通のため傳令を以て上野驛に引取方を交涉したが纏らなかつた。斯る間に線路は避難者とその家財とで充滿し貨車の移動不可能となり災厄の免れ難い狀態となつたので、取急ぎ重要書類の所在を求め幸ふじてその一部を取出したが、午後九時遂に貨車は猛火の包む所となつた。翌三日午前四時附近一帶は鎭火したが、先に災禍を免れた貨車九十九輛の中三十八輛は重要書類と共に燒失して了つた。構内の避難者は一時約一萬五千人に達したが次第に減じ九月八日には一千八十六人になつた。右避難者は何れも家具を所持し練塀町方面構内を充塞し當分立退くやうな形勢もなくこの儘にして置くと更に增加するやうな處もあつたので、同情に堪へなかつたが作業開始に支障を來すので種々なる方法を講じ立退きを圖つた。而して全部立退いたのは九月二十日過ぎであつた。

營業は一時中止するの已むなきに至つたが、然し復舊の急務なるを思ひ三日驛及び附近一帶の鎭火を俟つて驛員の點呼を行ひ臨時作業分擔を定め直に應急施設作業を開始した。

燒殘り貨物は嚴重な監視をなし、特に米穀の如き食糧品に對しては夜間驛員の外軍隊の警護をも受け盜難掠奪を防いだ。而して四圍の平靜になるに伴ひ左記の方針で貨物關係の處理をなした。

一、災害事故處理方

(イ)現貨物不着若は燒失したものは運賃收入せず現貨物の着驛へ到着のものはこれが運賃を收入すること

(ロ)通知書乙片又は送附書により着驛へ到着した貨物は該乙片又は送附書の寫若はその要項の送附を受け運送寫を調製し再製通知書乙片は九月一日の日付とし記事に關係書類燒失收入延と記入收入の手續をなすこと。

(ハ)關係書類は凡て燒失し着驛に於て無通貨物となり取調不能のもの等は上局の指令を受くること

(ニ)發驛に於て災害に關する關係書類燒失し證明害若は回答書を荷主から請求あつたものは具體的の證明が不能である、依て實際關係を回答すること又關係書類燒失せるも何等か賴るものがあれば相當回答をなす

ること

(ホ)積込場殘留貨物は發送前なるや否や不明であるが發送荷主を調査し着驛品名個數荷送人を具備した領收證により現品を發荷主に引渡をなすこと

(ヘ)第一部關係(小口發送公認店關係取扱は運送狀及び通知書丙片あつて何れも運賃未收入の儘過半燒失しその他は送出のものなるを以てこれが全部に對し別に整理簿を作製し置き各驛へ當該貨物の着否を照會し回答を待つて整理簿の記事欄に記入し運賃その他の關係を處理すること

(ト)第二部及び第三部(第二部は發送小口扱未公認店及び直扱第三部は發送小口代金引換證及び引換證付貨物取扱は關係書類全部燒失し現貨物も過半燒失しその他は送出してあつて何れも運賃收受せずこれが取調の方法としては九月一日當驛送出の車號を繼送驛で取調べ該貨車の宛先若は着驛へ向つて搭載貨物の處理模様を照會し別に整理簿を作製し運賃その他の關係を處理すること

一、上野驛　當時待合所には第五一五、第八一九列車に乘車せんとする旅客約三百名程待合せ中であつたが何れも不意の出來事に色を失ひ先を爭つて驛前廣場に避難した。引續き强震襲來し廣場には龜裂さへ生ずるに至つたので列車の運轉は不能なるものと認め、その旨一般旅客に通告し一時乘車券の發賣及び手小荷物の取扱を中止し專ら警備に從事することとした。折柄市内は各所に黒煙が揚つた。

その内第六二二列車及び第二〇二列車が到着したので、先づ以て日暮里上野間上り線には故障のないのを確認しこゝに列車運轉の望を懷いて直に關係の向に打合せ第二二九列車を赤羽驛迄運轉の命を承け定時同列車を出發せしめた。然しその後各所の情報を綜合し東北本線は荒川鐵橋破損のため赤羽驛以北不通、常磐線は隅田川鐵橋危險のため不通なるを知り列車運轉の望を絶たなければならなかつた。

市内外通信機關は殆んど杜絶し、市内に於ける震火災の被害程度はこれを知るに由なかつたが、火災は漸次擴

大し全市の半は猛火の包圍する所となつた。猛火に追はれた罹災者は早くも上野方面に望を嘱し續々避難として來るため、驛の内外は直に避難者を以て充滿し非常に雜沓を呈した、仍て上野運輸事務所長は臨機の處置八時二十分頃を田端驛迄運轉し無賃輸送をなし、尚引續き避難列車運轉の計畫であつたが構内線路上に在つた幾多の避難群衆に遮られ遂に決行し得なかつた。

その後當驛も萬一の場合を慮り、折柄第六番線(東側)に停留中の客車五輛に保管中の小手荷物竝國際運送會社へ引渡後の配達小手荷物及び上野保線區通信區の重要書類以下器具類を積載し、又秋葉原本線停留中の貨車五輛には購買支部の米麥書類及び信濃川電力事務所の重要書類を積込み、一方西二番線に收容中の第二〇九列車編成客車を利用しこれを各掛毎に割振り、重要書類は勿論受付中の發送小手荷物竝に一時預手荷物を積載し續々電信電話機及び車掌監督所屬の書類備品寢臺用品等を積み避難の準備をしたがこの間電燈點火せず暗憺として作業困難であつた。

これより先當日午前中の收入金は各掛毎に嚴重保管するやう命令を發したが出札本屋は既に數度の强震に屋上墜落の損害を受け、又分任出納官吏は金庫の類焼を憂ひて驛長の指揮を乞ふので、孰れも相當容器に收め前記西二番線客車内にこれを移し監視を附することゝした。

この頃市内各所の火は愈々猛威を逞うし京橋、日本橋、本郷、淺草の各區に渉り熾に延燒し安全地帶は只上野方面のみとなつたので避難民は陸續として雲集し、本屋内外、ホーム、線路の別なく最早立錐の餘地なき有樣となつた。驛員はこれ等避難者の整理、斡旋に盡力し間斷なき奮闘中に一夜を明かした。二日朝火勢は一層熾烈を極めたが、未だ相當距離があり且風位は定まらないが概して上野驛には有利の狀態にあつたので、不安中にも一縷の望を繋ぎ前日同樣避難民衆の整理保護に當り、傍ら前日積殘した避難物品の運搬に從事した。正午

過ぎ淺草方面より來た火の手の一部は岩倉鐵道學校に接近したが、俄かに風向變じ稻荷町方面に右折し小康を得た。然し同所附近には公設食堂、上野警察署、下谷區役所等が在る。一度これ等の大建物に延燒すれば當驛も亦運命を共にしなければならない。從て先づ兩者間の仲介物を破壞する外に防火の手段はなかつたから運輸事務所長指揮の下に驛員數十人は貨物掛詰所、浴場貨物ホーム上家を破壞し、次で車坂停留場に停電中の市の電車一臺を倒潰し防備に努めた。稻荷町方面に向つた火は再轉して下谷神社附近より逆行し、見る間に警察署公設食堂を嘗め更に區役所に移らんとし危機刻々に迫つた。仍て前日來避難物品を搭載して前記六番線に在る客貨車を日暮里方面に牽出すべく構內主任以下これが手配に着手したが、線路上には避難民衆の來往頻繁で容易に目的を達することが出來なかつたから、或は警笛を亂鳴し或は大聲危急を報ずる等凡ゆる手配を講じ、辛ふじて運輸事務所附近迄牽出することが出來たが、時既に機關車用水の缺乏を告げ前途運轉の見込がないので、一と先づ停車の上在日暮里驛上り旅客列車牽引機の來援を求め、暫時にして出發することが出來た。次で西二番線の重要書類その他物件積車の牽出に從事し極力線路內に雲集する避難民衆の排除に努めたが、當時西側寄の群衆は無慮數十萬と注せられ、殊に東側方面刻々危殆に頻するに連れ西側を經て上野公園に活路を求むるもの多く、搗て加へて三方面の火勢に煽られた避難者は雪崩の如く殺到して來る有樣に又如何とも爲し難かつた。この間下谷區役所を襲つた猛火は忽ちにして車坂電車通りを越へて信濃川電力事務所、上野列車電燈所に延燒し、折柄和泉橋方面の火の手と合して火勢一段と強烈となり且旋風瓦礫を飛ばし進退終に谷まつたので、終に全驛員に退去を命じ上野公園常盤華壇裏手に引揚げた。この時驛舍は東北隅の一部既に火に包まれてゐた。全く燒け落ちたのは午後五時三十五分であつた。

驛員は三日早曉田端機關庫所屬講習所を借受け當分こゝに執務することとなつた。仍て驛務の縮少から生じた剩員に對しては運輸事務所の命を待つて助役以下職員を鶯谷外十二驛に

助勤として出張させ又は本局、運輸事務所間の傳令、任務に或は購買部、西陵舍、救護班の應援作業に服せしめた。そして出張者以外の驛員はそれぞれ殘務整理に從ひ、一方復舊開業の準備に當り萬遺漏なきを期した。

斯くして上野驛は九月二十日第一期工事として主要線路の修理竝に本屋待合所、乘降場、發着手荷物扱所、出札所電車驛信號扱所及び構內主任以下各詰所の竣工を見同二十三日より運輸營業を開始した。

一、日暮里驛　建物の損害は極めて少く本屋前面平地兩落際約十間幅三間に亘り約八寸底下したため軒下敷石全部傾倒、本屋下コンクリートに約二寸の龜裂十數ヶ所あつたのみである。

第一震後約一時間半にして漸く第二〇二列車から運轉を開始したが、赤羽川口町間荒川鐵橋破損のため上野赤羽間折返し運轉をした。九月二日上野驛は避難者殺到して構內に充滿し混亂甚だしいため列車は全部日暮里驛折返とした。而して當日午後上野驛火災に罹るや通信機關全く杜絶し、北部信號所と田端南部信號所間に於ける閉塞器用電話が只一個使用し得るのみとなつた。

九月四日赤羽川口町間の鐵橋應急工事進捗して第五〇二列車から單線により直通運轉をする樣になつたので日暮里大宮間の時刻を改め、東北方面列車は田端驛折返し高崎信越線列車は日暮里驛折返しとなつた。これより先身を以て逃れた避難民は一時に當驛に殺到乘降場は全く立錐の余地ない狀態となつた。仍て九月二日には取敢ず驛員の總動員を行ひ、全員を督勵して列車運轉の圓滑と乘降場その他に殺到した避難民の危險防止に努力した。又驛長室に指令部を設けこゝに傳令、雜務を置き雜沓を緩和するため種々なる手配を講じ或は命令傳達の敏速徹底を圖り極力秩序の維持に努めた。當時ボギー十輛乃至十二輛を以て列車を編成したが、これに乘車した人員は無慮五千人を超え九月二日の避難民輸送人員は六萬餘に上つた。加之各地方から入京するものが非常に多く、乘降客の混亂狀態は實に名狀すべからざるものがあつたので九月三日驛長室前及び構內數個所に案內掛を設け乘客誘導の便を計り、上野車掌室、上野驛、秋葉原驛等から助勤を得、これを

旅客案内誘導掛に充てた。この外宇都宮驛からも助勤者十三名を得た。

然し避難民は逐日增加し老幼婦女子の如きは終日待合せても遂に乘車の出來ないものが多かつたのでこれ等の者の乘車を便ならしめるため極力盡力するけれども避難者の大半は數日來食事も思ふ樣になし得ざる有樣で精神頗る昂奮し混亂中にあつて前後を辨へざるもの多く激昂の餘り驛長室に押寄せ列車運轉狀況又は輸送上の對策等を詰問するものがあるなど、殆ど應接に遑ない程であつた。

斯る狀態であつたから九月六日午前四時上野運輸事務所長の命によつて第十三師團司令部當地警備隊當時下谷櫻木町伊香保旅館に出頭し構內乘客整理竝に秩序維持のため約一中隊の兵員の來援方を懇請した處、七日午前五時から二箇小隊編成一中隊を派遣さるることとなつた。

九月七日午前五時には豫定通り第十三師團から前記の前記の派遣隊が到着したので直に整理に關する配備に着手し先づ構內に雜沓した避難者を驛構外に誘導し午前六時半には全部を退出せしめ同時に構內出入者取締り竝に乘降者整理の配備を左の通り決定した。

(イ)驛周圍ノ柵ハ殆ント破壞サレタノテ自由ニ出入シ得ラレル箇所ハ全部歩哨ヲ配置シ嚴重取締ヲナス

(ロ)西口出入口ヲ閉塞シ乘車客ハ全部東口改札口カラ軍隊ノ指示ヲ待ツテ入場セシム

(ハ)凡ソ一列車ニ乘車シ得ラルヘキ見込人員ヲ驛長カラ通報シ軍隊ハコレニ依テ大略ノ人員ヲ制限シテ順序ニ入場ヲ命ス

(ニ)混雜ヲ防クタメ入口ノ外側ニハ貨車用「ロープ」ヲ張リ通路ヲ制限シ且軍隊警備官、驛員協力シテ入場者ノ秩序維持ニ努ム

(ホ)每列車乘車數約五千乃至六千ヲ算ス

(ヘ)乘降場ニ於テハ上家下柱ニ貨車用「ロープ」ヲ張リ驛員ノ外警戒線ニ約二十名ノ歩哨ヲ配置シ雜沓セル入場者ノ整理竝列車ニ對スル警戒ヲ嚴ニス

(ト)降車客ハ全部列車ノ反對側ニ降車セシメ驛員竝兵士ヲ以テ警戒線ヲ張リ線路上ヲ一直線ニ南部踏切道ヘ誘導シ該踏切ニハ貨車用「ロープ」ヲ張ツテ警戒線ヲ設ケ出口ヲ一定シ警戒及ビ出場者ノ整理ハ軍隊ソノ任ニ當リ該出口ニ於テ十數名ノ改札掛出場集札ヲナス

(チ)同時ニ構外ノ雜沓ヲ緩和スルタメ驛前竝ニ道路上主要箇所ニ案內揭示ヲ貼リ一方案內掛數名ヲ派シテ避難者ノ便ヲ計ル

又一日以來混亂中に在つて構內に散亂した塵芥汚物等非常に多く、殊に乘降場の兩側線路の如きは堆積した塵芥容器等で埋められ、日日列車間合に運轉支障ない程度に除去して置いたものが線路の外側一帶尺餘に積り、又便所の如き何れも糞尿汎溢して附近一帶汚物甚しく流出し且周圍の板塀も殆んど破壞せられ構內到る處惡臭甚しくその非衞生的なこと實に忍び難い狀態であつたが、九月七日軍隊の援助により構內整理に次て、九月八日より秋葉原驛出張員を以て掃除隊を組織し、同驛より出張の助役がこれを指揮して構內掃除に着手した。

一、田端驛　震害は輕微であつた。而して上野驛燒失後の當驛は避難民の退京するもの、救護員その他の入京するもの相交錯して非常に混雜を來した。のみならず全國よりの救恤品應急材料等は盡く當驛を目標として輸送せられた爲作業頗る繁劇を極めた。震災勃發後應急措置として本驛に於て實施した事項は次の通りである。

(イ)避難民の飲用に供するため乘降場所定容器以外に四斗樽を備へ常に滿水せしめた。

(ロ)一時本屋井水涸渴を來した爲四斗樽を使用し濾過裝置を設備した。

(ハ)構內及び官舍の電燈が點火せぬので出來る丈け蠟燭を買集め必要の向へ配給した。

(但構內電燈は九月四日夜から一部點火した)

(ニ)信號燈屋根燈及び合圖燈全部豫備共を整裝し不時の使用に支障なからしめた。
(ホ)北官舍備付の喞筒の出動準備をなした。
(ヘ)構內作業は豫定通り出來得る限り促進せしめて置いて作業上餘裕を存せしめた。
(ト)入替機關車は作業終了したものから順次入庫せしめ更めて不時の必要に備へた。
(チ)從業員の一部を早退若は休憩せしめ緩急の場合に應ずる餘力を充實せしめた。
(リ)試備驛手を臨時徹夜せしめ警備その他に從事させた。
(ヌ)各線列車不通の結果通勤者の出勤不可能なるを察し官舍居住者及び現に出勤せるものは何日間でも連續勤務せしむることとした。
(ル)通信機關杜絶のため必要事項に對しても命令なきを保し難いので或る程度迄は驛長權限外のことも臨機專決施行の決心の下に各般の準備をなした。
(ヲ)構內現在貨車の內食糧品積載車及び薪炭積載車の數を調査し出來得る限り一線に取纏めた。
(ワ)夜間構內及び官舍全部の警備をなした。
當驛の構內及び附近には罹災した上野運輸事務所その他が立退いて來て假事務所を設け又陸軍及び震災救護事務局竝府廳出張所等が臨時に事務所を開設しその數合せて四十八に及んだので各連絡の便に供するため所在一覽表を作製し尙異動に伴ひ時々これを改刷して關係の向へ配付した。右假事務所の內陸軍配給部は第四尋常小學校內に置かれ別に隅田川驛に支部を設け、一般救恤品の配給事務に當つたが、その取扱を臨時震災救護事務局の管理する救護協議會に引繼ぐこととなつた結果九月二十七日限り撤去した。
震災當時避難者殺倒し構內は晝夜人を以て埋まるの有樣であつた爲至る處不潔を極め爾後の衛生狀態に憂ふべきものあるを認めたから先づ保健上の注意書を配布するとともに臨時衛生隊を組織し、尙各詰所に責任

區域を割當て乘降場及びその附近竝に本屋附近から構內一般に淸潔法を施し續て衛生組合をして井水の消毒塵芥の整理に當らしめた。
又救恤品以外の貨物が漸次輻輳するやうになつてからはこれが驛外への搬出に際し混雜に紛れ大規模な盜難の發生を虞れ陸軍配給部長東京府廳出張官と協定し貨物持出證を作製使用のこととし、その取扱方を左の通り定めた。
(イ)當分の間驛構內からの貨物搬出を證するため持出證を用ふ。
(ロ)持出證發行擔任者を左の通り定む。
陸軍配給部長　東京府廳出張官　貨物掛主任
(ハ)驛東側各出口に歩哨を配置し貨物搬出の監視に任ぜしむ。
(ニ)積込立會者は持出證發行擔任者の檢印ある持出證を運搬者に與へ出門の際これを歩哨に交附せしむ。
(ホ)歩哨は運搬者の呈示した持出證を檢しこれを取纏め配給部長に提出し部長はこれを各發行擔任者に返付する。
持出證を呈示しないものは貨物の搬出を差止めこれを配給部長に報告す。
震災後電信線障碍その他のため遞信局の依頼に依り九月六日より十二日に亘り當驛より大阪、金澤、長野、仙臺、宇都宮、新潟、名古屋等へ列車便を以て公衆電報を輸送した(取扱數量八十三個其通數概算五六、六〇〇通)
九月四日宮內大臣官房文書課長名を以て宮內省と日光御用邸との間に往復する公文書又は小包は便宜これを當驛から一日二回列車便に依り輸送取扱方の依頼があつたので、上野運輸事務所長に經伺の上これが取扱をなすこととした。(取扱數量書狀入革袋八十個物品二五個であつた)
一南千住驛　驛本屋竝に改札口上家倒潰し、待合室の旅客は先を爭つて驛前廣場に難を避けたが、倒潰家屋待合

室の一隅から覗いて見ると四、五名の旅客が蹲つてゐたので、直に驛員を督勵し一部を破壊して全部救ひ出した。然し幸ひ死傷者はなかつた。乘降場に於ては第八五五列車が出發した刹那であつたから直に停車せしめた處旅客は一齊に降車して近いものは歸宅した。

折柄隅田川橋梁橋脚に大龜裂を生じた情報に接したので、保線掛員を派して現場を視察させた結果運轉危險と認め上野運輸事務所へ電話で報告しやうと交換を呼出中、偶然上野驛主任助役と通話が出來たから相互の情況を通報聽取し運輸事務所へ情報通報方を依頼したが、混亂狀態の折柄通報不可能の趣であつたので事務所員來驛の際第八五五列車前途運轉不能の旨通告方を依頼し、三河島、北千住の兩驛にも通報して當驛限り運轉を休止し、殘留の少數旅客には乘車券へ前途不乘の證明をした。

午後十二時十五分頃諸々に火災起り漸次擴大して、當驛も到底その厄を免れまいと考へたので、驛員を指揮し書類及び器具、倉庫内の貯藏品等を安全地點に搬出せしめ、一方防火隊を組織し倒潰本屋への飛火を防いで終夜警戒した。

幸ひ當驛は火災を免れたので、九月八日九日の兩日に亘り本屋の取片付を了し、下敷となつた諸般の器具を取出たが、乘車券貯藏箱は在中の乘車券が大部分箱の中で散亂してゐたからこれを整理し、十九日より湯呑所で乘車券を發賣した。又九月十七日には驛本屋の假設備に着手し、同二十六日工事未竣成の裡に玆へ移つて事務を採つた。

一、北千住驛　驛廳舍は假建物のためか倒潰を免れ、その他の建物も屋根瓦の落下位に止つたが、東武鐵道乘降場に至る地下道上家は全部倒潰した。この時當驛は上り第八五二列車下り第八五五列車に對する閉塞信號に受諾を與へてあつたので、直に線路その他の障害を慮つて南千住方面に連結手を、龜有方面に構内主任を遣はし途中停車の手配を爲したが第八五五列車は南千住驛信號所附近で第八五二列車は六哩七〇鎖附近で何れも已に停車してゐた。但し第八五二列車は機關車が小型で且客車は空車であつたから、現場保線掛員及び乘務員と打合せの上徐行運轉により午後四時五分當驛に到着させた。

東武線は右の如く第一震で地下道上家が上り本線に倒潰した。これより先き十一時五十一分西新井驛を出發した貨物第三二列車に現示する進行信號を復位し、尚場外停車の手配をなした。この時東武鐵道會社の線路工手が來驛し同列車は線路崩壞のため小菅刑務所附近省社交叉點に停車し運轉不能に陷つたとの報告があつた。依てその趣を關係箇所に通報方の手配をなした。

一、隅田川驛　陸方面發着上家二箇所及び驛附屬官舍倒潰し第三ドツク南上家は半潰した。地震と共に驛前田中町その他一二箇所より火災起り當驛は風下にあつたため各員防火に努めたが忽ち陸方面一帶卽ち積卸場及び所在發着貨物、會議所その他附屬建設物、大宮工場派出所、隅田川檢車所竝盈空貨車百十九輛を烏有に歸した。この頃より風向變じたが飛火のため倒潰官舍或は避難者が構内に持込んだ荷物より幾回も發火した。尚飛火は渡邊倉庫會社の倉庫を襲ひ同倉庫二十八棟一棟二百坪)を全滅せしめたために驛本屋は一時腹背兩面に火を受けた。殊に午後二時半頃旋風と共にトタン板唐紙等が驛舍近くに盛に落下し危險この上もなかつたが、午後五時頃稍小康を得るに至つた。併し渡邊倉庫は約一週間も火氣のあつた程多數の倉庫と收容貨物とがあつた爲、一日夜半になつて第二ドツク方面に飛火し、向側のセメント倉庫が危險になつたが萬一これに移れば隣接の北到着仕譯線所在五十餘輛の油積車より延いては日本石油會社貯油庫に延燒する處があるので、驛員は更にこの方面に全員出動して防火に努めた。これがため辛ふじて本屋運轉部及び水運關係に依る各積卸場竝陸裏ホームは無事なるを得た。

第七　通信方法

通信機關全部不通となつた當初に於ては市内の通信はリヤーカー、若くは自動車に依る傳令の往復實地踏査員

の復命によつたが、避難者の雜閙甚しく稍混亂狀態を呈する樣になつてからは自動車の如きは全くその用を爲さなくなり、徒歩により傳令若くは驛傳によつて辛ふじてその目的を達するに過ぎなかつた。今その一例として一日の夕方兩國方面に赴いた傳令記を揭記する。

自動車運轉手の兩國傳令記

兩國運輸事務所へ傳令を命ぜられ徒歩にて午後七時三十分局を出發した。避難者右往左往する高架線線脇の道路に沿ふて新常盤橋に出て本石町より兩國に向はんとして新常盤橋まで來たが、前途は三越の裏から一面に火焰に包まれて迚も通拔けの見込もなかつたので、呉服橋に戻り日本橋に出て江戸橋まで來たが前途人形町方面も火焰嫐々として通行出來ない、轉じて鎧橋に出たが蠣殻町方面も一面の火災で矢張り通れなかつた更に途を日本橋川に沿ふて永代橋に向つたとき、同橋の手前は兩側とも既に火焰を吹き出して居て巡査は危險であるとて通拔けを禁止したが、この道を通拔けなければ目的を達し得ない事になるから、嫐々たる黒煙の中を手拭をかぶつて疾驅して永代橋を渡り左折し淺野セメントの工場まで來たが又前途萬年橋は燒け落ちて附近一帶に火の海であり、稍少時の後セメント工場に燃え移つて來て身邊頗る危ふく見えたので傍に繋留して居た傳馬船に乘り移り運命を天に任せた。

セメント工場の火は次第に燃え擴がり火勢悽しく附近を熱した爲に最も岸に接近して居た船は、もやい網が燒け切れた上火災を起して下流に押し流された。自分は岸より三艘目に居たが熱くて堪えられなかつたので出來るだけ川の中心の方へ避けたが、反對川岸も火災である上に、菖蒲河岸から火のついた舟が幾艘も流れて來るので危險千萬であつた。かかる火災の包圍裡に小さくなつて運を天に委せて時の移るのを待つてゐた。餘程時經て燃えるものは燃え盡し附近は多少暗くなつたが尙遠くの火焰のために晝と餘り變りがなかつた。こんな狀態で舟に居るもののみ助かつたのは風が南へ吹いて居て風下でなかつたからである。それから河岸へ上り萬年橋迄來れが橋が燒け落ちて渡ることが出來ない、附近を見廻すと燒殘りの舟が一隻あつた。これに飛び乘つて見ると沈まなかつたが動かすことが出來ない。ふと見ると川の中に大きな丸太につかまつて婦人が一人居るのを發見したが、上げてやることが出來ない、漸く木の切れを見つけてこれで丸太を少しづつ動かして附近まで寄せ、その木につかまらせて引き上げてやつた。こんな事のためにその場所で一時間以上も費したと思はれた、すると偶々避難舟が一隻來たが行くことが出來ない困つて居ると、彼方より竹の桿を出して來れたので夫れをたぐりその舟に乘り移り向岸に渡つた。其所にあつたコンクリートの便所の中から婦人が一人出て來た。水が飲みたいから汲んで呉れとバケツを出した。こんな水を飲んでは切角助かつた命をとられるから止めたがよいと話したが顏だけでも洗ふから汲んでくれと賴んだので汲んでやつて、其所から森下町に出て龜澤町に行き人に聞いたら、多分兩國橋驛附近の人は龜戸の方へ避難して居るだらうとの話であつたが兩國橋にも大分避難してゐるとの話であつたから兩國橋にやつて來た處が人で橋が一杯になつてゐる兎も角も呶鳴つて歩いて見たら兩國橋驛の助役さんに遭つたから命令書を手渡して封筒に印を貰つて歸路についた。時に午前四時半であつた。

燒跡を辿つて局に戻つたが五時半であつた。

斯くの如く通信に關しては各所とも大同小異の困難を嘗めた。

二日東京鐵道局では早朝通信所員全部を禁足し團體を作り驛傳隊を編成し人力により通信線を拓かんとして、先づ偵察隊を品川上野、兩國に派遣し狀況を調査させたが火焰のため目的を達し得ない。午前八時再び偵察隊を出したが前回同樣失敗に歸し僅かに上野方面のみ可能であることを認めたので、第三回目に東京萬世橋間高架線上約一丁毎に一人を配置し上野萬世橋間は燒跡の火烟熄まず通行困難な處から徒歩飛脚による驛傳隊を組織し、その配置を手配したが、高架線上に配置された隊員は何れも火烟のため又燒跡の火熱のため

到底その部署に止まることが出來ないで歸所したため、この企は不成功に終つた。然し更に局長の名で如何なる方法によるも最初の目的を貫徹すべしとの激勵の辭を與へ右危險區域を三名一隊として疾驅突破の方法により、大臣名及び局長名の通信線回復、食糧急送、沿線在貨報告に關する命令を、午前十時頃上野運輸事務所に送達し、尚上野運輸事務所長に右命令を各方面に中繼する樣通達した。右電報は火災のため上野運輸事務所及び大宮工場の外全部不達となつたのは遺憾であつた。

二日夜遞信省所屬回線全部不通のため內閣書記官長の照會により山本首相發信に係る至急官報二通（山本內閣組織閣僚一同より御禮言上六枚續竝に天機奉伺のもの）の電達方に就き、鐵道電話に依りこれを果すことの出來たことは後章に記す如くである。二日代々木原を引上げた自動車は唯一の通信機關であつた。三日から弗々通信線が回復しても最初は輻輳のため高等信に限つたので、通常の通信報告は專ら書狀により、その送達は恰度郵便脚夫が郵便物を集配する如くに傳令若くは驛傳に依り急速を要するものは自動車に、然らざるものは總て徒歩によつたが、五日東京を中心に新橋、新宿、田端、龜戸の各驛まで定期自動車便の開始を見るに至つて餘程迅速となつた。尚各官廳に對する往復には專ら傳令使により車掌通信所員その衝に當つたが十四、五日に至つてこれを廢した。

震災直後に於て早く通信機關の應急的恢復を圖り得たものは鐵道電話であつた。而も避暑期に際して震災が東海道殊に湘南地方に著しく、從て貴顯紳士の家族の避暑地に於ける安否を最も早く知るには鐵道電話に賴る外なかつたが、交通恢復のためにはこの電話は公務上の指揮命令に利用する丈でも猶且不充分であつたので斯る非常の際に個人の便宜を圖ることは嚴重に禁斷して如何なる希望にも應ぜざる事とした。

第三章　運輸竝に運轉

第一節　運轉及び運輸事故とその應急處置

本章に收むる運轉及び運輸事故は直接震災に因る災害を主としたのはいふまでもないが、震災後避難民や食糧救護品輸送の混亂中に惹起した事故も亦後日の參考として便宜ここに載錄することとした。

第一項　旅客

第一　東海道線

一、東海本線

九月一日

(イ)上り急行旅客第六列車は新橋驛運轉中地震に遭ひ前途の運轉不能になつたので乘客を全部下車させ形勢を窺つて居たところが、市內の猛火は漸次猖獗となり刻々危險が迫つて來たので同驛に保管中の手小荷物及び驛の物品を搭載し午後八時半頃先づ推進して汐留鐵道官舍附近迄來た、この時官舍約八十戶は赤坂方面からの火に襲はれて刻々危險迫り列車も亦品川方面に避難しなければならなかつた、仍て官舍寄に避難してゐた市民及び家財類を便乘させて品川に遁れんとしたけれども、一方火は金杉橋に炎燒し又線路路盤も壞れて運轉することが出來なかつたから餘儀なく濱松町驛附近に停車した處が折柄の强風に火は築堤を掠めて列車を襲ひ車中の避難者は荷物をその儘にして線路に沿ふて品川方面に逃れ死傷者はなかつ

たが機關車及び客車十四輛は午後十一時頃僅に鐵梁及び車輪のみを殘して灰燼となつた。燒失客車の取片付は東京檢車所から技工を派遣し九月十日これを完了し大井工場に廻送した。

(ロ)上り旅客第一一二列車は程ヶ谷横濱間汐留驛起點一七哩三二鎖(平戸橋附近の線路が破壞した爲運轉が不能となつたから、旅客を直に下車避難させ列車はその儘停車して居ると午後二時頃沿線の火は列車の後部に燃え移らうとしたので機關車及び前部の客車二輛を前方に避難させたが殘り八輛の客車は線路の被害が甚大である爲移動することが出來ず遂に燒毀の止むなきに至つたのであつた。後の取片付は東横濱檢車所員でこれを爲し九月十日及び同十六日の兩日に品川驛に廻送した。

(ハ)下り旅客第七九列車は戸塚驛を發車後間もなく同驛上り場内信號機附近を進行中激烈な左右動を起し軌道が陷落した爲に機關車は炭水車と分離して上り本線に顚覆し又客車十輛は顚覆又は脫線した。乘客約八百名は適當の場所に收容後自由行動を取らせたが老幼婦女の中で救護を要する者約九十八名あつたから何れも天幕及び貨車用覆布を以て設備した救護所内に收容し一日夜から五日朝迄炊出しをしたが五日迄には全部目的地に發足した。

旅客及び乘務員には負傷者がなかつたこれは列車の速度緩かで車體に大破なかつた爲である。

脫線車輛は鐵道聯隊及び大井工場員が協力して復線に努め十月四日戸塚驛下り側線に收容することが出來た。

(ニ)上り旅客第七四列車は大磯驛を一分延發し同驛平塚驛間四二哩〇五鎖附近の築堤箇所を運轉中に突然大動搖を受けたので機關手は直に制動の手配をしたが機關車及び前部寄の客車三輛は山側水田内に顚覆し五輛目はその前の四輛目に突入し相互車體を粉碎し殘六輛は異狀なく停車した。この時粉碎した車輛に乘込んで居た職員竝に乘客の中より卽死者八名重輕傷者四十五名(内一名は機關手)を出した。

旅客の救護に付ては大磯驛長以下驛員出動し大平自動車會社の應援を受けて死傷者を同社内に收容し負傷者に對しては醫師を招致して應急處置を施し民家一戸を借受け附添又は看護人の休憩所と炊事場とに用ひ、驛員の手で患者その他に炊出を爲す等寢食を忘れて盡瘁し、九月二日から同日二回醫師の診療を施したが、輕傷者は漸次目的地に向つて出發し同月二十日には僅に二三の患者を殘すに過ぎなかつた。死者に對してはそれぞれ納棺の上町役場に引渡し假埋葬を行つた。客車は九月十六日取片付を了つた。

(附記)

大磯驛待合室が倒潰した爲に降車客一名壓死したがこれも亦直に遺族に引渡した。

平塚驛亦倒潰した爲に旅客四名壓死したがその中二名は家族に引渡し他は引取人なき爲町役場に引渡し火葬に附した。

二　横須賀驛

九月一日

(イ)上り旅客第五一四列車(横須賀驛發)は田浦驛を定時に出發し大船驛起點六哩六鎖附近の隧道内に進入したとき大地震に遇つたので機關手は直に停車したが隧道の出口が破壞し且煉瓦の墜落が甚しかつた爲後方の隧道外に退行した處がその前途にも亦土砂が崩壞して居つたのを後部車掌が發見し直に非常制動を行つたが土砂に激突し後部の客二輛大破し旅客車三名卽死し六名重輕傷を負つた。

負傷者は水雷學校生徒の應援を得て海軍病院に收容し死亡者は相當手續を經て遺族に引渡した。

三　熱海線

九月一日

(イ)下り旅客第一〇九列車(東京驛發眞鶴驛行)は早川驛を定時に出發し根府川驛に進入の際異樣の音響と共

に大震災を起したので後部車掌は制動瓣を使用せんとしたが停車さすことが出來ず車體は既に左方に傾斜し亟で地滑り起り機關車及び「ボギー」客車八輛は軌條諸共約二五〇呎下方の海中に押出され內後部の客車二輛は連結器切斷して海岸に殘留し他は全部水底に沈沒したのである。

旅客は約一五〇名あつた、その中で九死に一生を得小田原方面に去り或は重傷を負ふて早川驛に救護された者約三十名、又航海中の發動汽船に救助されて小田原に至り醫療を受けた重傷者十三名、その他は海中又は土砂中に埋沒されて行衛不明となり、後僅に死體五個を發見するに過ぎなかつたのである。これ等の死體はそれぞれ遺族に引渡した。

地滑りの起つたとき乘降場に居つた驛手一名は同驛の崩壞と共に土中に埋れ助役は海水に沒し慘死した。又機關手及び後部車掌は打撲傷を負ひて海中に陷り進退の自由を失つたが辛じて流材に取縋り上陸することが出來た。乘務見習車掌は海中に墜落の際卽死し又機關助手は行衛不明となつた。

（附記）

當時根府川驛待合室も亦本屋と共に海中に押出され待合せ中の旅客約二〇名は行衛不明となつたのである。

(ロ)上り旅客第一一六列車は眞鶴驛を定時に出發し寒の目山隧道內を運轉中激震に遭ひ、隧道東口で機關車は山上から崩落した土砂中に埋沒し乘務員二名は行衛不明となつた。この時客車（ボギー車六輛は隧道內に在つたから旅客は幸に無事であつたが狼狽することと限りなく、運轉事務所員及び乘務員協力して旅客を車外に遁れさせ眞鶴方面誘導せんとして將に隧道外に出た時に復又不意の山崩に遭ひ、運轉事務所員及び保線係員各一名旅客若干名は行衛不明となつた。この災厄に遭つた者の內で氏名の判名したのは旅客輕傷者三名、生死不明の職員六名に過ぎなかつたのである。震災後約一年を經て旅客二名職員四名の死體が發見されたが何れも相當の手續を經て埋葬又は遺族に引渡した。

客車六輛は線路が開通してから眞鶴驛に收容した又機關車は大正十三年九月十日湯河原驛に廻送し修理の上十月一日から使用を開始し十四年三月十二日第五六列車で國府津驛に廻送した。

第二　中央本線

一、九月五日午後七時十分下り旅客第四一一列車が大月驛を十七分延發したが、同驛初狩驛間八王子驛起點二七哩二〇鎖附近の線路左側切取の上用地外の花崗用水路が崩壞し、土砂約五十一坪線路內に押出して居た爲機關車がこれに乘上げ前輪一軸脫線した依つて乘客は初狩驛迄徒歩させ初狩驛から第四一〇列車を第四一一列車として折返しこれに乘込ませた。而して附近青年團の應援に依て崩壞した土砂を取除き、尙大月驛から救援列車が到着したので直に脫線機關車の復舊に努め午後十時三十二分復線させ同十一時二十八分初狩驛に引上げた、又客車は同十時十三分大月驛に引上げた。

第三　東北線

一、常磐線

九月一日

(イ)上り旅客第八一四列車は東信號所構內塚田川橋梁附近通過の際線路約二尺沈下した爲、炭水車は脫線し第一位より第六位迄の客車は脫線して右側に三十度傾斜し、第七位及び第八位の客車は車體が噛合ひ卽死者一名重輕傷者五十五名（手當後死亡八名）を出したのである。負傷者及び死亡者は救援列車を以て醫師附添の上土浦に輸送し、輕傷者は應急處置の上職員附添歸宅させ、重傷者は土浦大和田病院に十四名收容し、その他は便宜の列車で水戶に送り赤十字病院に八名、下市病院に四名常磐病院に十二名入院させた。死亡者

は二日納棺の上それぞれ遺族に引渡したのである。

機關車は假手當の上現場の入換に使用し後水戸に廻送した。破損客車は九月十四日大宮工場に廻送入場させた。

二、高崎線

(イ)九月十七日午前六時三十六分本宿信號場に於て上り旅客第一〇四列車が通過の際當務助役の不注意から轉轍器の尖端が不密着であつたことに氣付かないで通過させ様とした爲に、機關車は脫線しその次位の客車一輛は顚覆三輛は脫線した。

この時旅客七名卽死、三十九名負傷、職員三名卽死四名負傷及び臨時人夫一名卽死一名負傷した。仍て卽時附近の消防組及び青年團の應援を求め負傷者の救護及び死體の收容に努むると共に附近の各驛から醫師を招き應急手當を加へ、尙ほ田端に出張中の仙臺鐵道病院の救護班を迎へ應急治療を施した上、重患者は鴻巢熊谷、大宮等の各病院に收容し、死者は職員附添ひの上遺族又は緣者に送致し尙葬式の際は職員をして會葬せしめた。この事故は直接震災には關係ないけれども當時震災後猶人心恟々たる時で、殊に乘客雜踏し車內が滿員であるばかりでなく或は列車の屋根或は機關車に無斷で乘る者すらあつて非常に混亂して居た時だから、各驛共驛員は過勞の狀態に在つたので自然斯る事故を惹起するに至つたものと想像されるが、何分震災後間のない時に起つたので當時不尠耳目を引いたのである。

當日午後一時二十分下り線が開通したので第一〇六列車から運轉させ、上り線は亘り線を移設し翌十八日午前零時開通し機關車は同日午後零時二十分復線した。

第四　北條線

九月一日

(イ)旅客第二一一列車は安房北條九重驛間五四哩三五鎖附近で激震に遭ひ機關車第二動輪一軸脫線するに至つた。車輛は九月四日午前十一時復線同月七日全編成を安房北條驛に收容した。

第二項　貨物

第一　東海道線

一、東海道本線

九月一日

(イ)下り貨物第四一一列車は海神奈川驛構內一五哩三八鎖附近を進行の際激震に遭ひ、前から五輛目の貨車は脫線し四十一輛目以下の貨車四輛は大破し約十鎖進行して停車したが、前から四十一輛目の貨車に積載してあつた火藥六個は直に海中に投入した。脫線した貨車は九月七日午後二時頃復舊した。

(ロ)上り貨物第六〇〇列車は藤澤驛で上り本線から出發せんとした刹那、路盤激動し前部より七輛目以下九輛(盈車)は何れも海側に顚覆した。この車輛は大井工場員の手によつて復舊され線路は九月十三日開通するに至つた。積荷の中食料品は競賣に附しその他の荷物は積替をなしそれぞれ發送した。

(ハ)下り貨物第四〇三列車は藤澤辻堂間三三哩附近運轉中激震の爲機關車及び客車各一輛貨車十三輛は顚覆し貨車五輛は脫線した。この時機關手は火傷を負ひ後死亡した。車輛は大井工場員によつて十月三日迄に漸次復線されたのである。

(ニ)上り貨物第四一〇列車は茅ケ崎驛で上り一番線に停車中路盤激動し機關車及び貨車三十三輛は何れも海側に脫線又は顚覆した。

車輛は大井工場員の應援によつて九月十六日に至り全部の復舊を見たのである。機關車は十月廿四日第

六〇一列車で山北機關庫に廻送し貨物は積替等の方法を講じたが一部は盜難に罹つた。

(ホ)下り貨物第六二五列車は茅ケ崎驛下り一番線に待避中地震のため機關車及び前部より三十四輛目の貨車は脫線した。

の貨車三輛は何れも海側に顚覆し機關車の次位及び前部から三十四輛目の貨車は脫線した。

これ等の車輛は九月十六日迄に驛員及び此の附近から通勤する職員の應援を得て全部復舊させた。

(ヘ)下り貨物第六〇三列車は國府津下曾我間四九哩六〇鎖附近を運轉中激震と共に線路の築堤が陷落し機

關車及び貨車三十九輛は脫線又は顚覆するに至つた。車輛は九月十六日から門司鐵道局派遣員の努力に

よつて復舊し同廿日全部を國府津驛に收容した。

代用車十五輛貸切車三輛は二日から驛員を現場に派遣し警戒させたが貨物は殆ど全部掠奪されて終つた

のである。

(ト)下り貨物第四二三列車は山北驛谷峨信號場間六〇哩三五鎖附近を運轉中激震と共に左側の山腹から土

砂が崩れて來て列車を右方に押出し前部より十二輛目と十三輛目との間が分離し貨車十九輛は脫線又は

顚覆するに至つた。車輛は檢車所及び名古屋鐵道局應援團の協力を得て全部復舊し九月廿七日山北驛に

收容した。積荷中の麥粉一車松丸太一車米杉板二車米杉角材一車鐵材の一部は罹災者救助の爲村長の要

求に依り臨機の處分を爲した。

(チ)上り貨物第九〇二列車は御殿場驛で上り側線に押下中突然震動の爲停止したが前部から八輛目の貨車

は脫線し九輛目の貨車は橫倒し三十三輛目以下の貨車七輛は上り本線上に顚覆した。その車輛は九月十

六日迄に全部復線の上沼津驛に廻送した。

(リ)下り貨物第四〇九列車は御殿場驛富士岡信號場間七一哩五〇鎖附近を運轉中激震のため左側の築堤が

崩壞し前部より三十八輛目と三十九輛目との間が分離し三十九輛目以下の貨車九輛は顚覆又は脫線する

に至つた。その車輛は九月十七日迄に全部御殿場驛に引上げ更に沼津驛に廻送した。

(ヌ)下り貨物第六〇五列車は大船驛で下り四番線に停車中地震のため前部から四輛目及び五輛目の貨車は

顚覆し六輛目の貨車は脫線し前部車掌は倒潰せる「ホーム」上家の下敷となり卽死した。

貨車の內積荷の腐敗し易い物品は競賣に附しその他の物は軍隊に保管を依託した。尤も地方長官に徵發

されたものはそれぞれ引渡を了した。車輛は十月七日復舊した。

(ル)上り貨物第六〇二列車は下曾我松田間五四哩三〇鎖附近で途中取卸の爲停車し出發せんとした刹那激

震の爲地盤陷落し機關車は脫線して左側に傾斜した松田驛長は貨物の掠奪を惧れ全貨車に八番鐵線を以

て二重に封印を施し時々驛員に監視せしめたが手不足の爲遂に三日夕刻から四日朝にかけて大部分掠奪

された。車輛は九月廿四日午後八時四十分國府津驛に收容した。

(ヲ)上り貨物第四一二列車は山北驛構內の上り本線で荷役中激震に遭ひ後部から三輛目の貨車は脫線した

その車輛は九月十五日午前十時復舊した。積荷に對しては晝夜の別なく警戒を嚴重にし掠奪の難を免れ

た。

九月六日

(イ)午前七時十分裾野驛で下り臨時貨物列車が進入の際御殿場發車後速力次第に增加し極力制動に努めた

がその效なく遂に轉轍器に附帶する曲線の箇所で機關車及び貨車二十九輛脫線(內二十三輛は粉碎)した。

この時職員六名卽死し同七名及び公衆六名負傷後職員六名公衆一名死亡)した。公衆は震災後間もなく交

通機關が杜絕したので制止も肯かず本貨物列車に乘込みこの奇禍に遭つたものである。沼津驛から救援

列車を發し負傷者は沼津驛に送致し駿東病院に收容し醫療を受けさせ死亡者は何れも家族に引渡し現場

は翌日午後八時三十分復舊した。

二、横濱線

九月一日

(イ)上り貨物第八五二列車は長津田、中山間九哩六〇鎖附近を進行中突如地盤震動し、前部から十三輛目の貨車は全軸、十四輛目の貨車は一軸四十輛目及び後部緩急車は全軸脫線するに至つた。脫線した車輛は九月十九日午後三時二十分復舊した。

三、横須賀線

九月一日

(イ)上り貨物第三二列車は午前十一時五十五分鎌倉驛構內上り一番線に到着し貨車一輛を上り本線に引出し入換中路盤激動し上り一番線の遺留車の內前部より二十三、二十六、二十八乃至三十輛目の貨車は各線軸脫線した。その車輛は九月廿日何れも復線した。

第二　東北線

一、山手線

九月一日

(イ)下り貨物第七二三列車は午前十一時三十五分新宿驛に定時到着後入換を了し出發時刻を待合中激震のため前部緩急車一軸次位貨車二輛前部より二十一乃至二十三輛目の貨車各二軸二十六輛目二軸二十七輛目は一軸脫線した。その車輛は九月四日全部復舊し機關車は翌五日品川機關庫に廻送した。

一、常磐線

九月一日

(イ)上り貨物第九二二列車は我孫子柏間二〇哩二五鎖附近通過の際地震に遭ひ前部より二十輛目以下石炭

積車が四輛顚覆した。この時後部車掌は左足膝關節部に打撲輕傷を負つた。復舊に對しては鐵道聯隊の大なる援助を受け兵員の出動に依り當日午後六時復舊した。

第三　北條線

九月一日

(イ)下り貨物第二六一列車は安房勝山岩井間四五哩三〇鎖附近に差蒐つた際激震が起つた爲貨車八輛は顚覆又は脫線するに至つた。車輛は九月十二日復線岩井驛に收容した。

第二節　運　輸

第一項　旅客及び手小荷物

第一　震災に因る運輸上の障碍とその復活

震災に因り運輸上障碍を受けた區域は東海道本線東京御殿場間横濱線横須賀線熱海線中央本線東京猿橋間東北本線上野日暮里間山手線總武本線兩國橋成東間房總線千葉大網間北條線及久留里線であつて線路延長實に三百四十七哩の廣きに亘り驛舍の燒失又は破損せるもの十八、大破せるもの三十二、機關車客車電車及び貨車の燒失又は破損せるもの千八百九十八輛を算するの狀態であつた。これを以てもその災害の運輸上に及ぼした障碍の如何に大であつたかを窺ふことが出來る。

一、運轉復活の狀況

震災起るや東京鐵道局はその程度の容易でないことを看て取り、線路その他の安全を確保した上でなければ

列車の運轉を停止すべきを命じたから、一時震災地域の運轉は事實上停止の狀態に陷つたが、一方被害の比較的輕微な區間及應急の施設の進捗した區間に對しては極力列車の運轉を計つた結果、當日午後既に總武本線龜戸稻毛間の開通を見、東海道本線品川驛六鄕川通、中央本線飯田町八王子間、東北本線赤羽川口町間、山手線等相次いで開通し、爾來線路の開通するに從ひ逐次列車運轉區間を延長し九月下旬迄に障碍區間中大部分は開通し列車の運轉をなすに至つた。が橋梁落失、隧道の陷落等障碍程度の激甚であつたものは日夜復舊に努力したに拘らず天候の關係豫期しない支障の發見等に依つて豫定以上の日子を要し、東海道本線茅ヶ崎平塚間は十月二十一日、山北驛谷峨信號場間は同二十八日、中央本線與瀨上野原間は同二十五日、又北條線岩井富浦間は十一月二十八日に於て開通し、玆に少許の支障を除き全部の列車運轉を見るに至つた。この間應急の手段として省有連絡船を廻航して品川又は横濱と清水港間を連絡せしめ或は又線路故障地附近迄列車を進行せしめ徒歩渡船の方法に依り相互連絡の途を開き、出來得る限り旅客手小荷物の輸送に努力する所あつたのは別項の通りである。

二、運輸營業取扱の停止及び制限

震災と同時に震災地域各驛は非常なる混雜に陷つたばかりでなく、概ね手小荷物設備を失ふた爲めその取扱不能になつたから、九月三日運輸局長名を以て各鐵道局長宛一時これが停止方を電達した、卽ち手荷物に對しては

當分ノ中震災地域ニ出入スル旅客ニ對シ手荷物ノ取扱ヲ停止アレ但シ携帶ノ分ハ差支ナシ念

小荷物に對しては

震災地域各驛着小荷物ハ沙汰スル迄無賃輸送ノ取扱ヲ爲シ得ルモノニ限リ他ノ有賃扱ハ受託止メ

斯くて二旬に亘り震災地域各驛着手小荷物の取扱は全然停止せられたが、尙震火災に因り或は驛舍を燒失し又は列車の運轉を中斷せられた爲運輸營業の取扱を爲すことが出來なくなつたもの及び驛設備の一部に障碍を蒙り運輸營業の範圍に制限をした上でなければ作業困難であり、延いては一般運輸上に支障を來す虞あるものがあつたから、九月二十二日省告示第百七十七號を以てそれ等の驛に付運輸營業の全部を停止し又はその一部に制限を加へた。その驛所の數は左に示すが如く營業停止驛所四十四、一部制限を加へた。八十四合計百二十八驛所の多きに及んだ。

(イ)運輸營業を停止した驛及び市內營業所

東海道本線
有樂町驛、新橋驛、濱松町驛、神奈川驛、櫻木町驛、濱川崎驛、高島驛、橫濱驛
橫濱線
東神奈川、長津田間各驛
橫須賀線
橫須賀驛
熱海線
各驛
中央本線
神田、水道橋間各驛
東北本線
上野驛
總武本線

兩國橋驛
北條線
濱金谷江見間各驛
久留里線
各驛
東京橫濱市內營業所
(ロ)取扱種別中一部に制限を加へた各驛
東海道本線
東京驛,田町東神奈川間及び橫濱驗河間各驛
汐留驛,海神奈川驛,東橫濱驛
橫濱線
原町田,八王子間各驛
橫須賀線
大船,田浦間各驛
中央本線
飯田町與瀨間各驛
東北本線
鶯谷,王子間各驛,秋葉原驛
山手線

各驛
常磐線
三河島,北千住間各驛,隅田川驛
總武本線
錦糸町驛,龜戸驛

而してこれ等に對しては線路,驛舍その他の假設的應急設備を督勵した結果漸次恢復を見るに至つたが,熱海線早川,眞鶴間は線路の被害程度激甚で差當り復舊の見込が立たなかつたから,復舊迄同區間根府川,眞鶴兩驛ほこれを閉鎖し,又東京及び橫濱市內營業所は諸種の事情に依り復舊の必要なきものと認め十二月十五日限りこれを廢止した。その他の營業停止驛は全部復活し制限驛に在りても十二月末日に於て一部の制限を附して居たものは左記十驛に過ぎなかつた。

(イ)發送小荷物　私有犬箱に容れない犬を取扱はぬ驛
濱松町,上野,兩國橋,飯田町,錦糸町各驛
(ロ)前項の犬及び配達を取扱はぬ驛
橫濱驛
(ハ)新聞紙雜誌及び新聞紙原稿以外の到着小荷物,(イ)の犬及び配達を取扱はぬ驛
櫻木町驛
(二)旅客竝小荷物中新聞紙及び同原稿に限り取扱ふ驛
有樂町驛,新橋驛

第二　旅客及び手小荷物輸送上の應急諸施設

一、輸送力の充實

震災後避難民の歸行する者及び罹災者救護等の爲め震災地に往復するものの激増に因り不取敢震災地着手小荷物の發送を停止し、一方列車運轉の可能なる線路に於ける旅客列車に對しては客車連結車數を增加したが、燒損の爲客車不足の狀態であつたから品川横濱間及び品川田端間開通の際の如きは貨車に依り旅客輸送を爲さねばならなかつた。その他の區間に在りても貨物列車に客車を連結し軍隊又は通學、通勤者等の輸送に充てる等極度に旅客輸送力の增加に努めたが、更に常磐線急行第八〇一、第八〇二列車は九月六日より同二十一日迄普通列車として運轉し又九月八日より同月二十七日迄中央線篠ノ井線各列車及び直江津上野間第一〇八第一一〇、第一一一第一一二第一一五第一一六、第一一七第一一九列車の二等車を廢止し、上野以北を運轉する列車亦寢臺車及び食堂車の使用を一時停止し、以て避難民その他の輸送及び東海道中央線不通の爲一方に增加した旅客輸送の緩和に資した。

二、汽船臨時運航

被害の最も激甚であつた東海道本線の開通には相當時日を要する見込であるばかりでなく、同線は交通上極要なる幹線であるが爲運輸上甚大なる影響を及ぼし、而も中央線亦不通の爲東京方面對關西方面との交通を支障すること甚大なるものがあつた。仍てその不通區間に對し汽船を臨時運航して旅客及び手荷物連絡輸送を爲し運輸上の支障を減ずるの必要あるを認め關釜連絡船高麗丸及び景福丸を急遽品川に廻送し九月六日より兩者交互毎日一往復宛芝浦清水港間の運航をなし罹災者の無賃輸送を開始した。而して芝浦清水港間百二十八浬運航時間はこれを十二時間としその發着時刻は

下り　芝浦午後五時發　清水着翌午前五時
上り　清水午後八時發　芝浦着翌午前八時

と定め、その定員は當初景福丸は二千五百人、高麗丸は千五百人、福丸は千八百人、高麗丸は千二百人に改めた。同二十一日東海道不通區間徒歩連絡を開始すると共に更に平常の定員に復し、一般旅客の無賃輸送を廢し罹災者に對しては市町村長の罹災證明書持參者に限り無賃とし、他は總て左記運賃に依り田町驛發賣の乘船券を以て乘船せしむることゝした。

一等	八圓
二等	五圓貳拾錢
三等	貳圓五拾錢
二等寢臺料金一個一夜	壹圓

（前記料金には食料を含まず通行稅を含む）

然るに芝浦に於ける水深淺く連絡船は五浬の遠き沖合に碇泊するの狀態であつたから、九月二十八日より芝浦との連絡を止め運航區間を横濱清水港間（百十八浬）に變更し、同時に本航路經由東京、品川横濱各驛より江尻驛以西各驛着及靜岡、江尻兩驛より横濱、品川、東京各驛着旅客手荷物の取扱を爲すことゝし、尚震災地各驛と御殿場驛以西各驛との間に發着する小荷物の輸送をもなすことゝしたが、十月二日よりは連絡船に由る旅客の爲特に東京、東横濱間に臨時汽船連絡列車を運轉し連絡旅客に對し一層の利便を加へた。超えて十月十二日に至り東京、品川横濱各驛より江尻驛以西各驛着及江尻驛以西各驛より横濱東京間各驛着旅客及び手荷物の取扱を爲すことゝした。而して同船に由る旅客運賃は連絡船のみの乘客に對しては横濱江尻驛間鐵道運賃、船車連絡旅客に對しては當該乘車券面區間に對する鐵道運賃に依り、汽船内二等寢臺料金を一個一圓とし尚

食費は自辨とするも船内にては簡便なる食事を實費にて供するの設備をした。本航路は十月二十八日東海道本線開通に伴ひ廢止したが期間中輸送した旅客荷物數量は左の如くである。

	下り	上り	計
旅客	三九、九三二人	二一、〇〇八人	六〇、九四〇人
内無賃	二一、三八七人	四三人	二一、四三〇人
手小荷物	四六、三四七個	七三、四七九個	一一九、八二六個

三不通區間に於ける徒歩及び渡船連絡開始

幹線として交通上最も枢要なる東海道本線茅ヶ崎平塚間、山北駿河間及び中央本線與瀬上野原間を初め北條線岩井富浦間九重千倉間の被害は甚大であつて不通久しきに亘る見込であつたから極力これが復舊に努めた外、應急設備を施し相互列車を線路支障地點迄進行せしめ徒歩又は渡船の方法に依り連絡の途を開き、旅客手小荷物輸送上の利便を圖つた。その間天候の影響に依り徒歩渡船連絡設備破壞され再び不通となつたことがあり、輸送上の困難筆紙に盡す能はざるものがあつたが、これが爲旅客輸送上多大の效果を收めたことと思ふ。今徒歩連絡の區間及開廢月日等を示せば左表の如くである。

不通區間	徒歩區間距離	取扱種別	開始月日	廢止月日
茅ヶ崎平塚間	開始當時約一里後十二町に短縮	旅客	九月十三日	十月二十日
		新聞紙閉嚢扱郵便物	九月十三日	十月二十日
山北駿河間	約十七町	旅客	九月廿一日	十月廿七日
		新聞紙閉嚢扱郵便物	十月　四日	十月廿七日
同	同	手荷物	十月　四日	十月廿七日
同	同	その他の小荷物	十月十二日	十月廿七日
與瀬上野原間	約十五町	旅客	九月　七日	十月廿四日
		手荷物	九月廿七日	
		新聞紙閉嚢扱郵便物	十月　四日	
		その他の小荷物	十月十二日	
岩井富浦間	約三十町	旅客手荷物新聞紙雜誌新聞紙原稿	十月十四日	十一月廿七日
九重千倉間	約六町	旅客手荷物、小荷物旅客附隨小荷物	九月廿七日	十月十五日

四、震災地入込旅客の制限

九月二日東京、横濱附近一帶に戒嚴令施行せられたが、關東地方大震災の報一度全國に傳はるや同地の安否を憂ひて上京せんとするものは非常な數に上りその混雜名狀すべからず、さなきだに物資の不足した震災地に多數の見舞人が入込むのは救護事務遂行の上から支障が少くないので、政府は戒嚴地域に入込む旅客を制限して一般の秩序を保持する爲戒嚴關係官が各地に出張し審査の上入込を許可するの方法を確立したから、鐵道に於ても右の趣旨を體し三日午後三時半運輸局長名を以て各鐵道局長宛

東京、横濱附近一帶戒嚴令施行地域各驛ニ戒嚴關係官出張ノ上震災地ニ入ル者ヲ審査シ

(イ)公務ヲ有スル者
(ロ)自ラ給養ノ途アル者
(ハ)震災地域ニ家族ヲ有シ已ムヲ得サル者